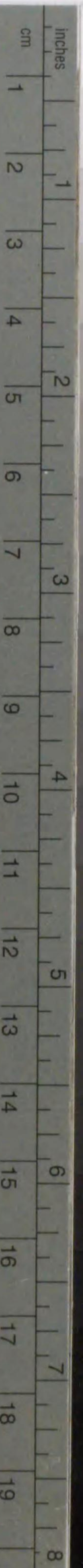


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

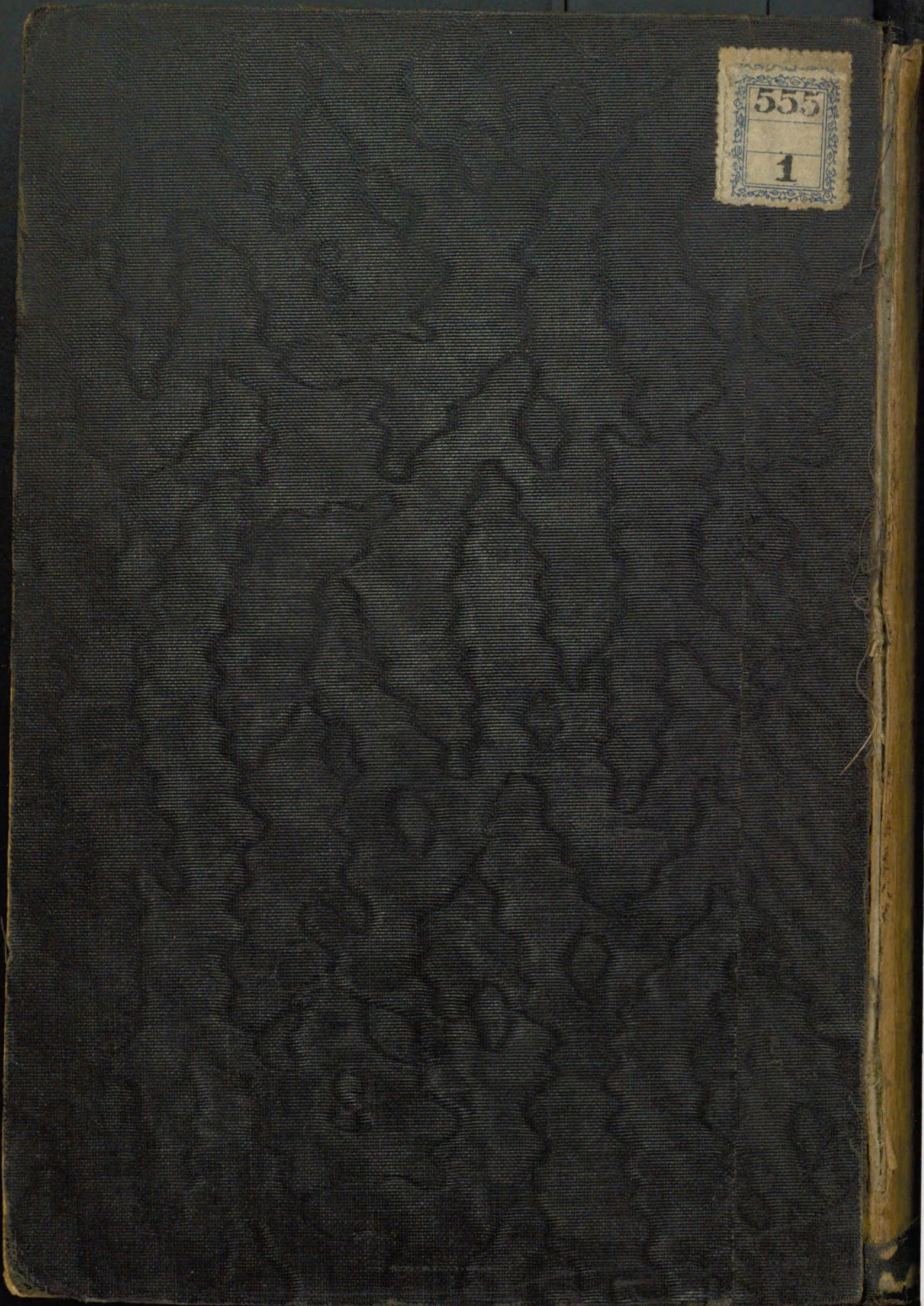


Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

555
1




6.2.2

書
大物
切
記

漢籍國字解全書

第七十卷



先哲遺著追補



籍國字解全書

第十七卷



先哲遺著追補



漢籍國字解全書

第十七卷



先哲遺著 漢籍國字解全書 第十七卷

例言

一、墨學は儒學と共に、周末思想界の二大統宗にして、共に一世を風靡せしものたり、其所説の警拔非凡なる、固より疑を容れず。孟子の爲に、無父の邪説として擯斥せられし兼愛論の如きも、未だ必ずしも孟子の言の如くならざるのみならず、今日の功利主義倫理説と其要歸を同うし、倫理學上の一大卓見たり。又階級政治の非理を鳴らして尙賢尙同を言ひ、戦争を否認して非攻を語り、厚葬の生産力を毀損するを憂へて節葬を議し、音樂の奢靡亡國を慨きて非樂を談じたるが如きは、もと時弊に激して出でたるものなれば、其説必ずしも中正なりと言ふを得ずと雖も、經世家の輕々看過すべからざる一大思想たるや論なし。其孜孜として工

藝を講じ、實業を獎勵せるが如きは、支那教育史上、未曾有の偉觀たり。

一、然るに墨子の書は久しく異端邪說視せられしより、學者の之を研究せしもの無きを以て、傳寫の間に無數の譌誤を生じ、錯簡、衍剩、脫落の多きと、支那古書中の隨一たり。近時に至りて畢沅の「經訓堂墨子」孫貽讓の「墨子閒詁」出でたれども、譌誤の訂正せられざるもの、尙、極めて多ければ、之を讀むと容易ならず、「墨子講義」(故内藤 晚叟著)に講義を掲げず、又、訓點を加へざる編章散點せるを見て、其如何に難讀の書たるかを知るべし。今や牧野教授の國字解出でたり。二千年不可解の奇書、始て讀むべし。本書を繙く者は、教授の心勞の如何に大なりしかを思はざるべからず。

明治四十四年四月

早稻田大學出版部

墨子國字解序

或問予曰、子非儒者乎、何故解墨子也、且其解之、行以國字、務使人人易得而讀、是欲揚墨之道、益明於天下也、孟子曰、善言距楊墨者、聖人之徒也、而今子務明之何也、予曰、然、否、居予明告子、夫天地之道大矣、清淑秀靈之氣神矣、日月縣焉、山川載焉、四時行焉、萬物生焉、惟人也稟焉而具備、心之身之、思而得之、行而宜之、聖人名之曰仁曰義、自王公大人、順之者昌、違之者亡、此豈非孔氏之教乎、今夫墨翟之學、以兼愛爲宗旨、尊天明鬼、尙賢節用、黜戰禁暴、是或一道也、蓋周之末世、王室既衰、諸侯放恣、處士橫議、天下之苦於暴政也久矣、億兆之惑於邪說也衆矣、墨子以謂是其禍起於人人無所畏敬而自以爲智、無所愛恤而自以爲利也、於是其論天也、曰、孰爲貴、天爲貴、孰爲智、天爲智、又曰、君父師不仁者衆、而仁者寡、未可以爲法儀、惟天可以爲法儀、古之說天者、載于六經、見于百子、

或有以主宰而言、或有以理義而言、或有以形氣而言、乃若墨子、則以爲最貴、且智而能爲好惡賞罰者也、故又曰天愛人利人、故愛人利人者順天得賞、憎人賊人者、反天得罰、噫、是奚異于耶蘇基督之以天爲大君、大父而小君父者也、且其論愛人、以爲愛無差等也、曰愛人之國、若愛其國、愛人之家、若愛其家、愛人之身、若愛其身、是實欺己矯情、可言而不可行者也、縱令其可行乎、舉天下而悉爲善良君子可也、不然其弊無君無父、放僻邪侈、無惡不爲、幾何其不爲今時之無政府主義者也、是孟子之所以深懼而力距之也、雖然墨子豈獨如是而已乎哉、其意蓋謂人固可欺、天不容僞、故其當爲而不爲、當已而不已、皆俱獲罪于天、無所遜者也、是以世之懦夫、不自彊勉、而榮辱安危、諉于天者、墨子不取、徒自卑屈過損、甘爲奴隸而瀆辱天之寵靈者、墨子不取、驕惰奢侈、暴殄天物、而無益於民生者、墨子不取、殺人掠財、攻國奪地者、墨子不取、世官貴族壟斷勢利、壅塞賢路者、墨子不取、大凡此數者、不唯可以匡濟周末之時弊、雖聖人

復起必不易其言也、且孟子承孔子而閑聖道、外人猶有好辯之毀矣、况墨子非孔子而別創一教、固將與當時諸子抗爭作難也、是以其學說參驗錯綜、持之有故、言之成理、往々與泰西科學所傳同矣、其文章措辭、循々然守規矩、周匝無漏、亦與後世論理學法所述似矣、抑予因此有感焉、昔者我東洋文明支那最先開、始於虞夏、盛於商周、迨周之衰、教化廢於上、百家起於下、聖賢懼其說惑人心、害世道、而極力距之、今者東西各國文明隆昌、日新之學益出益進、則如嚮之儒墨二教者、其是非得失、不復待言而人人皆已辯之矣、但至其能知往古支那諸子之智、夙有唱其學于二千年以前者、則世未多有也、予哀其久而益湮晦、不可復識也、竊有心乎闡發而傳之、適早稻田大學出版部、有刊行諸子國字解之舉、託以墨子、予喜我素志之有諧也、乃不敢辭而爲之解、蓋要之孟子之距楊墨者、欲以救天下之溺于其害也、予之解墨子者、欲以使海內知我東洋往古文明之盛、不必遠遜于西洋今日也、然則予之於孟子也、其跡雖似相

反乎、其爲世謀者、亦未嘗不同也、刻成、乃書以弁于卷端云、明治四十四年五月藻洲學人牧野謙撰

墨子國字解凡例

一 本書は、先づ序説に於て、墨子時代の**大勢**、墨子の**傳記**と、其の**學術の由來**竝に**性質及び社會に及ぼせる影響等**の事とを論列し、後に**毎篇に就きて、章節を分ち講義をなせり**、

一 **周秦諸子の著を解するは、もと支那本土にありて猶且容易の業にあらず、何となれば文章風格既に後世と同からず、時代思潮亦各相異なればなり、況して我が邦に於てをや、而して墨子一書尤も甚しとなす、孟子一たび無父を以て之を黜け、漢武大に墨者を誅滅せしより以來、學者忌諱して講ぜず、展轉流落し、訛謬相承け、是正するに由なし、乃ち其の書に載する經、經説諸篇の如きは、本と宜く旁行して讀むべきことを篇中に明言なせしに拘らず、後人多く誤りて豎行して讀み、遂に紛錯淆亂して句讀すべから**

ざるに至る、其の他以て類推すべし、今予の無似なるや、遽かに取りて之が國字解を作る、譬へば新硎の刀を以て盤根錯節を試むるが如し、惴々焉として我が刃の缺損して徒に世の嗤笑を取らんことを恐るゝのみ、

一 近世清の畢沅に經訓堂本墨子あり、孫貽讓に墨子間詁あり、畢注は獨り彼邦に行はるゝのみならず、傳へて我邦に至り、天保年間翻刻の書あり、孫注は其の我邦に來るや年尙未だ久からず、世人多く見ること罕なり、然れども其の校訂解釋、廣く諸家を稽徴し、亦往々獨闢の説、見るべき者あるは、畢注の及ぶ所にあらず、今據りて底本となし、尙ほ本邦先儒及び清人の諸説を斟酌し、務めて解釋の公正ならんことを期す、但し古人の俱に未だ道破せざる處及び其の説ありと雖へども、未だ安からざる者は、則ち竊かに臆見を附し、以て大方家に質正す、

一 墨子本文多く脱誤贅錯あるは、讀む者皆既に之を知れり、信而好古は、孔子の我に教ふる所と雖へども、盡信書不如無書は亦孟子の我を誠むる所なり、今諸書に出入し、異同を検討し、或は覃思殫慮し、前後を照準し、脱者は之を補ひ、誤者は之を訂し、贅者は之を削り、錯者は之を正だし、毎篇の末に、存異を附し、仍ほ舊文を載せ、以て讀者の參考に供す、而して本文の舊本と異なる處は、字句の左旁に―を施し、以て標識となす、

一 毎篇の末、或は其の要旨を概括論述し、總評と題して附する者あり、或は其の文章段節に就き、結構布置を評述し、文評と題して附する者あり、或は此の二者俱に備はる者あり、或は其の一を闕く者あり、意義文法の明白瞭然たる者に至りては、二者俱に略して附せざる者あり、其の例必しも一ならず、

一 漢文自ら漢文の讀方ありて、必しも國文と一致なし難きは、世

既に定論あり、今此の著の讀方の如きも、亦予が從來慣讀の例に仍りて、世間專家の用法に従はざる者あり、讀者之を諒せよ、而して其誤謬にして雅馴ならずと爲す者は、願くは予が不逮を輔け之を正ださば幸甚、要するに、久く斧斤を入れざる山林に至りて根幹の計量に汲々たるや、未だ枝葉の整理に遑あらざるなり。

著者識す

墨子國字解上目次

序説

第一章 儒墨は周秦諸學の二大統宗

老子を孔子と對學するは周秦時代の思想にあらず——
儒學の起原——墨子は儒學に對抗して興る——墨子の兼愛主義——墨子は比較的科學に富めり——儒墨の競争

第二章 墨子以前竝に當時の支那社會

周代郷遂里閭の自治制度——同じく庠序學校の教育——
賢能の士は郷舉里選の公選に由りて進用せらる——
王政の衰廢群雄の角立處士橫議し諸學紛興せり

第三章 墨子の事蹟

墨子は史記に傳を立てず——墨子と孔子と同じく魯國に生る——墨子の學は周の太史尹佚より出づ——墨子の生涯は孔子の弟子七十子と同時にして初め儒學を脩む——墨子儒教の煩擾なるを嫉みて墨學を創む——墨子宋に仕へて大夫となる——墨子公輸般と俱に攻守の計を楚王の前に論ず——墨子の弟子禽滑釐同門三百人と宋城を守る——墨子齊衛越楚に歴游し越楚二王の招

第四章 墨子學説の由來並に各篇の要旨

聘を辭す——墨子平生の操行及び工藝——墨子の死歿及び年壽——墨子の遺著——墨子年表
墨子の思想は今の歐洲宗教科學の間に介在す並に近時支那名家の墨學西漸説——虚偽の文明の反抗より來れる節約論即ち節用節葬非樂諸篇の要旨——壓制的社會の革新より來れる階級打破論即ち尙同尙賢諸篇の要旨——社會的人道の擁護より來れる博愛論即ち兼愛非攻諸篇の要旨——宗教哲學兩思想の調和より來れる有神論即ち天志明鬼非命諸篇の要旨——科學的思想より來れる算數並に論理説即ち經綽説大取小取諸篇の要旨

第五章 墨學傳授の弟子後學並に墨學が社會に及ぼせる影響

墨學の流行は墨子死後群弟子の力にあり——墨派師弟の情誼——身命を捨て教義に殉ずるは墨派の本色——墨門の諸子——墨學の分派(勤儉力行派、辯論學派、非戰論派、雜派)——孟勝の死殉道の弟子百八十餘人——墨學の鉅子——教義の爲めに其の子を殺し、鉅子腹辯——墨學一變して戰國時代の任俠となる——聶政荊軻等の刺客行動は墨學より來る——墨派の學者天下に充滿す——墨學最も儒教學者に嫉視せらる

第六章 墨學衰廢の原由及近時支那學界の

墨子研究……………四二

墨學の不振の重なる原因は消極的勤儉力行と非音樂論に在り——始皇の焚書坑儒の舉墨學亦禁絶に遭ふ——漢の董仲舒學術統一の議——武帝儒學を尊崇し諸子を抑黜す——丞相公孫弘御史張湯等儒教を以て干進し墨學者を排斥す——俠客郭解の族誅——儒學の隆昌墨學の摧衰——墨學滅亡後の支那の歴史——近時支那學界に放たれつゝある墨學の曙光

第七章 墨學に對する諸學派の批評……………四四

荀子——論衡——莊子——司馬遷——呂氏春秋——尸子——淮南子——韓非子——韓退之——程子——朱子

第八章 墨子研究に資すべき書籍……………五二

墨子六冊——經訓堂本墨子五冊——墨子問詁八冊——墨子七十一篇上下二冊——墨子闡微二冊——墨子考乾坤二冊——墨子箋八冊——墨子樞義——墨子經說解——墨子講義一冊——楊墨哲學一冊

卷之一

親士第一……………五六

修身第二……………七三

所染第三……………八三

非攻上第十七……………三三六

非攻中第十八……………三三二

非攻下第十九……………三五三

卷之六

節用上第二十……………三六三

節用中第二十一……………三九三

節用下第二十二(闕)……………三九三

節葬上第二十三(闕)……………三九三

節葬中第二十四(闕)……………三九三

節葬下第二十五……………四〇一

卷之七

天志上第二十六……………四三七

天志中第二十七……………四五四

天志下第二十八……………四七八

卷之八

明鬼上第二十九(闕)……………

明鬼中第三十(闕)……………

法儀第四……………九五

七患第五……………一〇六

辭過第六……………一二三

三辯第七……………一四二

卷之二

尙賢上第八……………一四九

尙賢中第九……………一六二

尙賢下第十……………一九三

卷之三

尙同上第十一……………二二二

尙同中第十二……………二二三

尙同下第十三……………二四六

卷之四

兼愛上第十四……………二六六

兼愛中第十五……………二七四

兼愛下第十六……………二九二

卷之五

明鬼下第三十一……………五〇六

非樂上第三十二……………五四四

卷之九

非樂中第三十三(闕)……………

非樂下第三十四(闕)……………

非命上第三十五……………五六六

非命中第三十六……………五八四

非命下第三十七……………五九九

墨子國字解上

藻洲 牧野謙次郎 講述

序説

第一章 儒墨は周秦諸學の二大

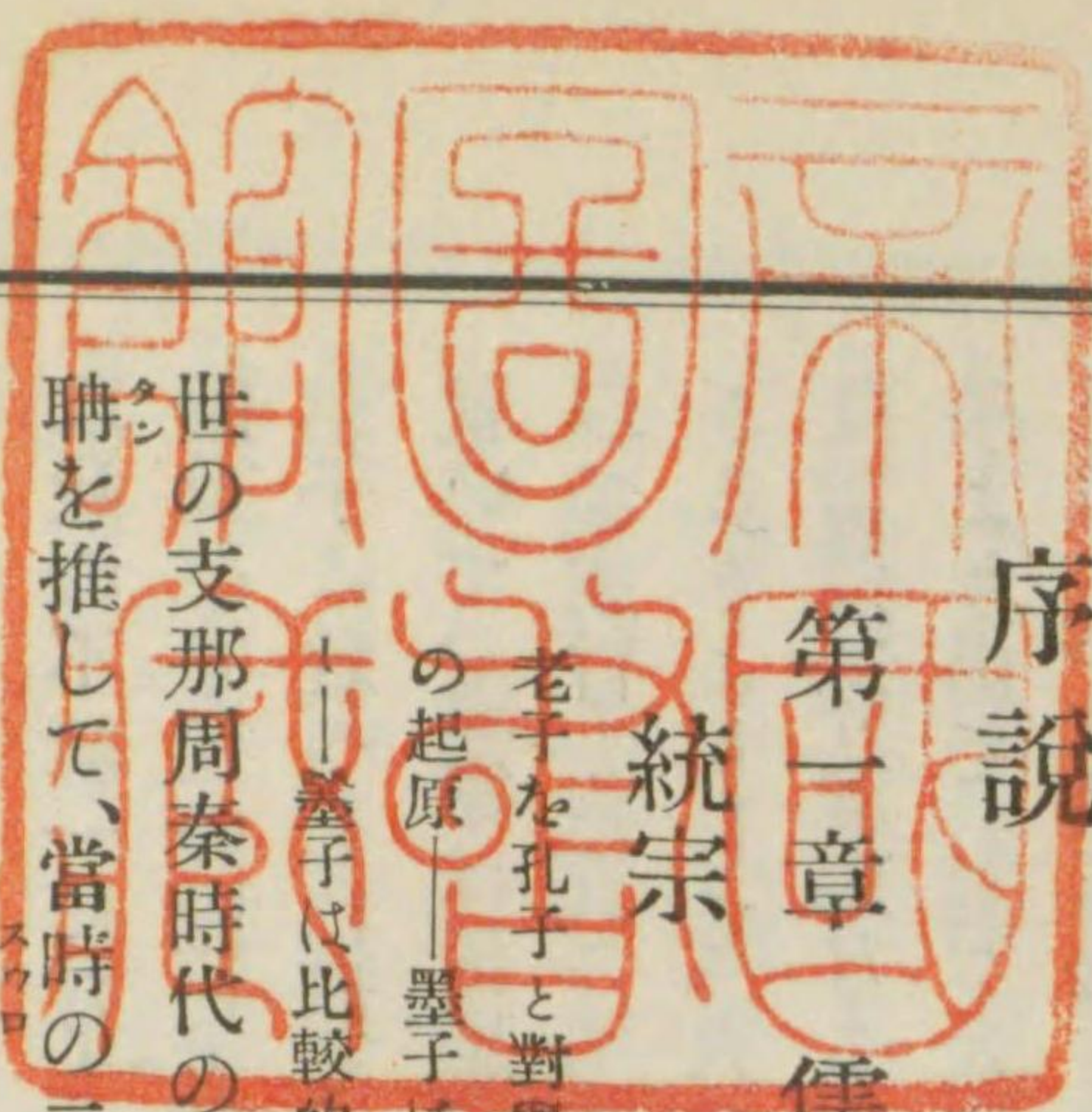
統宗

老子を孔子と對擧するは周秦時代の思想にあらず——儒學の起原——墨子は儒學に對抗して興る——墨子の兼愛主義

——墨子は比較的科學に富めり——儒墨の競争

世の支那周秦時代の學問を論ずる者は、大抵孔子老聃を推して、當時の二大導師となし、或は其の郷國に因みて、孔子を鄒魯學派の祖となし、老子を荆楚學派の祖となし、以て各南北思想界を代表する者となせり、然れども老子を以て孔子に對稱して、孔老二教の目あるは、寔に漢代以降の事となす、韓非曰く、世之顯學、儒墨也、儒之所至、孔丘也、墨之所至、墨翟也、蓋し戰國以前にありて、一世の歸嚮して統宗となせる

學問は、儒にあらざるときは則ち墨なりしとは亦以て見るべきならずや、漢の初め張良、曹參等老子を尊信し、竇太后(孝文帝后)亦黃老の言を好み、太史令司馬誕は道家を崇び、誕が子遷の、父命を奉じて史記を作るに及んで、特に老子を推尊せしより、後世遂に老子を以て、孔子に對抗して説を立つる者を生ぜしのみ、戰國時代に當りては、列禦寇、莊周の徒ありて、老學の鼓吹に力めしかども、其の説未だ大に顯はるゝには至らざりき、若し然らざるときは、韓非はもと刑名學者なれども、兼ねて老子を學びし人にして、彼の解老、喻老二篇、共に韓非子に見ゆの如き著論ありしに關せず、復た何が故に、當世の顯學を語るに儒道と曰はずして、儒墨と曰ひ、其の所至の者を擧ぐるに、孔丘、老聃と曰はずして、孔丘、墨翟と曰へりしか、且つ今其の文長きに涉れば、一々縷述せざれど



も、儒墨を對學して論せし者は、荀子、莊子、呂覽、淮南子の如き、苟も秦漢以上の古書、亦咸然らざるはなし、何ぞ獨り一の韓非のみならむや、乃ち周末諸子の學の起りし淵源を尋釋するに、漢の班固が藝文志に據れば、儒家、道家、法家、名家、墨家、縱橫家、雜家、農家、小説家の九流に分かれ、其の本皆周室の衰微して政教の不統一になりしより、王朝世官の家、散じて京師及び諸侯の國に之き、各、其の職司の學業を以て、弟子に教へしに始りし者と爲せり、而して其の中に就いて、道家は清虛自から守り、卑弱自から持するを以て主旨となせば、寡欲寬洪なると、謙遜にして驕らざるとよりして、人君南面の術となし、其の教祖老聃は、周の守藏吏なるを以て、道家の學は、周の史官の學より出でし者となせり、法家は、其の説、信賞必罰を以て、金科玉條と爲し、國家一切の事、悉く法治を以て辨すべしとなす、班固の説に依れば、周の理官（法官）の學より出でし者となせり、趙の慎到、鄭の申不害、韓の韓非等、尤も其の學を以て戰國間に著名なれども、春秋左氏傳に、鄭の子産が刑書を鑄たる事を載するを觀るときは、法家の學が、周代累世の政治の

仁弱振はざる積弊に鑑みて興りしとは、亦已に久しき以前にありしを知るべし、而して道家の學、本、虛無因應を尙び、仁義禮樂を薄んずるは、孔子の先王を祖述憲章し、最も郁郁乎として文章ある周公の治教を稱賛して、之に従はむとする意と正しく相反せり、然れば、道法二家は、春秋戰國の時に當りて、皆俱に儒家と對抗して起り、共に雄を天下に争はむと企てしも、竟に儒家の盛行なるには及ばざりしなり、况むや名家以下の諸家は、蘇秦、張儀等一流の縱橫家を除き、他は殆んど皆微微として、數ふるに足らず、且つ蘇秦、張儀の如きは、専ら一時の顯榮を目的として、列國に游説を試みし者にして、之を學術として觀るときは、固より未だ與に言ふに足らず、唯だ墨子は道法二家に比するに、後起の學問なるを以て、其の天下に及ぼせる勢力は、終に二家を凌駕し、儒教と顔頰して相下らず、俱に天下の顯學の名を、當世に博するに至りしことは、豈亦偉ならずと爲さむや、蓋し儒教は、孔子が周室王化の頽廢を慨嘆し、天下を匡濟し、周道を復興せむと思ひ、自國の君を始め、當時諸侯に歴游して勸説すれども、其の言行はれず、是に於て退

きて六經を刪訂し、門弟子と先王の道を講明せしに、其の常に説く所の言、周禮の六德、六行、六藝の事に屬する者、主要の大部分に居りて、即ち周禮に載する師以賢得民、儒以道得民（同書天官太宰）とある師儒の職が、往時の國民に教ふる者と類似せるを以て、世人遂に儒教の稱あり、又儒者儒家等の目ある所以なり、班固は以て、其の根源、周代司徒（大概我が邦内務文部二大臣を、一官とせる者の如し）の官より出でし者となす、然れば儒教の主旨は、德行、道藝を以て、斯民を教導し、之を軌物に納れて、至善に進ましむるにあれば、苟も國家社會の存在せる限り、其の必要にして闕くべからざることは、稍や極端なる例證の嫌はあれども、莊子に盜跖之徒問跖曰、盜亦有道乎、跖曰、何適而無道邪、夫妄意室中之藏、聖也、入先勇也、出後義也、知可否知也、分均仁也、五者不備而能成、大盜者天下未之有也と云へる、彼の盜跖が言に徴すとも、亦以て知るべきならずや、但其の謂はゆる德行、道藝は、善く用ふる者と、惡しく用ふる者との別によりて、或は以て孔子となり、或は以て盜跖となるを得べきなり、而して其の教が、人生日用上

に必需なることに至りては、亦俱に均しきのみ、然れば儒教の、當時天下に盛行する者は、固より其所なるのみならず、其の實は儒教の盛に行はれずして、衰頽の日に甚しきに由り、王室式微し、社會の統一を闕きて、春秋戰國の禍を招きし者なれば、今や僅かに道法二家と争ひ、雄を稱すればとて、毫も誇るべきにあらず、而して其の墨家に於けるや、彼れ其の後起の學問なるに拘らず、敢て悍然顔頰して相下らず、遂に韓非をして、又一論を續發して、孔子、墨子、俱道堯舜、而取捨不同、皆自謂眞堯舜、堯舜不復生、將誰使定、儒墨之誠乎（顯學篇）と曰はしむるに至りしは、是墨子の倡教、もと卓爾として諸家に超越せしことある乎、抑も其の學問諸家の特長を包該し、一術以て衆藝に比敵することを得るに由れる乎、將た其の教學、別に安心立命の捷徑ありて、其の徒をして、其の宗旨を篤信斷行せしめ、奮起邁往の氣、自然に天下を風動せし結果なる乎、孟子は孔子を祖述し、荀卿亦孟子に繼ぎ推されて、百世の大儒たる者なり、二子の墨子を攻撃論駁せし言、各、現に其の著書に彰然として傳存せり、而して孟子は、墨學の流行を以て、天下

に禍すること、堯代に於ける洪水猛獸の害より甚だしとなし、畢生の力を極め、好辯の譏を冒し、猶以て未だ自から足れりとなさず、其の同志を天下後世に求めて、善言距楊墨者、聖人之徒也と云へり、清の張惠言は之を論じて曰く、

當孟子時、百家之說衆矣、而孟子獨距楊墨、今觀墨子之書、經說大小取篇名、盡同堅白同異之術、蓋縱橫名家、法家、惠施、公孫龍、申韓之屬、皆出焉、然則當時諸子之說、楊墨爲統宗、孟子以爲楊墨息而百家之學、將銷歇而不足售也、

張氏の説に依るときは、班固が前きに論列せる九流の中にて、縦横家、名家、法家の學も、皆墨學の系統に屬して、名家の巨擘たる惠施、公孫龍、又は法家の碩學たる申不害、韓非の徒は、皆俱に墨學の流を汲まざる者はなし、されば墨學は、當時諸學の統宗となりて、學界霸王の大權は、儒に歸せざれば必らず墨に歸し、墨に歸せざれば必らず儒に歸せんとする概ありて、互に對抗の勢力を張らんと務めしことは、之を韓非が顯學の稱を以て、兩者を評せし者と、其の意殆んど一致をなせり、張氏又曰く、

墨之言諄于理而逆于人心者、莫如非命、非樂、節葬、俱に篇名此三言者、偶識之士、可以立折、而孟子不及者、非墨之本也、墨之本在兼愛、而兼愛者、墨之所以自固而不可破、兼愛之言曰、愛人者、人亦愛之、利人者、人亦利之、仁君使天下聰明耳目相爲視聽、股肱畢強、相爲勳宰、此其與聖人所以治天下者、復何以異、故凡墨氏之所以自託於堯禹者、兼愛也、尊天明鬼、尚同節用者、其支流也、非命非樂、薄葬、激而不得、不然者也、天下之人、惟惑其兼愛之說、故雖諄于理、不安于心、而從而和之、不以為疑、孟子不攻其流、而攻其本、不誅其說、而誅其心、斷然被之、以無父之罪、而其說始無以自立、

嗚呼、儒墨の二者其の主義相容れざる概要にして、墨子が、儒教の漢代以後、支那國教となりしより、歷朝二十四史の間に、悉く異端邪説の巨魁を以て黜けられて、長く世人に廢棄せられし所以は、亦寔に此に在り、墨子が周秦時代諸子蠱起の群より奮然挺進して、儒教と對立して、雄を當世に争ひし所以も、亦寔に此に在り、而して墨子が周代に出で、孔子の後に起りて、斯の教學を倡道せしことは、又是其の故、果し

て何によりて然る歟、予は請ふ、左の順序に循ひ、聊か之を後章に分論し、以て讀者の参考に資し、並に大方家の垂誨を待たむ、

- (一) 墨子以前、並びに當時の支那社會、
- (二) 墨子の事蹟、並びに年表、
- (三) 墨子學説の由來、並びに其の要旨、
- (四) 墨學傳授の弟子後學、並びに墨學が社會に及ぼせる影響、
- (五) 墨學衰廢の原由、
- (六) 墨子に關する諸學者の評論、
- (七) 墨子の研究に參考となすべき書籍、

第二章 墨子以前、並びに當時の支那社會

周代郷遂里閭の自治制度——同じく庠序學校の教育——賢能の士は郷舉里選の公選に由りて進用せらる——王政の衰廢群雄の角立處士橫議し諸學紛興せり、

時勢能く學問を生じ、學問亦能く時勢を造り、學問能く時勢を造り、時勢亦能く學問を制す、循環相因り、得失迭に著はるゝは、是古今内外、史籍の證する所、

昭昭乎として誣ふべからず、乃ち墨學一派の興廢盛衰の跡を驗するに、亦奚ぞ獨り然らざらむ、昔周室隆昌にして、治教海内に遍く、諸侯列國俱に王政を謳歌する時に當りて、比鄰里閭の制、庠序學校の設、賢を擧げ不肖を黜け、善を教へ惡を戒め、體統相承けて、王畿より侯國に通じ、管轄相隸して、家長より天子に達することを得るは、之を左記の文圖に觀て、亦已に明らかなるを信するなり、

周の制度を按ずるに、凡そ王城を距ること、東西南北各五百里以内を、王の直轄地とし、稱して邦畿と曰ふ、邦畿の外、名山大川、沃野險要等の處にして、國家の大利害に關する地を除き、其の他は悉く擧げて諸侯を封ず、其の疆域、公侯は百里、伯は七十里、子男は五十里と爲し、各高下大小の別あれども、概して侯國と稱す、侯國は姑く置きて論せず、邦畿は更に國及び郊甸の三大區劃に分ち、王城の在る處、之を國と曰ひ、國外百里の内を郊となし、六郷を設け、凡そ人戸五家を比となし、五比(二十五家)を閭となし、四閭(二百家)を族とし、五族(五百家)を黨となし、五黨(二千五百家)を州となし、五州(一萬二千五百家)を

郷となす、是六郷の法なり、郊外の地を甸となし、六遂を設く、凡そ人戸五家を郷となし、五郷(二十五家)を里となし、四里(一百家)を鄣となし、五鄣(五百家)を鄙とし、五鄙(二千五百家)を縣となし、五縣(一萬二千五百家)を都となす、是六遂の法なり、主宰の職は、比に比長あり、閭に閭胥あり、族に族師あり、黨に黨正あり、州に州長あり、郷に郷大夫あり、六遂亦郷長、里宰、縣正、鄣長、鄙師、遂大夫等の官ありて、之を治め、吉凶相扶け、利害相救ひ、疾病相恤み、死喪相弔せしめ、而して教學の方は、國中に國學あり、中央を辟雍と曰ひ、南を成均と曰ひ、東を東序、西を瞽宗、北を上庠と曰ふ、是を總稱して大學と爲す、大司樂(官名)之を教ふ、其の小學は師氏、保氏(俱に官の名)之を教ふ、王子以下、公卿、大夫、元士及び宿衛士庶の子弟、咸な此所に學ぶ、是を國中の學となす、六郷子弟の教育は、五百家の黨より始まる、其の學校を、二千五百家の州學と共に、序と曰ひ、郷の學校を庠と曰ふ、六遂亦之と同じく、鄙縣の學校を序と曰ひ、遂の學校を庠と曰ふ、以上は皆俱に小學となす、則ち今、之が數を計るに、國學を除き、六郷に郷庠六處、州序

三十處、黨序百五十處の割合に當り、六遂の内亦之と同數なるときは、郊甸の内、王城を距ること二百里に過ぎずして、其の幅員今の支那一大郡に及ばざるに、而も學校の數は、三百七十有奇の多きに上れり、此の外、學記(禮記の篇名)に載する家(二十五家)有塾と云へる、謂はゆる里の校室と云ふ者を合算するときは、亦其の數幾何なるを知らず、尙ほ之を郊甸以外の地、謂はゆる甸稍、縣都、公邑、采邑の各處に推すときは、大率邦畿千里に就きて、當に數千の學校あるべし、又之を畿外九州の侯國に推すときは、當に數萬の學校あるべし、豈に驚くべき學校の數ならずや、而して其の教たるや、知仁聖義忠和を六徳となし、孝友睦婣任恤を六行となし、禮樂射御書數を六藝となし、之を郷の三物となし、以て萬民に教へ、之を賓興す、賓興とは、卿大夫、毎年正月、教法を司徒(六卿の一、我が邦内務文部二大臣の職に當る)より受け、退いて之を其の郷吏に頒ち、各をして以て其の治下に教へしめ、以て其の德行(六徳、六行)を致へ、其の道藝(六藝)を察し、三年には大比(大試験)し、其の德行、道藝を致へて、賢者、能者を興し、賓禮を以て之を厚待し、

賢能の書を王に獻ず、王拜して之を受け、天府(王府庫)に登せ、内史(今の法制局長官の如し)之に貳す、(副本を製し藏むるを)而して後、其の才徳に従ひ登庸して、官職に就かしむるは、是周代盛時の制なり、以上は、周代の制度を記せる周禮を參據して、述ぶるところなるが、但周禮の書たるや、支那の諸儒已に往々其の眞偽を疑ふ者あり、且つ姑く上列の六郷、六遂の職員に就いて觀るに、六郷の吏、郷大夫六人、州長三千人、黨正百五十人、族師七百五十人、閭胥三千人、比長萬五千人の率となり、六遂、縣、鄙、贊、里、鄰の吏、其の數亦六郷の如くなるときは、通計三萬七千八百七十二人の多數を要すべし、王城を距ること、僅々二百里の内にして、設官の衆きこと此の如きは、冗員も亦甚しと謂ふべく、亦先づ斯の時世に於て、果して能く之を辨じ得らるゝか否かを疑はざること能はざるに似たれども、周禮に據るに、賓興の法、興賢者能者、此謂使民興賢、出使長之使、民興能入使、治之とあり、漢の鄭玄が注に依れば、使民自學賢者、因出之而使長之、民教以德行道藝於外也とありて、乃ち民選に膺れる賢者は、郷を出で、王朝の百官

諸府の長と爲るを云ひ、使民自學能者、因入之而使治之、治民之貢賦、田役之事於外也とありて、乃ち民選に膺れる能者は、本郷に入りて、比長以上地方の官たるなり、斯の如くにして、本地の人を人民より推舉し、因りて其の衆を治むることなれば、祿秩の費、儀制の飾は、必ずしも厚きを要せずして、其の情愛は親密を保ち、一旦事ある時は、徵調賦斂刑政政治の詳細なるに至るまで、躬親しく蒞まざることなし、事舉りて民擾騷せざれば、當時治教の遍く行はるゝこと亦宜ならずや、(以上孫貽讓氏周禮政要に據る)

周代の盛なる時、制度の整頓して、學問の醇厚堅實を尙ぶこと、是の如くなりしが、其の後、王室式微の厄運に會し、教化陵夷し、學校廢壞し、三綱淪んで九法斁れ、諸侯放恣にして、大は小を呑み、強は弱を合せ、謂はゆる亂臣賊子の跋扈跳梁と、民間處士の横議放論とは、俱に暴戾を極めて憚ることなき春秋時代となりて、孔子出づ、是に於て、天下の學問一變し、其の後七十子歿し、微言絶し、戰國の世に入り、百家蓋起紛争して、底止する所を知らず、墨翟の學は、實に其の間を以て生れたり、

第三章 墨子の事蹟

墨子は史記に傳を立てず——墨子は孔子と同じく魯國に生る——墨子の學は周の太史尹佚より出づ——墨子の生涯は、孔子の弟子七十子と同時に、初め儒學を脩む——墨子儒教の煩擾なるを嫉みて、墨學を創む——墨子宋に仕へて大夫となる——墨子公輸般と俱に、攻守の計を、楚王の前に論ず——墨子の弟子禽滑釐、同門三百人と宋城を守る——墨子、齊衛越楚に歴遊し、越楚二王の招聘を辭す——墨子平生の操行及び工藝——墨子の死歿及び年壽——墨子の遺著——墨子年表

漢の司馬遷が著はせる史記は、上世より西漢の初期に至る支那歴史の、比較的根據すべき書と稱せらるれども、其の儒家、道家の如きは、孔子、老子を始め、各、本傳を立て、事の始末を紀し、殊に孔子に至りては、躋せて世家となし、他の諸子の列傳中に在る者と、其の撰を異にして、尊崇の意を表せるに反して、墨翟一流は、初めより殆んど眼底に置かざる者の如く、僅かに孟子、荀卿の傳中に、當時の諸子を附帶して叙せる後に於て、蓋墨翟宋之大夫、善守禦、爲節用、或曰竝孔子時、或曰在其後の數語を著くるに過ぎ

(孫氏の推定に據る、後掲の年表參看)初め周の文王の時、尹佚と云ふ者あり、文王召して道を問ふ、大史の官を以て、文武成康の四朝に歴仕し、世に史佚と稱す、賢徳を以て聞ゆ、尹佚二篇の書あり、世に傳ふ、(國語の晉語、漢書の藝文志に據る)桓王之世、其の後裔を史角と云ふ、王命を以て、郊廟の禮を、魯の惠公に教ふ、子孫因りて魯に留まり居る、墨子就いて之に學ぶ、(呂氏春秋の當染篇及び宋の王應麟の説に據る)大史の職、天神地祇の事を掌る、故に漢の班固は、墨子の學を以て、清廟の守より出づと爲す、(其の説、後に見ゆ)墨子又儒學を治め、孔子の術を受く、既にして以爲らく、其の教、禮文煩擾にして、民生を傷ひ、民業を害し、財力を費やし、人民を貧にす、其の弊源、周公、孔子の文飾を喜び、實用を務めざるに出づと、乃ち周道に背き、夏政を用ひ、以て天下を易へむと欲す、曰く大禹洪水を涇ぎ、天下を平かにす、其の身を苦しめ、形を勞するや、親しく橐耜を操り、腓に版なく、脛に毛なし、甚雨に沐し、疾風に櫛り、以て萬國を置けり、禹は聖人なり、而も猶ほ自から勤苦すること此の如しと、是に於て、學者をして粗衣粗食し、日夜

ず、其の學説、宗旨の如何は、固より知るに由なく、時代の如きも、亦前後兩可の説を持して、斷言せざれば、以て墨子の事蹟を紀せる者として、世に紹介するに足らず、東晉の葛洪が、神仙傳に、墨子を傳すれども、其の説荒唐怪誕に涉ることありて、亦未だ根據すべからず、近世清の孫貽讓は、諸家の書を管萃折衷して、墨子傳略を編述し、墨子の事蹟、稍、尋繹の便を獲たり、今其の説に據り、又時に所聞を加へて、左に掲載し、尙又參考の便に資せむが爲めに、孫氏が撰せる墨子年表を、其の後に譯載することとせり、

墨子、名は翟、其の字未だ詳かならず、魯の人なり、孔子と國を同じうす、(史記、漢書、皆墨子を宋大夫と稱せるを以て、後人遂に墨子を宋人となす者あり、又畢沅の如きは、墨子の書中に魯とあるは、楚國の邑魯陽の地にして、孔子の生れし魯國にあらずと云へども、孫貽讓は、墨子の貴義篇、魯問篇及び呂氏春秋の愛類篇、淮南子の脩務訓を引きて、其の魯國の人たることを證せり、今之に従ふ)、蓋し周の貞定王(我が紀元一百九十三年より二百二年に至る、即ち西曆紀元前五百六十八年より四百四十一年に至る)の時に生る、

勤勞して、自から休まざらしむ、曰く、此の如くなること能はざれば、禹の道にあらざるなりと、(淮南子、要略篇、莊子、天下篇等參據)其の説尤も兼愛、交利を以て宗旨となし、敢て己が恩讐を以て、意に介することを爲さず、公輸般と云ふ者あり、機巧を以て天下に聞ゆ、楚王に説き、宋を攻むることを勸む、是より先き、墨子、宋に仕へて大夫となる、後に子罕の讒を以て獄に囚はる、既にして釋されて出でて魯に居る、是に至りて墨子之を聞き、急に魯を發し、百舍重繭して、行くこと十日十夜、始めて郢(楚の都)に至り、公輸般に見え、其の不可なることを言ひ、又因りて楚王に謁し、非攻の義を歴陳す、楚王、公輸般、皆之を難ずること能はず、而して攻宋の念亦衰へず、墨子乃ち請うて、公輸般と攻守の技を角す、公輸般九たび攻城の機變を設けしかど、墨子九たび之を距ぐ、公輸般攻城の術盡きて、墨子は守圍の方餘りあり、公輸般終に、智窮し力拙して、復た機械を操らず、曰く、吾は子を距ぐ所以を知れども、吾言はずと、墨子亦曰く、吾は子が吾を距ぐ所以を知れども、吾言はずと、楚王其の故を問ふ、墨子曰く、公輸子の意は、臣を殺さむと欲

するに過ぎず、臣を殺すときは、宋能く守ること莫くして、攻むべしと思へばなり、然れども、臣が弟子、禽滑釐等三百人、已に臣が守禦の器を持して、宋の城上に在りて、楚寇の至るを待てり、たとひ臣を殺すとも、宋の守禦を絶つと能はざるなりと、楚王曰く、善しと、乃ち宋を攻むることを止む、(公輸篇に據る)後人此よりして、凡そ天下の其の義を堅守して、變ぜざる者を稱して、墨守と曰ふ、墨子又、齊衛越楚の諸國に歴游す、(貴義、魯問、公輸、耕柱の諸篇參據)齊、魯を伐たむと欲す、墨子乃ち項子牛及び齊王に説いて之を止む、魯、鄆を攻めむと欲す、墨子、陽文君に見え、説いて之を罷む、墨子已に兼愛を以て宗旨とす、故に攻戰を以て人を殺すことは、最も其の惡む所たり、是を以て當時の戰禍、墨子の説に頼りて禁息する者、蓋し亦鮮からず、而して天下の大勢、喪亂未だ熄まず、強弱相競ひ、大小兼併し、諸侯方に攻伐を以て賢となせしかば、其の説大に行はれず、書史の所載、僅に此に止まれり、其の自から身を持すること、清廉謹嚴にして、肯て進退取予を苟もせず、弟子、公尙過と云ふ者、越に仕ふ、越王、公尙過をして車五十乘を以て、墨

子を魯より迎へしめて曰く、請ふ故吳の地方五百里を割きて、封邑と爲さむと、墨子、公尙過に謂ひて曰く、子、越王の志を觀ること何若、越王將に吾が言を聽き、我が道を用ふるときは、翟將に往きて腹を量りて食し、身を度りて衣し、自から群臣に比せむとす、奚ぞ封邑を以てすることを爲さむ、抑も越王、吾が言を聽かざるに吾の往くときは、是我義を以て糶をなすなり、均しく是糶をなさむか、亦我が中國に於てせむ、何ぞ必ずしも遠く彼の越に於てせむやと、(魯問篇に據る)楚の惠王亦墨子の書を読み、之を悦んで曰く、良書なり、寡人天下を得ずと雖も、願くは賢人を養ふことを得むと、乃ち祿を厚くし、墨子を留めむと欲す、墨子辭して曰く、翟聞く、賢人は道を進めて行はれざれば、其の賞を受けず、義聽かれざれば、其の朝に處らず、今や書未だ用ひられず、請ふ行らむと、惠王、陽文君をして之を追はしめ、書社五百里を以て封邑となし、固く留まらむことを請はしむ、墨子遂に受けずして去る、(孫氏の墨語に引ける渚宮遺事に據る、原書未見)其の行、介然として、操守の固きこと、大率此の如し、故に後世、説を爲す者曰く、墨子岐

路を見るときは、之を哭すと、(呂氏春秋の疑似篇、賈子新書の審微篇に據る)蓋し其の以て南すべく、以て北すべく、一步の差よりして、千里の謬を致すが爲めなり、又曰く、邑を朝歌と號するときは、墨子、車を廻すと、(史記の鄒陽傳に據る、淮南子の説山訓、亦之を載す、但文少し異なれり)蓋し墨子、儉を尙び、樂を非とす、故に其の名を惡みて入らざるなり、此等の類、其の事の眞否未だ知るべからずと雖も、墨子が、平生翼々、惟謹めることを形容するに於ては、亦以て其の髣髴を想見するに庶幾きなり、墨子亦工藝に精し、攻守の機械制作頗る衆し、本書に載見する者、得て攻ふべし、又嘗て木鳶を爲る、三年にして成り、飛ぶこと一日にして敗る、弟子曰く、先生の巧至れり、能く木鳶を飛ばしむと、墨子曰く、車輓を爲る者の巧たるに如かず、彼の車輓を爲るや、呎尺の木を用ひ、一朝の事を費やさず、而も三十石の任を引き、遠きに致し、力多くして、歳數に於ても久しきに堪ふ、今我鳶を爲

すこと三年にして成り、一日にして敗れたりと、惠子之を聞きて曰く、墨子は、大巧なり、但輓を爲るに巧みにして、鳶を爲くるに拙なりと、(韓非子、外儲説左上に據る)墨子の死、蓋し周の安王(我が紀元二百六十六年)の末年に在り、年壽八十九歳と云ふ(葛洪の神仙傳には、墨子年八十有二にして、周狄山に入り、道を學ぶとあれども、虚誕の説信すべからず、孫貽讓は、親士篇に吳起の車裂を説き、其の事、安王二十一年にあり、非樂篇に、齊の康公が興樂を説き、康公の卒は、安王二十三年にあり、是より以後の時事は、更に見ることもなければ、墨子の死は、安王の末年ならむと推定せり、今其の説に據る)著はす所の書、漢の劉向校定して、七十一篇となす、其の中、門弟子の記する者多し、蓋し半に過ぐ、今復た闕佚し、傳はらざる者十八篇、其の現存する者を五十三篇となすと云ふ、

墨子年表

周貞定王元年是神武紀元一百九十三年西紀前四百六十八年にて孝昭天皇八年に當る

八	七	六	五	四	三	二	元真定王	周
七	六	五	四	三	二	悼公元	廿哀七公	魯
十四	十三	十二	十一	十	九	八	出公七 <small>魏桓子 韓康子 趙襄子</small>	晉 <small>魏韓</small>
廿	十九	十八	十七	十六	十五	十四	平三公 <small>田成子</small>	齊 田齊
八	七	六	五	四	三	二	昭公元	宋
二	哀公元	卅八	卅七	卅六	卅五	卅四	卅聲三公	鄭
廿八	廿七	廿六	廿五	廿四	廿三	廿二	廿惠一公	楚
四	三	二	元王鹿郢	卅一	卅	廿九	廿王勾踐	越
							親士篇に親王勾踐遇 吳王之醜而尙攝中國 之賢君とあり所染兼 愛非攻公益の諸篇に も勾踐の事見ゆ	墨子時事
二百	百九十九	百九十八	百九十七	百九十六	百九十五	百九十四	百九十三	神武紀元

十五	十四	十三	十二	十一	十	九		
十四	十三	十二	十一	十	九	八		
四 <small>魏韓趙の 三家智伯 と與に范 中行の地 を中分つ</small>	三	二	哀公元	十七	十六	十五		
二 田襄子	宣公元	廿五	廿四	廿三	廿二	廿一		
十五	十四	十三	十二	十一	十	九		
共公元	八 鄭人弑哀 公	七	六	五	四	三		
卅五	卅四	卅三	卅二	卅一	卅	廿九		
五	四	三	二	元王不壽	六	五		
非攻中篇に智伯攻中 行氏范氏并三家以爲 一家とあり	魯問篇に鄭人三世殺 其君とあり哀公即ち 其の一なり							
二百七	二百六	二百五	二百四	二百三	二百二	二百一		

十六	十七	十八	十九	廿	廿一
十五	十六	十七	十八	十九	廿
五 智伯魏 襄子圍 陽子圍 韓子圍 趙子圍 智伯殺	六	七	八	九	十
三	四	五	六	七	八
十六	十七	十八	十九	廿	廿一
二	三	四	五	六	七
卅六	卅七	卅八	卅九	四十	四十一
六	七	八	九	十	王翁元
二百八	二百九	二百十	二百十一	二百十二	二百十三

非攻中篇に、智伯、圍趙襄子於晉陽、韓魏趙氏擊智伯大敗之とあり、亦、魯問篇にも見ゆ、

魯問篇に公尙過、説越王、越王、使公尙過迎墨子於魯とあり、疑ふらくは王翁中晩年の事たらむ

非攻中篇に蔡亡於吳越之間とあり

廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	考王元
廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
四十二 蔡を滅す	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九
二	三	四	五	六	七	八	九
二百十四	二百十五	二百十六	二百十七	二百十八	二百十九	二百二十	二百廿一

魯問篇に公輸般楚に至り舟戰を爲り墨子與に鉤距を論ず公輸般雲梯を爲り將に宋を攻めむとす墨子郢にち至り楚王に見ゆ乃ち攻めざりし事を云へり渚宮舊事にも並

三	八	十六	卅三	四十六	九	廿六	魯問篇に魯陽文君將に鄭を攻めむとするとき鄭人三世殺其父の語あり疑ふらくは當に二世殺其君に作るべし即ち哀公幽公の殺さるゝことを指すなり	二百卅八
四	九	十七	卅四	四十七	十	廿七		二百卅九
五	十	十八	卅五	四十八	十一	廿八		二百四十
六	十一	十九	卅六	四十九	十二	廿九		二百四十一
七	十二	烈公元	卅七	五十	十三	三十		二百四十二
八	十三	二	卅八	五十一	十四	卅一		二百四十三
九	十四	三	卅九	五十二	十五	卅二		二百四十四
十	十五	四	四十	五十三	十六	卅三		二百四十五

十一	十六	五	四十一	五十四	卅四	二百四十六	
十二	十七	六	四十二	五十五	卅五	二百四十七	
十三	十八	七	四十三	五十六	卅六	二百四十八	
十四	十九	八	四十四	五十七	卅七	二百四十九	魯問篇に齊の項子牛三たび魯地を侵ししことを載す此の葛及び安陵を攻むるは即ち三侵の一なり
十五	二十	九	四十五	五十八	王翳元	二百五十	齊魯を伐ち都を取るは或は亦三侵の一なり
十六	廿一	十	四十六	五十九	二	二百五十一	
十七	穆公元	十一	四十七	六十	三	二百五十二	
十八	二	十二	四十八	六十一	四	二百五十三	齊魯を伐ち郟を取らむは或は亦三侵の一なり

十	九	八	七	六
十八	十七	十六	十五	十四
趙韓魏 廿八 趙韓魏 廿三	趙韓魏 廿七 趙韓魏 廿二	趙韓魏 廿六 趙韓魏 廿一	趙韓魏 廿五 趙韓魏 廿	趙韓魏 廿四 趙韓魏 廿九
孝公元		田和魯 一 伐ち最を 取る	休公元	
十三	十二	二	康公元	廿七 鄭人繻公 を弑す
四	三	二	七	六
十	九	八	十七	十六
廿	十九	十八		
		黃式三謂ふ魯陽文君 將に鄭を攻めむとす とあるは此の年にあ りと未だ確ならず○ 齊魯を伐つは或は即 ち魯問篇に云はゆる 三侵魯地の事ならむ		魯問篇に魯陽文君の 語を載せて鄭人三君の 殺君とあり或は哀幽 繻の三君を指して謂 ふならむ然れども文 君と年合はず
二百六十九	二百六十八	二百六十七	二百六十六	二百六十五

十六	十五	十四	十三	十二	十一
廿四	廿三	廿二	廿一	廿	十九
趙韓魏 七 趙敬侯元 魏武侯元 韓文侯元	趙韓魏 六 趙韓魏 三三 趙韓魏 三八	趙韓魏 五 趙韓魏 二二 趙韓魏 二七	趙韓魏 四 趙韓魏 一一 趙韓魏 一六	趙韓魏 三 趙韓魏 一五 趙韓魏 二〇	趙韓魏 二 趙韓魏 一四 趙韓魏 一九
田齊太公 九 和田元年命 和文元年命 始元命 ぜられて 侯たり	十八	十七	十六	十五	十四
十	九	八	七	六	五
十	九	八	七	六	五
十六	十五	十四	十三	十二	十一
廿六	廿五	廿四	廿三	廿二	廿一
魯問篇に墨子見齊太 王とあるは即ち太公 和なり新序亦齊王と 墨子との問答を載す 即ち田和なり					
二百七十五	二百七十四	二百七十三	二百七十二	二百七十一	二百七十

十七	廿五	八	趙韓魏二二	田齊二、魯を伐つ之を破る	十一	十一	十七	廿七	齊の魯を伐つは或は即ち魯問篇に云へる三侵魯地の事ならむ	二百七十六
十八	廿六	九	趙韓魏三三	田齊桓公	十二	十二	十八	廿八		二百七十七
十九	廿七	十	趙韓魏四四	田齊二	十三	十三	十九	廿九		二百七十八
二十	廿八	十一	趙韓魏五五	田齊三	十四	十四	二十	三十		二百七十九
廿一	廿九	十二	趙韓魏六六	田齊四	十五	十五	廿一	卅一	親士篇に吳起之裂とあるは即ち其の事なり	二百八十
廿二	卅	十三	趙韓魏七、七	田齊五	十六	十六	卅一	卅二		二百八十一

廿三	卅一	十四	趙韓魏八、八	公薨す齊を亡ぶ	十七	十七	二	卅三	非樂篇に齊康公興樂萬とあり	二百八十二
廿四	卅二	十五	趙韓魏九、九	田齊威元	十八	十八	三	卅四	以後の時事本書に見る所なし疑ふらくは墨子の卒するは即ち安王の季年にあらむ	二百八十三
廿五	卅三	十六	趙韓魏十、十	田齊威元	十九	十九	四	卅五		二百八十四
廿六	共公元	十七	趙韓魏十一、十一	田齊威元	二十	二十	五	卅六		二百八十五

第四章 墨子學説の由來竝に各篇の要旨

墨學の思想は、今の歐洲宗教科學の間に介在す、並に近時支那名家の墨學西漸説——虚偽的文明の反抗より來れる節約論即ち節用、節葬、非樂諸篇の要旨——壓制的社會の革新より來れる階級打破論、即ち尙同尙賢諸篇の要旨——社會的人道の擁護より來れる博愛論、即ち兼愛、非攻諸篇の要旨

——宗教、哲學兩思想の調和より來れる有神論、即ち天志、明鬼、非命諸篇の要旨——科學的思想より來れる算數、竝に論理説即ち經經説、大取、小取諸篇の要旨

墨子の事蹟は、大概上述の如くなるが、墨子の學説は乃ち前章所述の周室式微、王道衰頹して、世は春秋戰國喪亂の時に際會し、當時の思想界、物質界に互れる風潮に反抗して起れる者、固より已に衆けれども、元

來學術の眞價は、宇宙の眞理を研鑽して、其の得る所を天下後代に傳へて、廣く世界人類に貢獻し、以て社會の進運に資益するに在り、乃ち今や墨學の主旨を尋釋するに、其の説頗る歐洲學者と暗合冥符する者、亦少なからず、然れば支那學者にても、近時の黃遵憲、孫貽讓、王闓運、康有爲、梁啓超の徒、或は墨子の書を解するに、西學の説を以てし、黃遵憲の如きは、墨學の西漸して、歐洲の宗教並に科學を開きしに非ざる歟を疑へるに至れり、我が邦現代の諸君、夙に墨學、墨書に就きて論述せられし者ありしならむも、予が孤陋、寡聞なるや、未だ其の專書として世に行はれし者あるを見ず、但時に哲學史若しくは雜誌類に於て、他の諸子と共に、其の概要の字句を、抄録論評せし者あるを聞けり、本宜しく比觀參考して、纂述すべきことなれども、今時期草急に屬し、未だ之に及ぶに暇あらず、姑く坐右架上にある二三成書に據り、參するに鄙見を以てすること左の如し、

一、虚偽の文明の反抗より來れる節用、節葬、非樂諸論

莊周言へることあり、三皇五帝之禮義法度、不於於

費することの、有害なるを知れども、枉を矯め直きを失し、餘りに薄葬、短喪に縮して、孝子貞婦の至情を傷ひ、反りて其の徒をして本を二にして、儒墨の間に彷徨疑惑せしむることを悟らず、(孟子、滕文公篇、墨者夷之求見の章參看)音樂の、奢侈淫佚の媒介たることを憂慮して、頻に音樂亡國の論を唱ふれども、鐘鼓管籥の和調は、能く人心の溼鬱を散じ、之をして清快愉快の間に、自然に感奮興起の思念を喚起し、施いて百事、敏捷に抄り行はるゝ要術たることを悟らざりしは、亦未だ單に賢者の過慮として、漫然看過すべからざる者ある歟、

二、壓制的社會の革新思想より來れる尙同尙賢諸論

太古蒙昧の世にありては、人人相聚りて、各自に親族的團體をなしし者が、氣運の開展は、人智の發達を促し、他族の團體たる諸部落と、交通頻繁の加はると同時に、競争生じ、結合起りて遂に國家を建て、社會を成し、之が總統として天子を立て、部長として諸侯を置き、其の下、宰相百官ありて、政府機關を具ふるに至れり、是に於て單純なる親族的合同を本位とせる、

同、而於於治、故譬三皇五帝之禮義法度、其猶粗裂橘柚、邪、其味相反、而皆可於口、故禮義法度者、皆應時而變者也、是れ天下を治むること、各々時勢の宜しきを酌みて、政術を施し、必ずしも一概に拘るべからざるを云へるなり、周室既に衰ふるや、當時過去數百年間、太平の餘弊を承け、虚文、縛禮の風俗勝ちて、篤實、堅朴の風乏しく、天下皆詐僞、欺負の患に懲りて、矯救、匡濟の必要を叫べる聲は、有識君子の口に頼りて起れり、孔子が林放の禮の本を問へるに答へて、禮與其奢也、寧儉、喪與其易也、寧戚(論語八佾)と云へるは、既に此の消息を泄らしし語ならずとせむや、墨子は孔子より後ること數十年なれば、其の弊更に甚しきを加へしことは、推知するに難からず、然れば其の矯救匡濟の言、亦自から強度に傾かざるを得ず、而して加ふるに平生の持論、極端なる非文主義なれば、遂に節用、節葬、非樂の諸篇となりて、現出せし所以なり、然れど唯徒に、天下の財力を愛惜、蓄聚するのみを知りて、積んで能く散じ、有無相通する大計の、民生を資益することを悟らず、厚葬、久喪の禮は、死者の爲めに物産を耗盡し、人力を無益の日月に消

親親主義と、複雑なる他族的統制を目的とせる尊賢主義と、互に折衷均衡を保ちて、内外の應酬接對に當らざるを得ざる實勢となり、而して此の二者の關係、苟も何れか一方に偏すれば、爲めに天下國家の成立に、至大なる影響を與ふること、なれり、支那歴史の語る所に據るに、周代の初め、太公呂尙は、佐命の元勳を以て齊に封せられ、周公姬旦は、王室の懿親を以て魯に封せられ、互に其の爲政の方針を吐露せし時、周公の魯を治むるに、賢を尊んで而も親を親しむを以てすることを、太公は後世寢弱なむと評し、太公の齊を治むるに、賢を尊んで而も功を尙ぶを以てするを、周公は後世必らず篡弒の臣あらむと論せり、蓋し前者の弊は、貴族世官、威權を壟斷して、國民の進取を挫きて、自暴自棄に陥らしめ、後者の弊は、利祿倖進の心を啓き、奪はざれば厭かざる禍を馴致すればなり、其後遂に、魯は公族三桓に弱められ、齊は田氏に篡はれ、二大聖賢の言、殆んど符節を合はするが如くなりき、周公既に此の親親主義を以て、治國の方針となししかば、其の周室の攝政に任じて、一代の制を定むるや、一方には吐哺握髮の勞を親して、尊賢

の禮を曠くせざれども、其の最重んずる所は、宗子維城の固めたる親親政治にあり、然れば周室王化の衰へ、百弊續出するに迫んでは、貴族世官の跋扈専恣となり、同姓諸侯は、外に勢力を争うて攻伐相滅し、公卿大夫は内に威福を竊みて、殺戮相踵ぎ、而して賢才異能の士は、學校選舉の制(前章に見ゆ)と共に廢黜せられて、一も其の懷抱を展ぶるに由なく、億兆人民は、苛征重斂の誅求に泣き、貪兵虐殺の鋒鏑に斃るれども、怨を呑み冤を抑へて、敢て訴ふること能はざりき、是孔子が、無位野人の禮樂に先進なるに反して、有位君子の禮樂に後進なることを嘆息し、(論語、先進篇、劉恭冕の正義に據る)又春秋の書に、世官の弊、賢路を塞ぐことを譏り(隱公五年尹氏卒の公羊傳參看)孟子が、仁賢を信せざれば、國の空虚たることを叫び、(孟子盡心下篇參看)王者作ることあらば、今の諸侯を比ねて之を誅すべし、(同萬章下篇參看)と痛論せし所以なり、然れば、墨子が尙賢を説きて、貴賤門地に拘はらず、賢能の士を重用するを以て、天下を治むる急務となし、尙同を説きて、天下の理義を一是の下に決定し、掲げて大憲大法とし、又有らゆる社會

の公德、私徳を擧げて、統一的制裁に依りて維持し、向上せしめむと欲するは、其の意亦孔孟の説と相同じく、皆俱に憂世、倡道の切なるより出づるなり、第孔孟の精神は、仍周公の賢を尊ぶと共に、重きを親を親しむ宗旨に存し、墨子の持論は亦、太公の賢を尊んで、功を尙べる主義と一致をなせり、而して尙同を説いて、統一的社會を理想とせるは、孔子の春秋に大一統の旨を明らかにし(隱公元年の公羊傳參看)孟子の梁襄王の問に、天下定於一を以てしたると、全く同じくして、俱に社會の進運を觀察し、民生萬世の大計を豫想して、立論せられし者なり、

論

三、社會的人道の擁護より來れる兼愛、非攻諸競争は通有的人性にして、苟も人として競争心なきは莫し、第善意の競争と、不善意の競争とに由りて、其の事、義と不義とに岐れ、其の極、功烈と罪惡との別を生ずるなり、故に舜何人也、吾何人也と奮發して、大聖虞舜と競争を試みし者は、豈、亞聖顔子にあらずや、(孟子、滕文公上篇參看)未だ古より、顔子の競争を非とせる者を聞かず、常恐祖生先吾而著(鞭

子中原と云うて、國家を恢復するを以て、親友と成功を競争せし者は、豈、晉代の英雄劉琨にあらずや、亦未だ古より、劉琨の競争を、非とする者あるを聞かず、されども此の競争心を悪用して、人の賢能を妬害し、國の富盛を忌憎し、若くは權威、勢力を恃みて、衆民を抑壓虐待し、或は私親一家の利益を計らむが爲めに、萬民の幸福を犠牲として顧みず、無名の兵を起して、他國を攻伐侵略し、無辜の良民を鋒鏑に殺し、人の子を孤にし、人の妻を寡にし、甚しきは、姦淫、掠奪、血河、骨山の慘狀を極めて、自から快となす者あるに至りては、天下の不義、罪惡其孰れか此より大ならむ、周末春秋戰國の時代は、實に此の不義、罪惡を以て、史乘の全頁を汚穢せりと云ふとも、敢て誇張の誣言にあらず、然れば孔子は、衛靈公が軍旅の事を問へるに逢ふとき、對へずして明日直ちに去り(論語、衛靈公篇參看)孟子の、春秋の世を稱して、義戰なしとなし(孟子盡心下篇)又當時の善戰者を評して、上刑に服すとなして(孟子離婁上篇)深く戦争攻伐を黜けし所以なり、今墨子に非攻篇ありて、戦争を極力非斥せるは、其の論旨、亦全く孔孟と相同じきが如し、

但孔子は足食、足兵、民信之矣の三條を並び擧げて、子貢の政を爲すことを問ひしに答へ、(論語、顔淵篇參看)又有文事者必有武備を以て、魯君を夾谷の會に輔けて、國威を齊國に示し、三都を墮つに兵力を以てし、(俱に史記、孔子世家、又は十八史略卷の一參看)陳恒の齊侯を弑するや、沐浴して討せむと請へる(論語、憲問篇參看)が如く、比較的に攻戰を非認する者にあらずして、墨子の非攻は、戦争を以て、絶對的不義罪惡として、立論せる者なるが如し、蓋し墨子の根本主義は、前章所論の如く、實に兼愛交利にありて、一身、國家、天下を擧げて、皆同一の愛を施し、同一の利を得るを以て、無上最善なる者となせば、其の理想自から極端なる非戰論に傾けるは、亦相因りて生ずる自然の勢なる歟、之を要するに、墨氏の時代は孔子の時より更に、中央政府の權力、極めて微弱にして、僅かに天子の空名を存し、地方割據の形勢、居然として列國帝王の觀をなし、而して其の下亦各々貴族世官の私を營み、威を振ふありて、戦争盛に行はれ、奸利踵ぎ起り、而も相生、相養の人道は、或は滅息するに近し、是容哲慈仁なる墨子が、傍觀坐視して默

黙たるに忍びず、滿腔血誠の迸出する所、竟に此の矯枉、過直の詭論に陥りし所以なるか、

四、宗教、哲學兩思想の調和より來れる天志、明鬼、非命諸篇

茫たる宇宙、萬物の死生消息の不可思議なるや、必ず冥々の間に、何等かの物ありて、之が樞紐となり、主宰となる者あり、因て壽夭、貴賤、禍福、吉凶を降せるならむと思惟するよりして、或は造物主の存在を説き、鬼神の威靈を言ひ、天を祀り物を拜して、祈禱、呪誦の禮起り、福善、殃惡の論出で、人の宗教思想、是に於てか生ず、是東西兩球の民均しく免れざる所にして、時代の蒙昧未開なる程、此の思想が、社會の萬事を支配する威力、尤大なりとす、而して睿哲識者の相繼いで出づるに及んでは、學問盛に行はれ、智識益々開け、之を原理に考へ、之を史實に徴し、始めに溯り終りを推し、又之を現代社會の實際に據りて、審定せざれば止まず、是に於て、嚮者の謂はゆる宗教思想は復深く憑依するに足らざること、なり、適ま之を言ふ者あるときは、一概に迷信の名を以て黜け、肯て顧みず、然れども、此其の所爲や、睿哲識者、理を見るこ

と明らかにして、説を持すること固くして、然る後に可なるのみ、中人以下の徒にありては、世界風氣の未だ全く開けず、人類靈智の、未だ全く進まざる時代に於ては、亦時に全く宗教思想を離脱して、盡く哲理及び實際のみに依據すればとて、以て社會の萬物萬事を、解決し進行すること能はざる者あり、乃ち孔子が、聖人設神道而立教(周易繫辭傳)と云ひ、孟子が天不言、以行與事示之而已矣(萬章下篇)と云へるが如き、亦皆俱に微かに、此の間の消息を語れる者にあらざらむや、されども孔子の、丘之禱久矣を云うて、子路の鬼神に禱らむことを請へるを卻け、(述而篇參看)孟子の泰誓に、天視自我民視、天聽自我民聽と云へるを引きて、人事に就いて、天心を驗すべきことを論せしが如き、(孟子萬章下篇)是亦俱に、哲理と社會の實際とを主位として、立論せし者なれば、彼の從來、迷信的宗教思想よりして、天地鬼神を崇拜尊信する者より觀るときは、其の説の、天下を風靡することとは、固より勅敵として抗爭せざるを得ず、是當時の思想界に於ける、暗闘の最大問答たりき、墨子は此の兩者の間に立ち、宗教の基礎上に於て、一種の哲學を

創立せむと欲せる者なり、是に於て完全圓滿なる意欲、感覺、情操、行爲を有せる天帝が、一切の生殺、予奪、黜陟、賞罰の大權を、絶對的に掌握せることを是認し、人の天意に順うて行動するときは、善人となり、天の賞を得て福を享け、天意に順はず行動するときは、天の罰を得て禍を蒙るべきことを論じて、天志の篇あり、天地の間、物として各々鬼神の司ることあらざるはなく、處として鬼神の在らざることなく、以て人の視履動靜を監察し、人の死するや、亦鬼神となりて、往々靈驗を顯はし、以て善を祐け、不善を誅するが故に、人は必らず正道を履み、善事を行ふべく、決して鬼神を侮蔑し、何等の知あらず靈あらざる者として、之を怠るべからざること論じて、明鬼の篇あり、天帝鬼神の存在して、神聖なること既に已に此の如しとするときは、隨うて人間の壽夭、貴賤、禍福、吉凶の類は、初めより一定せる運命として、各人に賦予して、復變動す可からざるには非ずして、乃ち其の人が、天志に順ひ、善に向ひ、行動して賞譽を得ると、天志に順はず、惡に向ひ、行動して誅罰を得るとに由れる結果なることを論じ、以て彼の世間、妄に天命に

誘して、勉強をなさず、偷懦、萎靡、游佚を事とし、甚だしきは、祖先の餘澤により、富貴を一身に私し、威權を當世に振ひ、賢才を妬害し、下民を迫壓し、傲然として、帝王、命あり、王公、種ありと高言して憚らざる者は、皆俱に天の罪人なれば、必らず天の嚴譴、重罰を蒙り、身死し國亡ぶる慘禍を免れざること言ひ、非命の論あり、乃ち孔孟の天人關係を説くや、人事を主要として人道を盡せば、自然に適應することと言ひ、墨子の説は、天意を本位として、天意に適應せむが爲めに、必らず人道を盡くすべきことを言へるなり、故に孔孟の教旨は、人は君父を以て、至尊至親と呼んで所天と曰ひ、君に忠を盡し、親に孝を盡くすを以て、天下の大經となし、萬事萬行皆儀則を此に取りて、汎く之を應用するを以て、定めて最要最大の急務となす、謂へらく、是の如くにして人の天に事ふる道、亦已に自から其の中に存せりと、謂はゆる、人事を盡くして天命を俟つとは、即是れなり、墨子の教旨は、君父は尊貴ならざるには非ざれども、亦是同じく人なれば、敢て全知全能と云ふべからず、然れば此れを以て儀則として人道を盡くすとなす者は、亦至

れりと爲すべからず、故に必らず圓滿なる人格にして、全知全能の主宰者を求むるときは、天帝の外、推すべき者なし、果して然らば、眞の大君、大父として、仰ぎ親しむべき者は、唯天帝即是れなり、而して人は皆天の愛子なれば、當に自他遠近の別なく、兼ね愛して交も利すべきなり、是乃人の天に事ふる道なれば、僅かに君父に忠孝を盡くし、家國に報すればとて、以て止むべきにあらず、是墨子が、宗教、哲學を調和して、倡道せる宗旨の概要なり、或は曰く、墨子の天帝を以て、最も神聖なる人的性格を具へて、宇宙一切を主宰せる者となし、其の外に諸鬼神ありて、禍福吉凶等の事を分掌すとなすこと、彼の天志、明鬼各篇に言へるが如きは、何ぞ其れ我が國、神道者流の説と相似たるや、蓋し我が謂はゆる天御中主神は、彼が謂はゆる天帝にして、八百萬神は、亦謂はゆる鬼神の類にあらざるか、而して墨子の宗教を説くや、唯専ら現世の禍福、吉凶、壽夭、貧富等の事に就いて、賞罰の典、得て逃るべからざることを云へども、佛氏の、天堂、地獄を言ひ、耶蘇の天國を説きしが如く、幽冥界に涉りて宿世、因果の理を論せず、是を以て、世或は其の教義

の示す所に従ひ、善を爲せども賞至らず、惡を爲せども罰降らざることあるときは、其の勸懲賞罰の説たるや、人をして疑惑を懷き、捍格して行はれざることも多し、是宗教上より觀たる墨子が説の、闕漏と云はざるべからざるなりと、然れども其の教や、天帝鬼神の存在なることを是認し、而も別に天國、天堂あることを説かず、専ら力めて人事の修むべきことを論述し、而も妄に宿命の、恃みて怠る可からざることを云はれしは、蓋し當時の支那、道家の學あれども、後世道教の東嶽(冥府の獄の如きもの)を説くが如き者にあらず、而して佛教、亦未だ東漸せざれば、墨子の智も亦、之を知るに及ばざるに由ると云へども、其の能く哲學を宗教に混融して、和調を圖りし者は、嗚呼墨子が墨子たる所以なり、即ち其の特色亦實に此に在りと謂ふべし、

五、科學的思想より來れる算數並に論理説即ち經經説大取小取諸篇の要旨

晋の魯勝(西晋武帝時代の人)墨辯を注し、墨子を論じて曰く、名者所以別同異、明是非、道義之門、政化之準繩也、孔子曰、必也正名、名不正則事不成、墨子著書作

辯經、以立名本、惠施、公孫龍、祖述其學、以正刑名、顯于世、孟子非墨子、其辯言正辭、則與墨同、荀卿、莊周皆非毀名家、而不能易其論也(下略、全文別に見ゆ)と、謂はゆる名とは、凡そ物は形に因りて起り、名定りて形益、明白、指説すべくして、晦混することなければ、孔子も事を成さむとすれば、必ず先づ名を正たすべきことを言へり、而して墨子は之を論辯上に用ゐて、大凡そ事物を論議するに方り、必ず先づ事物其の物に對して、明白に之が定義を下し、之を規則的に辭を綴り、語を累ね、層を逐ひ段を分ち、其の論壁、議壘を構成し、以て敵對者に抗爭進撃を試み、又は退嬰防禦の要具となせり、而して今や之を泰西傳ふる所の論理學に照らすに、亦殆んど是に過ぎざるが如し、姑く之が一證を擧げて言はむに、其の小取篇に曰く、夫辯者將以明是非之分、同異之處、名實之理、處利害、決嫌疑、焉、摹略萬物之然、論求群言之比、以名舉實、以辭抒意、以說出故、以類取、以類予、と、清の梁啓超、之を論じて曰く、墨子の謂はゆる辯は、即ち今の泰西論理學なり、而して此の文は、論理學の定義及び其の功用を論せし者なりと、而して梁氏は、又上述の以名舉

實とあるを釋して、墨子の謂はゆる名は、即ち論理學に謂はゆる名辭なり、以辭抒意とあるを釋し、辭は即ち論理學の命題なり、以說出故を釋し、説は即ち論理學の前提なり、凡そ論理學、必ず三段法を用ふ、其の第一段を大前提と謂ひ、第二段を小前提と謂ふ、墨子の謂はゆる説と云ふ者は、専ら小前提として視るを、差確當となすと云ひ、又墨子の以名舉實、以辭抒意、以說出故と云へる實と意と故とは皆、論理學の謂はゆる斷案なり、凡そ論理學必ず先づ名を指す、兩名を合せて一命題となす、例へば「墨子は支那人なり」と云ふが如し、即ち墨子と支那人とは、共に兩名詞たり、「墨子は支那人なり」と連續せる一語は、即ち一命題たり、又兩命題を擧げて大小前提となす、例へば「道行ありて能く人を救ふ者は聖人なり」と云ふが如きは、此大前提なり、「墨子は道行ありて能く人を救ふ者なり」と云ふが如きは、此小前提なり、此の如くにして、然る後に斷案出づ、斷案は即ち墨子の謂はゆる實なり意なり、而して墨子の斷案を下す時は、恒に故の字を用ゐて之を出せり、されば墨子は前述の如く以說出故と云へるなり、例へば「道行ありて能

く人を救ふ者は聖人なり、墨子は道行ありて能く人を救ふ者なり、故に墨子は聖人なり」と云ふが如し、「故に墨子は聖人なり」の一語は斷案たり、此の如くにして、謂はゆる三段論法、備はれり、要するに大小前提あるときは、斷案は自から出づるなり、而して墨子の謂はゆる以類取以類予と云へる類は、殆ど論理學の謂はゆる媒詞なり、論理學三段論法凡そ三名詞を含む、其の斷案の主位名詞は、亦小詞と曰ふ、斷案の賓位名詞は亦大詞と曰ふ、其の斷案中に見えざる名詞を媒詞と曰ふ、例へば「凡そ支那人は皆亞洲人なり、墨子は支那人なり、故に墨子は亞洲人なり」と云ふが如きは、亞洲人を大詞とし、支那人を媒詞となす、即ち墨子は媒詞が大前提と小前提との間に在るを取となし、小前提と斷案との間に在るを予となす者なりと、以上は梁氏が泰西の新學説を以て墨子の辯法に比附して、之を解釋し、以て我が東洋古代に在りて、今の論理學已に萌芽を生せることを論述せる者なるが、此の他、論理學の謂はゆる特稱命題、全称命題の分布式立證、比較推論及び内包、外延等の諸例、若くは歸納論法、續釋論法の得失に至るまで、梁

氏は墨子の言を援き、一一比附して、泰西今日の論理學已に東洋二千年の昔に存在せしことを論述したれども、今其の文甚長ければ略す(其の詳は、梁氏の著はせる飲冰室讀書錄に見ゆ)今按するに、梁氏の説、其の果して悉く中るや否は、未だ遽かに斷言すること能はざれども、魯勝の言に據るに、當時墨子の辯經を作りて、名本を立つるや、惠施、公孫龍其の學を祖述して、刑名を正し、世に顯はるとあり、而して惠施、公孫龍の詭辯を以て、戰國間に鳴りしことは、莊子の天下篇之を述ぶること詳かなり、(前章に見ゆ)孟子、荀子、莊子此の三子、亦皆雄辯健筆の傑物なるに其の論辯の法に至りては、俱に墨子と同じくして、平生の言皆、墨學を非毀すれども、獨り此の論辯法に至りては、敢て易ふる能はざることは、又洵に魯勝の言の如くなれば、墨子が諸子中に在りて、最も論理思想に富めりしことは、亦已に推知すべきなり、且つ墨子の學を論ずるや、其の泰西の新學と往往符合することあるは、僅かに此に止まらず、清の黃紹箕亦之を論じて曰く、經上以下四篇(經上經下經說上經說下)其の説幾何學、算學、光學、重學に兼及する者あり、則ち今の泰

西諸國が、民用を利して、富強を致す所以の者なり、然れども西人は思ひを藝事に覃すは、己が便を期し、適き用ゐて閑修をなし、以て自から娛樂するのみ、墨子は世の急に備へ、而も其の身を勞苦し、又守禦を善くし、而して攻伐を非とす、西人は逐逐焉として、惟兼并を是務む、其の宗旨蓋し墨子と絶異なりと(原文孫氏貽讓の墨語跋に見ゆ)今經及經説の諸篇を按するに、其の物を説き義を釋するや、往々幾何、算學、光學、重學の見地よりして言ふ者あり、黃氏の言、我を欺かざるなり、(此墨説を引證して論述せむと欲すれども、長文に渉るを以て、省く、宜しく各本篇を覽て知るべし)梁氏又曰く、墨子の時、諸子争ひ起り、儒家の言論、亦皆各、一壁壘を成し、一方面に據れり、而して墨子は後進を以て、其の間に崛起す、堅固の理論、博捷の辯才あるに非れば、以て他説を排して、己が説を伸ぶるに足らず、故に論理學其の他科學的の應用最も必要たり、是經上、經下、經說、大取、小取の諸篇ある所以なりと、蓋し之を要するに、經上、經下、經說上、經說下の四篇は、墨子が自ら定義を下せる一

部の辭典にして、大取小取は多く其の論理法を説明せる者と見做すときは、未だ必しも盡く中らすとも、亦決して遠く違へることはあらざるべし、墨子全書の篇目、尙、此の外に之を前にしては親士、修身、所染、法儀、七患、辭過、三辨、非儒の諸篇あり、之を後にしては、耕柱、貴義、公孟、號令、雜守の諸篇あり、又門人禽滑釐が墨子に聞きし説を録せりと稱する備城門、備高臨、備梯、備水、備突、備穴、備蛾、傳迎敵祠、箴幟、魯問の雜篇あれども、親士より三辨に至るまでは、大率上述諸篇の意義を或は節取し、或は拉雜して云へるに過ぎず、但、備城門より以下、魯問を除きては、皆、防敵備戰の法を言へば、漢の劉向が七略を著はし、各書を分類して、門目を立つるや、之を兵技巧家の中に入れて獨立の者とせしを、班固の藝文志を修むるに及んで、既に墨家の一流を立て、墨子の全書を掲ぐれば、省きて載せざりしことは、班固が自注に見えたり、墨子の主義は、非戰非攻にあるに拘はらず、汲々として兵備を論究するは頗る怪むべき觀あれども、墨子の意は、己が説行はれざるるときは、天下終に兵攻を免れず、故に備攻、堅守の法を講

じ、人をして害すること能はざらしめば、兵自から細して止むべしと爲し、亦是非戰、非攻の旨と竟に一致をなせるなり、然れども既に攻戰を防ぐに、亦攻戰を用ふるときは、是既に兵家の爲に效らひ、加ふるに必ず勝を求むることを以てすれば、其の弊、刻覈甚しく人を殺すを忍べることを、又兵家と同じからざるを得ざるべし、然れば墨子と雖も、畢竟絶對的非戰主義は亦終に行ふべからざる歟噫、

第五章 墨學傳授の弟子後學竝に

墨學が社會に及ぼせる影響

墨學の流行は墨子死後群弟子の力にあり——墨派師弟の情誼——身命を捨て教義に殉ずるは墨派の本色——墨門の諸子——墨學の分派(勤儉力行派、辯論學派、非戰論派、雜派)——孟勝の死、殉道の弟子百八十餘人——墨學の鉅子——教義の爲めに其の子を殺せし鉅子腹釐——墨學一變して戰國時代の任侠となる——聶政、荊軻等の刺客行動は墨學より來る——墨派の學者天下に充滿す——墨學最も儒教學者に嫉視せらる

耶蘇教の行はるゝや、必ずしも盡く基督が開創によるにあらず、十二使徒等傳道の力に待つ者多し、佛教の傳はるや、必ずしも咸釋迦が首倡によるにあらず、

城上に在りて、楚兵の來るを待てり、故に臣を殺すとも、絶つこと能はざるなりと云ひ、淮南子も亦、墨子の服役(弟子)者百八十人、皆可使赴湯蹈火、死不還踵、化之所致也(同書秦族訓)と云へるを觀れば、其の師弟間、情誼の如何は、豈に推知するに難からむや、夫れ人の世に立ち事を行ふに方りてや、其の當に務めて爲すべきことは極めて多し、必ずしも身命を棄て、死に赴くのみを以て能事とし、勇烈として稱すべきにはあらざれども、大凡そ人の欲する所は、生より大なるなく、其の惡む所は亦、死より大なるはなし、然るに今や、其の事を行ふに當りて、専ら身命を賭し、死且つ辭せざる者は、是其の人の欲する所は、更に生より大なる者あり、惡む所は亦死より大なるものあればなり、其の事に熱心なること此の如きに至りて、而して後、始めて與に、其の目的地に向ひ進みて、異變なきことを得べし、故に孔子も、殺身以成仁(論語衛靈公篇)と云ひ、孟子も捨生而取義(孟子告子篇)と云へり、今や墨子の弟子、斯の殺身捨生に當るべき者、其の衆多なること此の如し、嗚呼斯等の徒が四方に歴游し、師教を傳播せしことなれば、其の盛

十大弟子等弘教の功に負ふ者大なり、乃ち支那に觀るに、儒教の流布せしは、孔子の世にあらずして、七十子等各處に歸散し、各、其の學ぶ所を以て、時人に教ふるに至りて、其の道益、海内に傳播し、遂に後代の盛大を觀るに至りしなり、墨子の學問が、孔子の教と並び稱せられて、孔墨と云ひ、先秦西漢の際、推されて天下の顯學となりし者は、亦豈に獨り其の師倡の功のみならむや、即ち其の群弟子が傳道、弘教の熱心忠實なるよりして、終に斯の如き流布の盛大なることを致せしなり、蓋し墨子は前章所述の如く、儒道、法三大學派が、既に已に天下の勢力を分有せし後に崛起して、一派の學説を獨創開創せるを以て、最も弟子の教養に力を竭し、以て羽翼爪牙の任に充つる必要を感せしかば、其の師弟間相導き相輔くる心情の篤きとは、常人意料の外にありしこと勿論にして、乃ち同門相倚り相救ひて、萬難を排し、百死を冒すとも、敢て辭せざることは、姑く墨子の書中に據るに、墨子が公輸般と楚王の前に於て、宋國を攻むるを止むべきを論じて、たとひ今能く臣を殺すとも、臣が弟子禽滑釐等三百人は、已に臣が守圉の器を持し、宋の

大なる流布を天下に致して、當世を震撼せしは、豈亦宜ならずや、今聊か左に其の梗概を録し、以て當時墨學の趨勢が、果して如何なる影響を社會に與へしかを知らしめむ、清の康有爲嘗て曰く、耶蘇及び摩訶の末徒、僅かに十二人なれども、猶能く大成せり、况や墨子の百八十子をやと、嗚呼其の學を述ぶるに方りて、師弟源流の關係、何ぞ獨り没するを得むや、由來身命を捨て其の道に殉ずるは、墨派の本色なるが、墨子の弟子、其の禽滑釐等と宋を守る者三百人、又墨子と水火を踏みて死生を共にする者百八十人ありしことは、既に上述の如くなるが、今其の考ふべき者を擧ぐるときは崖略左の如し、

禽滑釐 墨門の高足にして多く群書に見ゆ、亦孔子の弟子ト子夏にも學べり、墨子に事ふること三年、手足胼胝にして面目黧黑なれども、身を役し給使し敢て欲することを問はず、(墨子備梯篇に見ゆ)弟子に許犯あり、許犯の弟子に田繁あり、俱に墨學の鉅子たり、(呂氏春秋當染篇に見ゆ)索盧參は東方の鉅狡を以て、亦禽滑釐に學べり、(呂氏春秋尊師篇に見ゆ)

耕柱子 本書に耕柱篇あれば、今其の事蹟略す、
隨巢子 著書六篇あり、隨巢子と曰ふ、漢書藝文志
に見ゆ、

高石子 耕柱篇に見ゆ、

高何 呂氏春秋尊師篇に見ゆ、

縣子石 同上、或は曰く、縣子石は即ち高石子と同
一人なりと、

公尙過 貴義篇に見ゆ、

勝綽

高孫子 勝綽と俱に魯問篇に見ゆ、

程繁 三辯篇に見ゆ、

跌鼻 公孟篇に見ゆ、

孟山 同上

曹公子 魯問篇に見ゆ、

彭輕生子 同上

弦唐子 貴義篇に見ゆ、

管黔敖 耕柱篇に見ゆ、

以上は二三子を除き、多くは墨子の各篇に散見する
者にして、要するに、墨子の高弟たりしことは疑ふべ
くもあらず、而して禽滑釐は上述の外、又莊子の天下

篇に、禽滑釐を擧げて、墨子と並び稱するを觀れば、
其の徒中にありて、最も傳統の宗たることを知るべ
し、其の他、諸子の門派は、今攷ふべからざれども、韓
非子の顯學篇に、自墨子之死也、有相里氏之墨、有相
夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、故孔墨之後儒分爲八、墨離
爲三とあるを觀れば、其の後墨學の分かれて三派と
なりしことは、復争ふべからず、莊子の天下篇には、
相里勤之弟子、五侯之徒、南方之墨者、苦獲、己齒、鄧陵子
之屬、俱誦墨經、而倍諺不同、相謂別墨、以堅白同異之
辯、相訾、以騎偶不侔之辭、相應、以鉅子爲聖人、皆願
爲之尸、冀得爲其後世、至今不決とあれば、當時
戰國の世、群弟子、各、其の師説を傳へ、互に執りて自
からはとなす者衆きこと亦知るべし、荀子の非十二
子篇に、宋鉞を擧げて、墨翟、宋鉞と並び稱して、其の
説を詳論せしこと、莊子の天下篇に、墨翟、禽滑釐を
並び擧げて論議せると同一筆法たれば、宋鉞も亦殆
んど一種の別墨ならむ、梁氏は墨學の派別を推究し
て左の四種となせり、而して惠施、公孫龍の辯學が墨
子より出でしは、晋の魯勝(已に前に出だす)、今世、
清の康有爲、皆俱に之を言へり、

一、相里勤五侯子の徒 墨子の勤儉力行の主旨
を述ぶる者多し、莊子天下篇に、後世墨者以裘褐
爲衣、以跣躡爲履、日夜不休、以自苦爲極とある
は、此の一派を指すなり、

二、苦獲己齒鄧陵子の徒 墨子の辯學、即ち論
理學を述ぶる者多し、上記の莊子、天下篇に言倍諺
不同、以堅白同異之辯、相訾云々とあるは、此の一
派を指す、此の派は盛に南方に行はる、惠施、公孫
龍等、亦俱に此の派の本宗たり、

三、相夫氏一派 詳かならず、

四、宋鉞尹文の一派 墨子の非攻及び節欲の説
を述ぶる者多し、莊子天下篇に宋鉞、尹文を稱し
て、以禁攻寢兵爲外、以情欲寡淺爲内とあり、
又孟子の告子篇に、宋棼の戰を息めむと欲する説
を載せたり、宋棼は即ち宋鉞(棼鉞古音通ず)なれ
ば、其の墨子の非攻説を祖述せし者なること明か
なり、莊子天下篇に、又宋鉞、尹文の徒が以別宥爲
始、語心之容云々を載せて、當時の心理學者たる
ことを言へり、されば宋尹の二子は墨學の外、又老
子の學を兼修せる一派の別墨ならむか、

以上派別の外に、雜派とも名づくべくして、群書に散
見する者は、

夷之 孟子の滕文公篇に見ゆ、

田俟子 漢書の藝文志に見ゆ、著書三篇ありと云
ふ、

我子 同上

孟勝 鉅子

田襄子 鉅子

徐弱 孟勝以下俱に呂氏春秋上德篇に見ゆ

腹綽 呂氏春秋去私篇に見ゆ、○鉅子

謝子 呂氏春秋去宥篇に見ゆ、

唐姑果 同上

田鳩 呂氏春秋首時篇に見ゆ、

纏子 王充の論衡に見ゆ、

以上諸子の中に、孟勝、田襄子、徐弱及び腹綽の四
人は、俱に墨派傳道の本宗にして、謂はゆる鉅子な
り、而して皆俱に己が身命、若くは其の子を以て、其
の教義に殉し、意氣の壯烈なること、遂に戰國任俠の
風を激成し、此より以後、世の墨子を稱する者、或は
直ちに俠を以て、其の教に名づけ、韓非の如きは儒以

文亂法、使以武犯禁、韓非子五蠹篇と云ひ、國平養儒俠、難至用介士(同上)と云ひ、司馬遷も亦、儒者用文亂法、而使者以武犯禁(史記の老莊申韓列傳)の語あり、其の論の是非は姑く置き、墨子の學、其實行を先にし、人の難を救ふに急なるよりして、意氣を尊び、然諾を重んじ、以て此に至れることは、亦深く怪しむに足らざるなり、請ふ今聊四鉅子の行爲を述べて、其の流源の由る所を示さむ、

墨者鉅子、孟勝、善荆之陽城君、陽城君令守於國、吳起之亂、陽城君與焉、荆罪之、陽城君走、荆收其國、孟勝曰、受人之國、而力不能禁、不能死不可、其弟子徐弱諫曰、死而有益、陽城君死之可矣、無益也、而絕墨者於世不可、孟勝曰、不然、吾於陽城君也、非師則友也、非友則臣也、不死、自今以來、求嚴師、必不於墨者矣、求賢友、必不於墨者矣、求良臣、必不於墨者矣、死之所以行墨者之義、而繼其業者也、我將屬鉅子於宋之田襄子、田襄子者、賢者也、何患墨者之絕世也、徐弱曰、若夫子之言、弱請先死、以除路、還歿、頭前於孟勝、因使二人傳鉅子於田襄子、孟勝死、弟子死之者百八十三人、二人以致令於田

襄子、欲反死、孟勝於刑、田襄子止之曰、孟子已傳鉅子於我、當聽、遂反死之、(呂氏春秋上德篇を節録す)

墨子の道、俠を尙べるが故に、友人失國の故を以て、之が爲めに死し、弟子其の師の故を以て、之が爲めに死する者百八十餘人の多きに至れり、其の慄悍輕死の風、未だ必ずしも悉く中正精義を以て稱揚すべきにはあらざれども、其の自から信じて道に竭すの心情に至りては、頗る世人を感奮興起せしむべき者あり、乃ち腹蘄の私を棄て、公に忠なる事の如きは、尤も天下の士を風動するに足れりとす、

墨者有鉅子腹蘄居秦、其子殺人、秦惠王曰、先生之年長矣、非有他子也、寡人已令吏弗誅矣、先生以此聽寡人矣、腹蘄對曰、墨者之法曰、殺人者死、傷人者刑、此所以禁殺傷人也、夫禁殺傷人者、天下之大義也、王雖爲之賜、而令吏弗誅、腹蘄不可不行墨子之法、不許惠王而遂殺之、子人之所私也、忍所私以行大義、鉅子可謂公矣、(呂氏春秋去私篇)

蓋し當時の墨學に、鉅子と云ふ者あることは、耶蘇教

に法王あり、西藏佛教に噶囉喇嘛あるが如くに、政教總轄の權力を具せずと雖も、少なくとも我が邦今日の神佛諸宗派に管長あるが如く、一教の主宰たる名譽と威權とを有し、而も其の人死せざれば、新繼者は敢て之と並立せざることは、孟勝が田襄子との間に、鉅子の名號を授受の事ありしに就きて觀るにも明かなり、而し其の鉅子の位に在る者は、皆義氣の高きこと、孟勝の友に死し、腹蘄の子を殺すが如き者なれば、縦ひ墨子の學よりして、當時の任俠者流を出さずとも、任俠者流の墨學を喜んで、之に歸することは、數の得て免れざる所なり、况んや、墨子が平生執持せる宗旨は、孟子が墨子兼愛、摩頂放踵利天下爲之と云へるが如き、極端なる義俠的兼愛の者なれば、當時其の流派が、戰國武斷抑壓の風潮に反抗して起れる任俠となり、一轉して刺客壯士を出だし、遂に法家道家の一流をして、其の以武亂國の嘆息を發せしむるに至りしなり、清の康有爲は戰國時代墨派の後學として、其の前述諸人の外に、

聶政 韓國の刺客にして、濮陽の人、嚴仲子が爲めに、其の仇人なる韓の相國俠累を刺して、自殺せし

者なり、事は史記の刺客傳及び十八史略卷之一に見ゆ、

荆軻 燕の太子丹の囑を受け、秦に至り、始皇を刺さむとして、成らずして死せし者なり、事は同上の書に見ゆ、

田光 荆軻を太子丹に薦め、後に自殺して太子の疑心を霽しし者なり、事は史記の刺客傳に見ゆ、高漸離 荆軻の友人にして、荆軻死後、變装して、始皇を狙撃せむとして克たず、殺されし者なり、事は同上、

の諸士を挙げ、以て其の行義は俱に墨學の實行主義より來れる者となせり、(孔子改制攷に據る)蓋し之を要するに、戰國時代、墨學の隆盛なるは、幾んど儒學と天下を中分せる概ありしことは、韓非が天下之顯學、儒墨也と云ひ、孟子が墨翟之言、盈天下と云ひ、呂不韋が、擧天下之顯榮者、必稱說二士(孔墨)二士死皆久、從屬彌衆、弟子彌豐、充滿天下、(呂氏春秋當染篇)と云へるを觀て、亦已に彰明なり、乃ち其の學の實際に勢力を奮ひしことは固より他諸派の、企て及ぶべきにあらず、是亦孟氏荀子を始め、儒家の嫉視方

擊すること、墨學に於て最も盛なりし所以なり、
第六章 墨學衰廢の原由及近時
支那學界の墨子研究

墨學の不振の重なる原因は、消極的勤儉力行と非音樂論に在り——始皇の焚書坑儒の擧、墨學亦禁絶に遭ふ——漢の董仲舒、學術統一の議——武帝儒學を尊崇し諸子を抑黜す——丞相公孫弘御史張湯等、儒教を以て干進し墨學者を排斥す——俠客郭解の族誅——儒學の隆昌墨學の摧衰——墨學滅亡後の支那歷代——近時支那學界に放たれつゝある墨學の曙光

儒墨二教の戰國時代に盛大なりしに關せず、後代に至りて、儒術の益、勢力を支那に得るに反して、墨教は實に異端邪説の巨魁として、百世に擯黜せられ、僅かに一代を通じて、一二好事者の外は、殆んど其の書を手にだにせざるに至れり、隨うて其の教義、學術の如きは、知る者絶えて無からむとす、吁是何に原由して然る歟、莊周は墨翟の説が専ら勤儉力行に偏し、非樂薄葬を主張するを見て、人情に反する者となして曰く、以此教、人恐、不愛、人、以此自行、固不愛己、未、敗、墨子道、雖、然、歌、而、非、歌、哭、而、非、哭、樂、而、非、樂、是、果、類、乎、其、生、也、勤、其、死、也、薄、其、道、大、蔽、(無、潤、の、意)、使

人愛、使、人、悲、其、難、爲、也、恐、其、不、可、以、爲、聖、人、之、道、反、天下之心、天下不堪、墨子雖獨能任、奈天下何、(莊子天下篇)と、是其の説専ら消極的節儉に傾きて、悲觀的思想に陥り易く、到底天下を経綸する大道となして論ずるに足らざることを云へる者なるが、今墨子の書を読むに、頗る此の感なきにはあらざれども、若し單に其の學説のみを以て、其の教衰廢の原因となすを得べくんば、戰國時代に當りて、上述の如く盛行はなかるべきなり、然れば、此必らず又他に一原由の存すること無くばならず、何ぞや、儒教の世主に利用せられて、其の天下を籠罩する具となりしことは、なり、秦の始皇既に六國を併合して、一大帝國を創建するや、丞相李斯の言を聽きて、焚書坑儒を擧行し、諸子百家の學悉く禁絶に逢遇し、墨子亦其の中に漏れざれども、唐人の竹帛烟消、帝業虛と謂へるが如く、未だ幾ならず、其の國亡滅して、劉項元來不讀書と詠はれし漢高の天下となり、二世孝惠始めて挾書の禁を解き、三世孝文游學の路を廣め、四世孝景を歴て、五世孝武に至り、益、文學を奨勵し、廣く天下治安の策を求めし時、董仲舒は一代の碩儒を以て、學術統

一の必要を説きて曰く、春秋大一統者、天地之常經、古今之通誼也、今師異道、人異論、百家殊法、指意不同、是上亡以持一統、法制數變、下不知所守、臣愚以為、諸不在六藝之科、孔子之術者、皆絕其道、勿使並進、邪辟之說、滅息、然後統紀可一、而法度可明、民知所從矣と、是春秋公羊傳、隱公元年春王正月の傳の說を援きて、孔子の主意は、統一的に在ることを言ひ、以て當時諸學異説の紛々として、國民道德の要旨を淆亂し、上下其の適從に惑ひ、爲めに政教の基礎、動もすれば動搖して、天下の人民、危懼を懷くことを免れざれば、六經孔子の教を採りて國教と爲し、其他の諸學を滅絶し、以て統一的教化を圖るべきことを説ける者なり、是より先孝文は、黃老無爲の説を悦び、孝武即位の初め、竇太后(孝文の後)亦黃老の學を尊信し、儒教を擯斥せしが、仲舒が此の説、武帝に採納せられしより、孔氏の主旨を推明し、百家を抑黜し、學校の官を立て、州郡をして、茂材孝廉を擧げしむるに、皆、孔子の教を以て、其の儀則標準と爲し、此に非れば進用するを得ざらしむ、尋いで公孫宏と云ふ者あり、文學を以て身を起し、丞相となるに及んで、上下

の士靡然として風に嚮ひ、政事法律の吏兒寬、張湯の徒の如き、亦皆争うて經術を以て吏事を飾るに至り、世は遂に儒教統一の時代となれり、是の時、公孫弘、張湯等の政策に反抗して、屢、異議を容れ、直言極諫を以て有名なる者を、汲黯となす、黯は學を好み游俠を喜び、氣節に任ず、又其の在野の士にして游俠を以て恩讎を快くし、勢力を民間に振ひ、公孫弘の嫉惡を受くる者を郭解となす、弘既に計を以て汲黯を間疏して遠郡に出し、又法を以て郭解を族滅し、是より益、銳意して、天下任俠の士を誅鋤せしかば、流石に戰國時代より、孔子と並稱せられて、盛行を極し墨學一派も、竟に稍く衰廢に歸し、降りて東漢の世に及んで、儒教の益、威力を得るに隨ひて、墨學は僅かに好事の士に頼りて傳はれども、専門學者として研鑽する人は、殆んど絶えて無く、唐代に至りて、韓退之、柳子厚等の集中に、墨子に關する論評あるを見れども、亦終に全部を通覽して、意見を吐ける者に非るが如し、况や其の他の諸人の如きは、固より深く論せずして可なり、然れども儒教の西漢以來、世主に採用せらるゝも、亦本篤く之を尊信して、實行せむが爲めには

あらず、亦唯だ古經の文義に攀縁して、己が私跡を掩飾し、以て自家子孫長久富貴の計を建つるに過ぎず、是に於て曲學阿世の士、競うて聖言に假托し、遺書を贗作し、眞偽紛淆して、遽かに辯析を爲し難く、遂に後世識者をして、三代聖人の學は、秦皇が焚書坑儒の禍に全滅せずして、漢武が求書崇儒の毒に長亡せしめたりとの痛歎を發せしむ、而して兼愛交利を宗旨とし、義俠氣節を尙べる墨學的思想風概は、頽然として地を掃ひ、擧國の人民徒に時王の彀中に入りて、其の羈絆を脱出するを得ず、積威專制の下に壓抑せられて、復獨立進取の氣象に乏しく、其の極、姦雄猾虜迭に起り、交も侵して、革命頻りに興り、國祚屢、移れども、竟に得て救ふべからざる者は、是豈漢氏以後、歷代支那社會の通性常態にあらずや、乃ち近時に及んで、其の邦學士大夫、書を著し、論を立て、墨學の全く廢すべからずして、墨書の必ず讀むべきことを云へる者、往々踵いで興らむとする傾向あり、然れども二千年來中絶久廢の學は、氣運の循環、時勢の需求に頼りて復活再興の必ず至る者ありと雖も、之を鷲鳥の培撃に逢へるに譬へむに、劍は鉅に痛は深く、佇立

跛足の間に、能く元氣を回復して、寥廓翱翔の雄飛を見るは、未だ得て望むべからざるが如し、

第七章 墨子に對する諸學派の批評

批評

荀子——論衡——莊子——司馬遷——呂氏春秋——尸子——淮南子——韓非子——韓退之——程子——朱子

眞理は競争の研鑽によりて發見する者となせば、墨子に對する他の諸子の意見を參考の爲めに、讀者に示すことは、亦研鑽の一助たることを信するなり、蓋し當時にありて墨學の勅敵たりしは、前述の如く儒學なりしが、儒家の急先鋒として墨學を攻撃せし者は、孟子に指を屈せざるを得ざれども、孟子の言は、既に前章に出だし及び本書後篇に於て隨處に載すべければ、今は荀子の論を左に抄出せん、
墨子之言、昭昭然爲天下憂不足、夫不足非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、今是土之生五穀、也人善治之、則畝數益、一歲而再穫之、然後瓜桃李一本、數以盈、鼓然後葦菜百蔬、以澤量、然後六畜禽獸一而割、專と同じ、車、鼈、龜、鱉、以時別、一而成羣、然後飛鳥鳧若烟海、然後昆蟲萬物生、其間可

以相食養者、不可勝數也、夫天地之生物也、固有餘、足以食人矣、麻葛、繭絲、鳥獸之羽毛、齒革也、固有餘、足以衣人矣、夫有餘不足、非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、(富國篇)

荀子の意は、天地の間、自然の産物と、人力の加工とを以てするときは、衣食日用の生計は、必ずしも墨子の如く極めて儉薄節儉を爲さざるとも、社會の經濟は、優に辨するに足ることを言ひ、以て墨子が極端なる節用主義を取りしことを譏れるなり、又曰く、
天下之公患、亂傷之也、胡不嘗試相與求亂之者誰也、我以墨子之非樂也、則使天下亂、墨子之節用也、則使天下貧、非將墮之也、說不免焉、墨子大有天下、小有一國、將蹙然衣、羸食、惡憂戚、而非樂、若是則瘠、瘠則不足、欲不足、欲則賞不行、墨子大有天下、小有一國、將少人、徒省官職、上功勞苦、與百姓均、事業、齊功勞、若是不威、不威、則賞罰不行、賞不行、則賢者不可得而進也、罰不行、則不肖者不可得而退也、賢者不可得而進也、不肖者不可得而退也、則能不可得而官也、若是、則萬物失宜、事變失、應、上失天、時、下失地利、中失人和、

天下敖然若燒、若焦、墨子雖爲之衣、褐、帶、索、纆、菽飲、水、惡、能、足、之、乎、(同上)

是れ天下の公患は、天下の不足にあること、墨子の説の如くならずして、而も反りて墨子が不足を憂へて消極主義なる節用非樂を唱ふるが如きより起る者なれば、乃ち墨子の本意は、天下の公患を起さんが爲めに、節用非樂を唱ふるにはあらざれども、終結の論、竟に之に歸着せざることを得ざるを言ひ、以て墨子一人が如何に勤勞を極むるとも、天下を救ふに足らざることを譏りしなり、荀子は此の外又、
今以一人兼聽天下、日有餘而治不足者、使一人爲之也、大有天下、小有一國、必自爲之、然後可、則勞苦耗頓、莫甚焉、如、是則雖臧獲、不肯與天子易、教業、以是縣天下、四海、何故必自爲之、爲之者、役夫之道也、墨子之説也、論德使能、而官施之者、聖王之道也、儒之所謹守也、(王霸篇)

とを願はざるに至らんとす、然れば此の重き責任ある天下は、果して何人が能く之を任じて統治せんとする歟、即ち墨翟が把持せる主義は、縦ひ役夫僕隸社會には行ひ得べきとも、到底王公大人が天下國家を治むる道に非ることを論せしが、其の極遂に墨子有見於齊無見於畸有齊而無畸則政令不施(天論篇)と云ひ、墨子蔽於用而不知文(解蔽篇)と云ひ、以て彼が徒に宇宙真理の一端たる齊等主義に着目して、上同兼愛の説を唱道すれども、亦之と同時に他の一面には秩序的真理あることを忘却して、自他の別なく、上下の序なく、強ひて博く平等愛を施さんとすは、其の謬りなることを云ひ、又其の徒に實用的主義に偏倚し、唯だ上下をして勤勞苦役し、股に版なく、脛に毛なきに至らしめんと欲して、而も貴賤等級を明かにせる文飾は、亦斯の社會の治安を維持する要具たることを知らざるを譏れり、蓋し之を要するに、荀子は孟子の墨翟を攻むるに禽獸を以て比擬するが如き酷烈なる論駁はなされども、其の儒家の見地に据りて、墨子が學説に對し、弊害を指摘することは亦復た假借せざる者と謂ふべきなり、荀子に繼ぎて

儒家の墨子を論ずる者を、「孔叢子」に載する孔鮒が(孔子の後裔秦代の人)「詰墨」となす、去れど其の説は主として墨子が其の書中にある非儒篇に孔子の齊に之きし時、晏子(名は嬰齊の賢臣)が其の君景公の孔子を用ゐんとせしを諫止し、及び孔子の人物は竟に信用するに足らざることを論議せる言を載せるに對して、事實の誤謬なると、年月の相及ばずして誣罔に出づることを辯駁せしに過ぎず、乃ち墨子が學術を批評せし者としては、別に言ふべき者にあらざれば、今之を略すること、なさん、大抵諸子百家の書に、孔子を引援する者は、彼の自から寓言假設たることを自白せし莊子一流は勿論にして、他の韓非子の如きも、之を經史に參照して論究するときは、其の説の誤謬誣罔に涉たる者少からざれば、今獨り深く墨子のみを咎むべきにあらず、其の後東漢に至りて、王充は「論衡」を著はし其の中、墨子を論じて曰く、
儒家之宗孔子也、墨家之祖墨翟也、且案儒道傳、而墨法廢者、儒之道義可爲、而墨之法議難、從也、何以驗之、墨家薄葬、右鬼、道乖相反、違其實宜、以難從也、乖違如何、使鬼非死人之精也、右之未可知、今墨

家謂鬼、審人之精也、厚其精、而薄其屍、此於其神、厚而於其體、薄也、薄厚不相勝、華實不相副、則怒而降禍、雖有其鬼、終以死恨、人情欲厚、惡薄、神心猶然、用墨子之法、事鬼求福、福罕至而禍常來也、以一況百、而墨家爲法、皆若此類也、廢而不傳、蓋有以也、

是れ儒道の世に傳はりて、墨法の後に廢せしことは、儒道は世之を行うて障りなきも、墨法は一方に有鬼論を維持し、靈魂不滅の説を主張すると共に、一方には死者の遺體に對して、薄葬すべきことを唱道するは、乃ち不滅の靈魂嚴然存して鬼神となれる者を甚だ冷遇すると同様なれば、鬼神は必ず恨みを死後に懷きて、幸福を生存者に授くることは無るべし、今此の一事を以て、他の諸事を概見するときは、墨説は元來矛盾衝突甚だ多くして、其の法天下に得て行ふべきにあらず、非難を試みしなり、尙ほ此の外論衡に墨子を論議せし者あれども、大率此れと類似の説なれば、今は之を略す、而して道家者流は、墨學に對して如何なる意見を抱けるかと尋ねんに、莊子は曰く、不侈於後世、不靡於萬物、不暉於數度、以

繩墨、白矯、而備世之急、古之道術有在、於是者、墨翟禽滑釐聞其風、而說之、爲之大過、已之大順、作爲非樂、命之曰節用、生不歌、死無服、墨子汜愛兼利、而非鬪、其道不怒、又好學而博、不異、不與、先王同、毀古之禮樂、黃帝有咸池、堯有大章、舜有大韶、禹有大夏、湯有大護、文王有辟雍之樂、武王周公作武、(咸池より武に至るまで皆俱に音樂の名)古之喪禮、貴賤有儀、上下有等、天子棺槨七重、諸侯五重、大夫三重、士再重、今墨子獨生不歌、死不服、桐棺三寸、而無槨、以爲法式(天下篇)

是れ墨翟禽滑釐の唱ふる博愛勤儉の説は、古代より傳はれる一道なれども餘りに極端に騁せて、遂に音樂を排斥し、節用を主張し、死者の埋葬棺槨を省略して、古代帝王が執り來たりし禮樂を無用視して、自家一派の法式を立てしことを言へるなり、又曰く、
以此教人、恐不愛人、以此自行、固不愛己、未收墨子道、雖然、歌而非歌、哭而非哭、樂而非樂、是果類乎、其生也勤、其死也薄、其道大觥、使人憂、使人悲、其行難爲也、恐其不可以爲聖人之道、反天下之心、天下不堪、墨子雖獨能任、奈天下何、離於天下、其

去王也遠矣、(同上)

是れ墨子の説の如くにして、喜んで歌ふべき時も歌はず哀みて哭すべき時も哭せず、樂して樂むべき時も樂まざることは、もと人情に叶ざるのみならず、其の生存中は有らゆる勤苦を爲して、一旦死亡するときは、極めて葬祭を菲薄して、折角斯の世に生れ來るとも、生死に關せず何等の快味を感せずして、唯だ専ら消極的悲觀的のみに終はらしめむとする事は、決して聖人中正の道にあらざりして、又到底天下人情の行ひ堪ふる所にあらざれば、如何に墨子が獨り能く自から任ずと雖へども、言ふ可くして而も行ふべからざる空論に終はるより外なきことを論せる者なるが、莊子は又抑揚の語を爲して曰く、

墨子稱道曰、昔者禹之湮洪水、決江河、而通四夷九州也、名山三百、支川三千、小者無數、禹親自操、蒙糶而九雜天下之川、腓無胈、脛無毛、沐甚雨、櫛疾風、置萬國、禹大聖也、而形勞天下也如此、使後世之墨者、多以裘褐爲衣、以跣躡爲服、日夜不休、以自苦爲極、曰不能如此、非禹之道也、不足謂墨中畧墨翟禽滑釐之意、則是其行則非也、將使後世之墨者

業不_レ必同、故曰儉而難_レ遵、要曰強_レ本、節用、則人給家足之道也、此墨子之所長、雖_レ百家弗能_レ廢也、(史記自序司馬論六家要指の一)

是れ墨子の儉約論は、未だ必しも盡く循ふ可らざるも、其の本を強くし、用を節する説は、亦終に廢すべからず、又古代堯舜時代の儉素なることを法則として、後世を治めんと欲するとも、尊卑の秩を紊だし、且つ時世の移り異なるよりして、到底行ひ得べからず、然れども本を強くし用を節して、家々給し、人々足ることを致すは、墨子の所長にして、百家と雖ども復易ふることを得べからずと爲し、墨子が一長一短ありて、亦必しも絶對に廢棄すべき者にはあらざることを言へり、而して班固が藝文志に稱して儒墨を兼ね名法を合せたる雜家と云へる「呂氏春秋」は秦の相國呂不韋が賓客の手に成れる者なるが曰く、
老聃貴_レ柔、孔子貴_レ仁、墨子貴_レ廉、關尹貴_レ清、子列子貴_レ虛、陳駢貴_レ齊、陽生貴_レ己、孫臏貴_レ勢、王廖貴_レ先、兒良貴_レ後、(呂氏春秋不二篇)
右の如く孔子及び周末諸子凡そ十人の學に就いて、各、其の特徴を擧げて云へるが、尸子(名は俊晋人秦

必自_レ苦_レ以_レ腓_レ無_レ胈_レ脛_レ無_レ毛_レ相_レ進_レ而已矣、將_レ使_レ後世之墨者、必自_レ苦_レ以_レ腓_レ無_レ胈_レ脛_レ無_レ毛_レ相_レ進_レ而已矣、亂之上也、治之下也、雖然、墨子眞天下之好也、將_レ求_レ之、不得也、雖_レ枯槁_レ不_レ舍_レ也、才士也夫、(天下篇)

莊子の墨子が夏道を尙び、大禹の勤儉力行して、天下の爲めに勞苦せられしことを理想として、自から勉強勤苦せるは取るべきなれども、徒に勤儉勞苦するのみを以て道として、復た此に加ふる者なしと爲すの弊に陥いらんとを恐れて、此の論評を爲せし外に又其の説の是非を云へる者なきにあらざれども、此れ亦省略に従ひて且漢代學者の論を求むるに、司馬誕は尤も道家を尊信せし者なるが、史記に其の言を載せて曰く、

墨者儉_レ而難_レ遵、是以其事不可_レ徧_レ循、然其強_レ本節用、不可_レ廢也、墨者亦尙_レ堯舜道、言其德行、曰堂高三尺、土階三等、茅茨不_レ翦、采椽不_レ刮、食土簋、斲土刑、糲梁之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘、其送死、桐棺三寸、舉音不_レ盡、其哀、教喪禮、必_レ以_レ此爲_レ萬民之率、使_レ天下法_レ若_レ此、則尊卑無_レ別也、夫世異時移、事

の商鞅の師たり)は、
墨子貴_レ兼、孔子貴_レ公、公皇子貴_レ哀、田子貴_レ均、列子貴_レ虛、料子貴_レ別、固其學之相非也、數世矣而已、(爾雅釋詁邢昺が注に見ゆ)

とありて、各、其學説の偏なるよりして、此の一方に囚はれしことを言へり、「淮南子」は漢の淮南王劉安(高祖の孫)の撰著なるが曰く、
夫弦歌鼓舞以爲_レ樂、盤旋揖讓以脩_レ禮、厚葬久喪以送_レ死、孔子之所立也、而墨子非_レ之、兼愛尙賢右鬼非命、墨子之所立也、而楊子非_レ之、(汜論訓)
此れ「淮南子」は「呂氏春秋」「尸子」等と共に雜家者流なるが故に、此の兩揚兩抑の説をなすのみならず、韓非は刑名家なり、亦曰く、
孔子墨子俱道_レ堯舜、而取捨不同、皆自謂_レ眞_レ堯舜、堯舜不_レ復_レ生、將_レ誰_レ使_レ定_レ儒墨之誠乎、殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲、而不能_レ定_レ儒墨之眞、今乃欲_レ審_レ堯舜之道於三千餘歲之前、意者其不可_レ必乎、無_レ參_レ驗而必_レ之者、愚也、弗能_レ必_レ、而據_レ之者、誣也、故明_レ據_レ先王、必定_レ堯舜者、非_レ愚則誣也、愚誣之學、襍反之行、明主弗_レ受_レ也、(顯學篇)

是又更に一層を進めて、孔墨の二説、果して孰れか眞理に叶へる者なるかは、容易に判定し得べきにあらずして、其の同く祖述せる堯舜の再生を待ちて決定するにあらざるよりは、俱に無證據の論争にして深く信すべからざることを説ける者なるが、又其の俱に世主が政を爲すに方りては、孔墨の二説俱に偏廢すべからずとなして用ゆることを説きて曰く、

墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服、喪三月、世主以爲儉而禮之、儒家破家而葬、服喪三年、大毀扶杖、世主以爲孝而禮之、夫是墨子之儉、將非孔子之侈也、是孔子之孝、將非墨子之戾也、今孝戾侈儉、俱在儒墨而上兼禮之、(同上)

右の如く其の孔たる墨たるを問はず、世主は各、俱に之を利用して、天下を治むる機械となすことを言へるは、亦獨り韓非一人のみならず、韓退之は唐代の碩儒にして、平生異端を排攘し、聖道を擁護するを以て自から許せし人なり、而して其の墨子を論するや曰く、

儒譏墨、以同上兼愛上賢明鬼、而孔子畏大人、居是邦、不非其大夫、春秋譏專臣、不上同、哉、孔子泛愛

親仁、以博施濟衆爲聖、不兼愛哉、孔子賢賢、以四科進、褒弟子、疾沒世而名不稱、不上賢哉、孔子祭如在、譏祭如不祭者、曰、我祭則受福、不則鬼哉、儒墨同是堯舜、同非桀紂、同修身正心以治天下國家、奚不相悅、如是哉、余以爲辯生於末學、各售其師之説、非二師之道本然也、孔子必用墨子、墨子必用孔子、不相用、不足爲孔墨、(昌黎集讀墨子)

是れ儒學社界の人にありても、未だ必しも墨子を攻訛する者のみならず、亦以て俱に濟ひ相用ふるに非ずんば、孔墨として景仰するに足らずと爲すに至れり、而して宋の程子は退之が此論を論じて曰く、
此篇韓退之の讀墨子、意亦甚好、但言不謹嚴、便有不是處、且孟子言、墨子愛其兄之子、猶鄰之子、墨子書中何嘗有如此等語言、但孟子拔本塞源、知其流必至於此、大比儒者學道、差之毫釐、繆以千里、楊子本是學義、墨子本是學仁、但所學者稍偏、故其流遂至於無父無君、孟子欲正其本、故推至此、退之樂取人善之心、可謂忠恕、然持論不知謹嚴、故失之、(程子遺書)

是れ墨子の文面のみに就きて、其の説く所を觀れば、孟子が墨學を論じて、愛其兄之子猶愛其鄰之赤子と云ひ無父是禽獸也となせるが如き意義、口吻は有らざれども、墨子が所論を推究するときは、其の流弊必らず此に至るべき者なれば、墨子の意は、全く棄つべきにあらざれども、毫釐の繆りは、千里の差ひとなる恐れあるを以て、孔子必用墨子、墨子必用孔子、不相用、不足爲孔墨と云へる韓退之が議論は、竟に不謹慎の言たることを免れざるを、譏れども、程子は又墨子之德至矣、而君子勿學也、以其舍正道而之他也と云へるを觀るときは、其の墨子が人格の崇高なるを許せしことは、亦以て推知すべし、乃ち唯だ其の學術は正道にあらざれば學ぶこと勿れと誡むるに過ぎず、朱子に至りては曰く、

楊墨皆是邪説、但墨子之説、尤出於矯、爲不近人情、而難行、孔墨並稱、乃退之之繆、然亦未見得其原道之作、孰先孰後也、(朱子語錄)

是楊墨俱に邪説なれども、墨子は更に楊子より矯僞の言行多くして人情に近からず、其の道は、世に實行し得べきにあらざるに關せず、韓退之が此を孔子と

並稱して孔墨と曰ひ以て俱に實行すべしと爲せるは、其の誤謬の見たることを指摘して云へるなり、然れども孔墨を並稱して對敵となせることは、既に前に辯せしが如く、秦漢以降の事にして、諸子に其例多ければ、必しも韓退之が創見にはあらず、亦全く韓退之が謬失にもあらざるべし、蓋し之を要するに孔子が嘗て天地の大道を論じて、仁者見之謂之仁、智者見之謂之智、百姓日用而不知、(周易繫辭上傳)と云はれしが如く、學者各、其の見解によりて、是非得失の論生することなれば、今遽かに之を一是の下に定むることは、亦容易の業にあらず、而して其の中皆俱に幾分の眞理を存せざるはなきなり、然れば後世讀者にありては、好みて其の惡きを知ると共に、惡みて其の善きを知ること、に注意して、能く取捨折衷を爲すときは、亦其の違はざるに庶幾からむ、

第八章 墨子研究に資すべき書籍

- 墨子六冊——經訓堂本墨子五冊——墨子問詁八冊——墨子七十一篇上下二冊——墨子闡微二冊——墨子考乾坤二冊——墨子筮八冊——墨子樞義——墨子經說解——墨子講義一冊——墨子哲學一冊

墨子の書たるや、班固が「漢書藝文志」に據るときは、墨子七十二篇とありて、著者の自注に名翟、宋大夫と云へり、「隋書經籍志」にも、亦宋大夫墨翟撰とあれども、其の書中に多く子墨子と稱するを觀れば、門人の筆録せし者にして、墨子が自著にあらずとは、是れ清の康熙年間勅選に成れる「四庫全書總目」に載する所の説なるが、予は今未だ遽かに首肯すること能はざるなり、何んとなれば、子墨子の三字は、固より弟子若くは門流の人が其の師匠筋の者を尊稱せる語なることは、予既に本書の所染篇に述べしが如くにして、單に此點よりして推定するときは、洵に總目に述べが如く、自著にあらずるに似たれども、古書中殊に諸子の書にありては、孟軻の作りし書に、孟子と稱し、孫武の作りし書に孫子と稱し、列禦寇の書に子列子と書するが如く、皆其の作者を呼ぶに子を以てし、或は又其の姓上に子の字を加へし例は、決して少からず、若し單に彼等の書にして作者を呼べるに子てふ敬語を以てせし故に、其の書は自著にあらずして、門人の筆録せし者となすときは、「史記」の本傳に孟軻は「孟子」を作り孫武は「孫子」を作り列禦寇は

「列子」を作りしことを歴々著録しあることを如何せん、去れども他の諸子は姑く置き、墨子の書に限りて前後の三十三篇を除き、餘は悉く同一篇目にして、各、上中下の三篇若くは二篇に分ちしに拘らず、其の詞旨は皆俱に概ね同じき者あることは、頗る疑ふべきが如くなれども、是れ反りて以て本書の墨子が自著たることを證明するに足れり、何んとなれば韓非子に自墨子之死也、有相里氏之墨有相夫氏之墨有鄧陵氏之墨と云へるが如く、墨學は分かれて三派となりしを以て、其の傳ふる所の文各、異同あることを致して、上述の如く俱に各三篇若くは二篇あることを見るとも、其の淵源は則ち皆俱に一なるを以て、故に各篇の題目は自然に一定をなせしなり、若し然らずして果して門人各自が筆録せし者ならんには、何んぞ各篇の多數なるに關せずして、獨り篇目の一定せること此の如くなるを得むか、孔子の春秋を作くるや、其の微言大義は口授せしを以て、均く春秋を解釋せし書なれども、今の其の詞義を比閱するに、左氏の傳は公羊氏の傳と固より盡くは同じからず、公羊氏の傳は、亦穀梁氏の傳と亦盡くは同じからざ

るを以て推すときは、果して墨子の書が墨翟の自著にあらずらしめば亦必ず詞義の相同からざるを有るを觀るべきに、今や唯だ然らざるのみならず、又其の篇目の悉く同じきこと此の如し、是れ豈以て墨子が自著の書たることを證明すべからざるか、而して其の文章、各篇時に或は順序の先後と辭語の詳略とあるは、蓋し亦其の之を傳ふる時に、筆削改竄の異同ありしに因れるなり、且つ墨子の文章は、前に既に述べしが如く、自家の壘壁とせる論理法、即ち當時の謂はゆる辯學を應用して作りし者なれば、行文の一種論理的筆法に依り纏繞反覆して、別様の文章たることは、是墨子が特得の學殖より産出せしに非らずして、焉んぞ能く此に至ることを得むや、墨子の書既に此の如く自著たるに拘らず、後世其の學問衰廢して殆んど讀む者なかりしより、其の書は宋の李巽巖が所傳本甚古、然多脱誤、或次第混亂、章句顛倒、往往斷爛不可復讀、反覆尋究、稍加是正、使相聯屬、十厘得一二と云へるが如く、既に今を距ると六七百年以前よりして、極めて難讀難解の書たり、殊に備城門篇以下の如きは、四庫全書總目は、皆兵家言、其文古奧、或

不可句讀と云ひ、以て唯だ不可解の文となすのみならず、其句讀とも猶且得て爲すべからざる者となせり、而して其の經上經下經說上經說下の四篇に至りては、李巽巖に先たつこと、殆んど數百年以前、西晉の魯勝が墨辯を注せし時、又既に其難解に苦みて、疑者闕之又采諸衆雜、集爲刑名二篇、略解指歸、以俟君子と云はれしことを觀れば、其の後ち又幾多の世變を経過せし今日に在りて、之を讀み且つ講ずるの至難の業たることは、固より論を待たず、然るに清の乾隆四十八年（皇紀二千四百四十三年）の頃に至りて、畢沅が校定注解せる經訓堂墨子と題せし書刊行せられ、其の後五十餘年、我が天保六年（皇紀二千四百九十五年）に江戸書肆松本某が之を翻刻せしより、世の墨子を講ずる者稍、繼ぎ出で、人始めて墨子の學と云ふ者有ることを知れり、而して我が邦寶曆七年（皇紀二千四百十七年）肥後の秋山玉山が、明の茅鹿門の校訂せし墨子を校讐して刊行せしは、清の畢沅が刊行に先だつこと二十七年なれども、本文を大略校讐せしのみにて、別に注釋を下だせしにはあらず、亦清國にありても畢注の外數種の校注

あれども俱に未だ我が邦に舶來せず而して畢注も亦頗る不穩當の解釋少からざれば、本邦先輩の墨子に關する撰述又少しとなさず、然れど大抵寫本にて傳へ俱に未だ大に世に著れず、學者の久く遺憾となせし所なるが、近時清の孫貽讓が著はせる墨子問詁出づるに及んで清國學者が墨子の注釋は大略集成の觀あり、然れども二千年以來久廢の墨子の書なれば、其の完全精確なる解説を見るに至りては、尙ほ多く來哲の闡發補苴に待つ者あるに似たり、今左に其の書目冊數及び著者の氏名を列記し、以て讀者が研究參考の資料に供ふること、なさん、

墨子六冊

明の茅坤及び我が邦の秋山儀が、校閱をなせし書なり、我が邦現世に傳はれる墨子の書は此を以て古本となす、坤は歸安の人、鹿門と號す、儀は肥後の人、玉山と號す、寶曆七年、玉山が作れる自叙に據れば、是より先き數本を合はして校讐一過せしも前人の傳寫を重ねしと衆くして誤字少なからざるを苦めるに際し、會々茅鹿門の校本を獲て、松子文井子章の二人と再び校訂を加へ、其の説を上層

に附せし者なり、然れども錯簡脫誤尙ほ多くして、句讀だも爲し難き處、頗る尠からず、但此の鹿門の校本は支那に多く傳はらざるが如し故に清人の墨子を校解せし書に茅本を引きて證となす者は孫貽讓の間詁に少く見ゆる外他は殆んど未だ之あることを識らざるに似たり或は曰く玉山は服部南郭に學ぶ、南郭の師物徂徠、嘗て墨子の校注をなせしを玉山取りて記せしなりと要するに此の本初學の常讀には適せざるも、篤學の士が文字の異同を校勘するに於ては、亦一參考書たることを失はず、

經訓堂本墨子五冊

清の畢沅が校注にして、我が邦現時に墨子の善本として最も通行せる書なり、沅字は纒衡と云ひ、一の字は秋帆と云ふ、支那鎮洋の人、自から靈巖山人と號す、乾隆二十五年の進士にして、官は尙書に至れり、沅が自叙に據れば、同時に盧文弨、翁覃谿、孫星衍の三人ありて、俱に墨學を修め、互に其の書を校正し、略端緒ありし者を、沅に至りて始めて集成し、因りて徧く唐宋の類書古今の傳注に引ける墨子の文を覽て、其の譌誤を正だし、又知聞を以て其

なること能はず、

墨子問詁八冊

の疑惑を疏通し、乾隆壬寅八月より癸卯十月に至り、一歳を踰えて、其の書始めて成れり、今之を觀るに、訂謬解詁の力頗る多く、墨子の文義此に頼りて始めて通すべき者亦尠からず、然れども書中の經上下二篇は單に略似爾雅釋詁文而不解、其意旨と云うて其の全篇の要旨、果して何處に在りしかを説かず、又唐宋傳注亦無引此書故譌錯獨多不可句讀也と云うて、多く注釋を略して爲さざりしは、未だ無瑕の完玉となすべからず、而して本書の經上篇の末に、讀此書宜旁行とあるは、もと讀者に向うて讀方の 堅讀すべからずして、旁讀すべきことを、注意の語として掲げし者なるを解せずして強ひて曲解附説を施し、益、其の義の解すべからざるを致せしとを發見し、別に其の新に定めたる考本を、篇後に附せしが爲めに、此より後人其の讀方に遵據し、益々新義を發明するに至りしは、畢沅が校注せる此書の功なり、此の書我が邦天保八年江戸の人松本氏、始めて翻刻して世に行へり、此即ち現行の本なり、但句讀訓點往々誤謬あり、又時に句讀なく訓點なき處もあり、其の例未だ一概

清の孫貽讓の著なり、現時墨子の注本は、此を以て最良となす、貽讓字は仲容と云ひ、浙江瑞安の人、少時より六藝古文を好み、又彝器金文を究はめ、發明すること頗る多し、初め丁卯科郷試に中り、主事に官し、晩年に温州師範學校を主どり、浙江教育會長に充つ、光緒三十四年(明治四十一年)五月病を以て卒す、年六十一、著述甚盛なり、而して周禮政要墨子問詁尤も世に著はる、墨子の書、古字古言多く、經上下尤も讀み難し、備城門以下の諸篇、前人苦心考覈し、轉相發明することあれども、文義猶詰訕不馴の憾あるを免れず、詒讓の出づるに及んで衆説を集め下だすに己が意を以てし然る後墨子の神旨洞明にして文章諷誦すべし、蓋し西漢以來墨學廢すると二千歳其の間儒術孤行せしが是に至りて墨子の説復た世に著はる、詒讓の自序に曰く、漢晉以降、其(墨子)學幾絶而書僅存然治之者殊尠故脫誤尤不可校、而古字古言、轉多沿襲未改、非精究形聲通段之原、無由通其讀也、舊有孟勝樂臺(宋人

注、今久不傳、近代鎮洋畢尙書(沅)始爲之注、藤縣蘇孝廉時學復刊其誤、剋通塗徑、多所正、余昔事讎覽、旁撫衆家、擇善而從、於畢本外、又獲見明吳寬寫本、顧千里校道藏本、(明)正統十年刊用相勘、厥別爲寫定、復以王觀察念孫尙書引之、父子洪州、倅願煊及年、丈俞編修樾、亡友戴茂才堅所校、參綜攻讀、又曰、經說兵法諸篇、尤與衍凌襍、檢攬舊校、疑滯殊衆、研覈有年、用思略盡、謹依經誼字例、爲之詮釋、至於訂補經說上下篇、旁行句讀、正兵法諸篇之譌文錯簡、尤私心所竊自喜、以爲不繆者、以貽讓、如何に衆說を蒼萃することに勉めしかを知るかを知るべし、其の如何に心力を此の書に注ぎし語二卷之に附し、凡そ十八卷となす、光緒十九年(我が明治二十六年)を以て著述を竣へ、二十一年を以て刊行し、頗る學者の觀賞を博すれども、其の我が邦に傳來すること未だ久からざれば、閲讀者亦未だ太だ多からず、

墨子七十一篇上下二冊

清の王闈運の注本なり、闈運字は叙秋、湘潭の人なり

三十年(我が明治三十七年)甲辰の刻にして、其の我が邦に傳來せる者、亦甚だ多からず、右の外我が邦先輩の墨子を解釋せし者は

墨子闈微二冊 小川信成著

信成字は誠甫泰山と號す天明五年歿す

墨子考乾坤二冊 戸崎允明著

允明字は哲夫濟園と號す常陸守山藩の人文化三年歿す

墨子箋八冊 諸葛 蠡著

蠡字は君則琴臺と號す下野の人文化七年江戸に歿す

の如きあれども皆俱に未刊にして寫本を以て傳へ、希觀の書となす、又僅に其の所見を本書の欄外に注記して未だ一書となして書名を命するに及ばざる者は松崎復(字は明復、慊堂と號す掛川藩に仕かへ江戸に居る弘化四年歿す)藤澤甫(字は元發、東畝と號す、高松藩に仕へ大阪に居る慶應某年歿す)の諸氏あり、又

墨子樞義 佐藤 晋著

晋字は君錫江戸の人

墨子經說解 張 惠 言著

惠言字は阜文清の乾隆年間の人

の如きは俱に専ら墨子が經上下經說上下の四篇を釋

り、今尙ほ現に存す、曾國藩の門下にして其の名清國に高し、其の自叙に曰く、隋唐所傳墨子書十五卷及宋樂臺注三卷、本皆不可見、畢沅云有明刻本、蓋子彙之編也、沅別有校本云、鈔自道藏、闕宋諱字、知爲宋本、今亦未校、原鈔姑以畢本爲據、其所校注、列廬文昭諸人名、淺率陋略、不識句讀、一見近似、古字輒引、字書以爲新奇、疑其僮妾所爲、是れ從來通行せる畢沅が經訓堂本墨子の經解の淺陋なることを譏れる語なるが、今王氏が自著の注本を觀るに、其の解釋簡率、疏略にして、脱誤の字句、強ひて舊を守り、絮說を費す者、少ならず、適ま發明の説あれども、亦未だ必しも悉く首肯なし難き者あり、但從來通行の畢本に視ぶるに、經上下經說上下の諸篇は、排次句讀尤、更正すること多し、其の上篇は、略ば畢校の考定に依れども、其の下篇は、闈運が詮分する所なり、而して其の語經の一文は大取篇中より提出して、經說の後に附せり、又舊目の無き所となす、然れども其の注釋の詳曲なることは、竟に孫氏の問話に及ばざるのみならず、初學參考の便なること、又畢注の下に在るが如し、光緒

せし者なるが、前者は寫本を以て傳へ、後者は近時刊本にて行はる、而して張氏の解は、孫貽讓の初め問話を著はすや、未だ見るに及ばざるを以て、深く憾みとなせし者なり、尙ほ以上の書は皆漢文を用ゐて注解せし者なるが、今や近人の手に國文を用ゐて解説し、墨學研究の參考に資すべき書は、蓋し固り之あらん、不幸にして余輩の寡聞なるや、未だ多く知るに及ばず、亦其の一二部の書嘗て聞見せしあれども、其の内容の批評に至りては、姑く之を略し、單に其の書名を左に記することとなさん、

墨子講義一冊 博文館支那文學全書の内 故内藤恥叟講

楊墨哲學一冊 高瀬武次郎著

右の外春秋倫理思想史(故綱島氏著)支那哲學史(松本氏遠藤氏各著あり)支那文學史(古城貞吉氏を始め諸氏の著あり)支那倫理史(藤田氏著其外)等亦俱に墨子に關して論述せし所あれば、參觀取捨して可なり、

墨子卷之一 親士第一

本篇は、國家を治むる者は賢士を親任すべきことを論せるを以て、親士と名く、墨子の書、大抵每篇の起頭に、子墨子曰の四字を冠せしは、門人其師の言を録せるを以てなり、然るに本篇と修身篇とは、子墨子曰の四字なきを以て、清の畢沅は、正しく墨翟が自著ならんと云へり、孫貽讓は、他篇は、墨翟若しくは門人の筆に成りしならんも、本篇と修身篇は、誼正而文靡不類他篇を以て、後人が儒家の説を縁飾して作り、又當時儒教盛に行はれ、墨子は異端として擯斥せられし日なれば、時俗に合はさんが爲め、故らに二篇を首篇、次の位に置きしならんと云へり、然れども貽讓も自ら云へるが如く、唐の馬總(穆宗長慶二年即ち我が紀元一四八年に卒す)が著はせる「意林」に載せたる墨子の書、既に本篇を以て首篇となせるを觀れば、少なくとも唐代には日本の如くなりしを知るべし、韓退之は馬總と同時代にし

て、自ら孟子に繼ぎ、異端を排斥するを以て任ぜし者なれども、其の墨子を論するや、孔子必用墨子、墨子必用孔子(讀墨子に見ゆ)と云ひて、嘗に排斥せざるのみならず、又極めて尊尚せしを觀れば、亦未だ必ずしも貽讓の説の如く、儒説を縁飾して作りたるにもあらざるべし、要するに本篇中、名言至理の取るべき者亦少なからず、文章の風格氣局も亦秦漢以後の作にあらざるなり、

入國而不存其士則亡國矣、見賢而不急則緩其君矣、非賢無急、非士無與慮國、緩賢忘士、而能以其國存者、未曾有也、

【大意】 國君たる者は賢士を得て自ら輔けとなすべきことを言ふ、

【通釋】 國君たる者、外國より新に入りて國君となるも、能く心掛けて、智能の士を尋ねて用ゐざる時は、

折角取りし國も復た亡ふべし、才徳ある賢士の尊重すべきを知りて、親しく面會をなすとも、怠慢にして急に面會せざれば、賢者の方面よりも、亦國君に對し冷淡にして依頼せられし事を緩く後廻しにして、急ぐに及ばずとなすなり、一體賢者にあらざれば、物事の大體を辨せざるを以て、緊急の事を緊急として行ふことなし、智能の士にあらざれば、相手として與に國政を謀慮する者なし、故に賢者を緩く後廻しになし、急に面會をなさず、智能の士を忘れて尋ね用ゐず、而も能く其の國を維持して行く者は、古代より未だ曾て有らざるなり、

【解義】 【不存其士】 存は恤問なり、心掛けて尋ね問ふこと、【亡國】 亡は喪なり、「うしなふ」と訓ず、或は亡滅の國と解すれども、非なり、是れ上の入國に對して其の得たる國を喪失するを云ふ、故に下文に齊桓晋文の如き出亡して歸りし君主を擧げて證となすなり、【緩君】 緩は怠りて爲さざるなり、緩君とは、君事を怠り棄つるなり、本書の非儒篇に農事緩則貧と云ひ、立命緩貧と云へるが如き、亦皆、緩を怠の義として用ゆ、且つ此の所の緩君は、上句の亡國と又相對言

するなり、或は解して緩慢の君となすは非なり、【非賢無急】 上の見賢而不急は、君が賢者を急に見ざるなり、此の無急は賢者が君の事を急にせず、即ち上の緩其君なり、下旬に緩賢とあるは、君が賢者を緩にす、即ち上句の見賢而不急なり、二の其の字、一は士に冠して、則の字の上において、不見其士則亡國矣と云ひ、一は君に冠して、則の字の下において、則緩其君矣と云ふ、兩の急の字、或は君に屬して不急と云ひ、或は賢に屬して緩其君と云ふ、兩の緩の字、或は賢に屬して緩其君と云ひ、或は君に屬して緩賢と云ふ、同一文字、彼此相錯し互に用ゐる以て變化を見す、古文の奇、往々此の如き者あり、蓋し唐宋諸家に於て、罕觀の作となす、一説に緩其君の其の字を衍文とし、緩君に作り、緩慢の君と解し、上の亡國を亡滅の國と解し、以て相對す、其の義亦通ず、

昔者文公出走、而正天下、桓公去國、而霸諸侯、越王句踐、遇吳王之醜、而尚攝中國之賢君、三

子之能達名成功於天下也皆於其國抑而大醜也太上無敗其次敗而有以成此之謂用民

【大意】 此れ賢士を用ゐて、遂に功を成せし例證を擧ぐるなり、

【通釋】 昔時春秋の世に、晋文公は初めは内亂を避けて、晋國を出奔し、他國に流浪せしが、舅犯趙衰等の賢士を用ゐしかば、遂に晋國に歸り、君位に即き、後ち楚國の兵を破り、周の天王より命せられて、天下諸侯の長となれり、齊桓公は初め兄の襄公の無道なるを以て、齊國を去り莒國に奔りしが、襄公弑せられ、齊國亂るゝに及び、歸りて内亂を平げ、賢臣管仲の謀を用ゐ、戎狄を攘ひ、王室を安んじ、遂に王命を以て諸侯に覇たり、越王句踐は初め吳王夫差と戦ひ、大に敗れ、降りて屬國となり、吳王に辱められしが、范蠡及び大夫種等の計を用ゐ、後遂に吳國を滅して、南蠻の越國を以て、進んで當時中國の賢君と對等の交際をなせり、以上の文公等三子が能く名譽を達し

弘め、功業を成し遂げし晴れの場處は、天下に於て爲せしなり、然れども其の初めは何れも皆其の自國に於て、屈抑せられて、大に醜辱を受けしなり、全體太と云ひて、最上の偉人は、初めより完全にして失敗することなし、其の次ぎの英傑は、一旦敗るゝも、遂に以て功を成すことあり、即ち上の三子の如きは、是れなり、之が善く人才を用ふと云ふ者なり、

【解義】 【文公出走】 文公名は重耳、晋の獻公の子なり、獻公は愛妾驪姫の讒言に惑ひ、太子申生を殺す、又重耳を害せんとす、重耳乃ち從者子犯、趙衰等と出奔し、諸國を遍歴して、秦國に至る、時に晋の獻公既に死し、國中亂る、秦の穆公重耳を納れて晋侯となす、後ち楚と城濮の地に戦ひ、大に之を破り、遂に周の襄王の命を以て諸侯に覇たり、【正天下】 正は長なり、覇者を云ふ、又、征と通じて征伐なりとも云ふ、前説可なり、【桓公去國】 桓公名は小白、其の兄齊の襄公無道にして、公子無知に弑せらる、無知尋で人に殺さる、桓公時に去りて莒國にあり、齊人迎へて君となす、後ち賢臣管仲を用ゐ、戎狄を攘ひ、王室を尊び、諸侯の覇たり、【越王句踐】 越は南方の國の名、句踐は王

是故君子自難而易彼衆人自易而難彼君子進不敗其志內究其情雖襍庸民終無怨心彼有自信者也

【大意】 此れ賢者の素行を擧げて、其の尊ぶべきことを見すなり、

【通釋】 吾れ前日嘗て人に聞きしことあり、人は安んじて居るべき處なきにあらず、但己自身に安んずる心なきなり、苟に安んずる心あらば、居處の如何なるを問はず、皆安らかなり、(晋の陶淵明の詩に、結廬在人境、而無車馬喧、問我何能爾、心幽地自偏と云へるも、亦此の意なり) 人に十分なる財貨なきにあらず、但、己自身に、此れにて十分と思へる心なきなり、苟に十分と思へる心あれば、幾何程の物にても、亦十分なり、(老子に知足者富とあるは即ち此の義なり) かるが故に君子は身の安逸を貪らず、財の利得を問はず、爲し難き事は自身に當りて、而も他人には爲

の名なり、【遇吳王之醜】 醜は耻なり、吳王の耻辱を受くるを云ふ、【尙攝中國之君】 尙は猶なり、攝は合なきなり、【皆於其國抑而大醜】 抑は屈抑なり、抑而大醜は、上文の達名成功と相對するなり、もと、皆於其國抑而大醜、於天下、則能達名成功と書して、其の國中に於ては、屈抑せられ、大醜に遇へども、天下に於ては名を達し功を成せりと云ふべきを、故らに文章を奇にして云へるなり、是れ宛も衣裳を顛倒したるが如く、上下の位を易へたる筆法なれば、修辭法にて之を倒裝法と謂ふ、後ち皆之に同じ、【太上】 太古の聖人を太上と云へる説と、時代に拘らず、最上なる聖賢と云へる説とあり、此所にては後説を用ふべし、【用民】 もと位ある者を人と云ひ、位無き者を民と云へども、又拘らずして汎く人を民と云ふ、此所にては賢士を指す、

吾聞之曰非無安居也我無安心也非無足財也我無足心也

し易き事に就かすむ、これに反して平凡なる人人は、爲し易き事は自身に行ひて、而も爲し難き事は他人に爲さしむ、即ち専ら安逸と利得とを貪りて、其他を顧みざるなり、君子は外に進んで富貴の位にあれども、敢て嗜慾を恣にして、其の本志を敗らず、内に退きて貧賤の地に居るも、其の心情を推し究めて、敢て寸毫だも撓み屈せず、(孟子に富貴不能淫、貧賤不能移と云へると相似たり)たとひ理も隠れて、凡庸の民と雜り居れども、終に不平を懷きて、世を怨むる心なし、(論語に人不知而不愠、不亦君子乎と同意)此の如きは、彼れ君子には確然として、自ら己其物を信じ、迷はず恐れざることあればなり、

【解義】【足財】足は具はり足ること、富裕なる財を云ふ、【内究其情】内は退きて居る時を云ふ、上の進不敗其志と相對し、進退内外を、各互に用ひて云へるなり、俞樾曰く、内は當に納に作るべし、納は退の古字なり、亦一説となすべし、

是故爲其所難者、必得其所欲焉、未聞爲其所欲而免其所惡

の下僚あらんことを要す、君と議論を分ち爲す者は、延々として長へに國家の事を慮り、而して上下交も警誠する者は、諂諂として力争をなす、是に於て以て長へに天壽を全くして、國家を保持して、滅亡の患なかるべし、

【解義】【弗弗】弗は拂と同じ、拂拂は違ふなり、【諂諂】諂は諂と同じ、直なり、【延延】長きことにて、國家の長計を念ふなり、【焉可以長生保國】焉は乃と云ふが如し、於是と同義なり、是の如くなれば、乃ち以て長く生きて國家を保つべしと云へるなり、焉の字を、乃の義若くは於是の代りに用ふるは、古文其例甚だ多し「莊子」の遠遊篇に、焉乃逝以徘徊とあり、「列子」の周穆王篇に、焉乃觀日之所入とあるが如きは、焉と乃の二字を連文として用ひし者にて、楚辭の九章に、焉洋洋而爲客とあり、又、焉舒情而抽義分とあるが如きは、焉の字を於是の義に用ひしなり、「荀子」の非相篇に、面長三尺焉、廣三寸とあるは、面の長は三尺にして、乃ち其の廣は僅に三寸なるを云へり、焉の字を乃の義として用ひしなり、尙、詳なることは、清の王引之が著はせる「經典釋詞」の卷の一、焉の部を看

者也、是故佞臣傷君、諂下傷上、君必有弗弗之臣、上必有諂諂之下、分議者延延、而交傲者諂諂、焉可以長生保國、

【大意】此れ上文を承けて、君子の國家に利あるを言ひ、以て其の用ふべきことを見す、

【通釋】かるが故に、人自ら己が難しとする事を勉強して爲す者は、必ず己が願ひ欲する事を得て、初めは困苦すれども、終には安樂を享くるなり、未だ初めよりして己が願ひ欲する事を爲し、而も己が惡み厭ふ事を、逃れ免るゝ者は有らざるなり、初め安逸利益のみを貪るときは、必らず終には其の反動が來りて、困苦すべし、かゝるが故に、君に甘言を以て寵を蒙る佞臣は、竟に其の君を傷ひ敗り、上たる人に媚び諂へる下僚は、竟に上たる人を傷ひ敗るに至るなり、故に人の君たる者は、必ず拂拂として、抗議の直臣あらんことを要す、人の上たる者は、必ず諂諂として、力争

よ、臣下重其爵位、而不言、近臣則暗、遠臣則唵、怨結於民心、諂諂在側、善議障塞、則國危矣、桀紂不以其無天下之士邪、殺其身而喪天下、故曰、歸國寶、不若獻賢而進士、

【大意】此れ前節に反して、小人の國家に不利なるを言ひ、以て其の用ふべからざることを見し、仍ほ故語を引き、賢士の國寶とすべきを云ひ、竟に正旨に歸著す、

【通釋】小人を用ふる時は、臣下たる者、皆各其の爵位を大切に、君主の心に忤ふときは、重き利祿を失はんことを恐れ、何事あるも、己が意見を言はず、近く君側に奉仕する侍臣は、瘡の如く黙し、遠く表方に勤務する臣僚は、空しく嘆息するのみにて、亦口を噤

みて語らず、上下の情空しく疏隔して君主の稅政を怨める心は、國民の間に鬱結して散するに由なく、君主に諂諛する小人は、君の左右にあり、善良なる論議は邪臣に障ぎ塞がれて、君の耳目に達せざれば、國家は遂に危亡に陥るなり、昔の夏の桀王、殷の紂王は、共に天下の帝王なれども、唯だ其の天下の賢士を用ふる事なきを以ての故ならずや、彼れ淫亂暴虐を縦にせしも、臣下皆小人なれば、之を諫むる者なく、(關龍逢の如き忠臣諫死すれども、餘は皆小人のみ)遂には殷の湯王に伐たれて、桀は自ら其の身を殺し、天下を喪へり、是れ後世人君の宜く鑑となすべきにあらずや、故に古語には、國を有てる君に寶物を歸るは、僅に一人の利益と悦びとに止まる者にして、賢者を獻上して國家の用となし、傑士を進めて國事に盡さしむるに如かず、其の利益悦びは、一國中に遍くして、僅に一人の利益悦びに止まらざるなり、

【解義】

【近臣則暗】畢沅は暗を瘡に作るべしと云へども、孫貽讓は暗は瘡と通すと云へり、瘡は言ふこと能はざるなり、「をし」と訓ず、【遠臣則陰】陰は吟の古字、李善が「文選」の注に蒼頡篇を引て、吟歎也と云へり、

り、其の中にて錯錯として最も磨錯きし者は、必ず常に人に使はるゝより、他の刀に先だちて、銷滅るなり、然れば甘き井戸の水は、多く人に飲まれて、他の井水より先づ竭き、喬き樹木は、人目に着き易くして通常の樹木より先づ伐らる、神靈なる龜の甲は、吉凶を卜ふに效驗著しきを以て、他の平凡なる龜より、先づ灼かれて卜の用に供せらる、神靈なる蛇は、大旱の時、蛇を暴し乾物として雨乞をなすことあり、其の節は靈驗ありとて、他の尋常の蛇より先づ爆らされ、乾物とせらる、是れ皆各、其の特長あるが爲めに、反りて他の同類より先づ禍を受くるなり、

【解義】

【此其銛銛】銛銛は鋭利なる貌、舊本に此其銛を一句となすは非なり、【此其錯錯】錯錯は磨錯ける貌、舊本に此其錯を一句となすは非なり、【必先靡】靡は礪の假借にて、礪は磨の本字なれば、すれ消ゆること、【招木】招は喬と古音通ず、「墨子」の經說下篇に橋衡を招衡に作るも、亦通音の故なり、招木は高き樹木なり、【神蛇先暴】暴は曝と同じ、日にて乾かすなり、「淮南子」の齊俗訓に、犧牛粹毛宜於廟牲、其於以致雨、不若黑蜺とあり、許慎は、黑蜺神蛇也、潜於神

り、嘆息のこと、又吟は噤と同義にて「口をつぐむ」とも云へり、【不以其無天下之士邪】此の句、通常の文なれば、殺其身而喪天下の下にあるべきを、謂はゆる倒装法を用ゐて、故らに上下顛倒して云へるなり、文例、上文の皆於其國抑而大醜也と同じ、【歸國寶】歸は贈なり、史記の孔子世家に齊人歸女樂とあり、亦歸の字を贈と同義に用ふ、○本文噍心の二字は平聲侵韻、側塞の二字は入聲職韻、共に韻を押せり、今有五錐、此其銛銛者、必先挫、有五刀、此其錯錯者、必先靡、是以甘井先竭、招木先伐、靈龜先灼、神蛇先暴、

【大意】

先づ譬喩を設け、以て下文の意を引き起すなり、

【通釋】

今五つの錐あり、此其の中銛銛として、最も鋭利なる者は、必ず頻りに人に用ひらるゝよりして、他の錐に先だちて挫け折るゝなり、又五つの刀あり、

淵能興雲雨と注せり、董仲舒が「春秋繁露」の求雨篇に春旱、求雨暴、巫聚蛇とあり、此皆古代、雨を祈るに蛇を用ゐしことを證すべし、是故比干之殪、其抗也、孟賁之殺其勇也、西施之沈其美也、吳起之裂其事也、故彼人者、寡不_レ死其所長、故曰太盛難守也、

【大意】

此れ上文の譬喩を承けて、賢士は君の爲めに死する者なれば、愛惜せざるべからざることを言ふ、

【通釋】

かゝる故に昔時殷の比干が、紂王の無道を諫めて、紂に殪されて死せしは、彼れが餘りに抗直なればなり、勇士の孟賁が殺されしは、彼れが餘りに勇氣なればなり、吳王夫差の愛妾西施が、湖水に沈められしは、彼れが餘りに美人なればなり、兵法家の吳起が、楚國に於て車裂せられしは、彼れが餘りに政事に熱心なればなり、比干の抗直、孟賁の勇氣、西施の美

色、吳起の政事に熱心なるや、皆衆人より長せし所なるが、反て其れが爲めに、他より嫉まれて禍に罹かりしなり、左れば彼の人達は、反りて其の所長に累はされて、禍に死せざる者は少し、大抵は皆所長あるが爲めに、死てふ大禍を招く、故に古語に、凡そ物は甚だ盛んなるときは、維持しがたしと云へり、君たる者宜しく、賢良の士は、衆人に傷はれ易きことを思ひて、之を愛護すべきなり、乃ち前文の五錐の銛先づ挫け、五刀の錯先づ靡する類と同じき道理ならずや、

【解義】【比干之瘞】比干は殷の王族なり、紂王の無道を諫め、三日去らず、紂大に怒り、殺して其の胸を裂けり、瘞は「たふさる」殺されて死するなり、【其抗也】抵抗して屈せざること、抗直なり、【孟賁之殺】孟賁は有名なる勇士なれども、其の時代未だ詳かならず、宋の孫夷が著なりと稱する孟子疏には、晋の皇甫謐が「帝王世紀」を引て、秦武王好「多力之人」、齊孟賁之徒並歸焉、孟賁生拔牛角」と云へり、されば孟賁は墨子の後に在れば、孫貽讓は此の文を以て後人の増竄となせり、【西施之沈】西施は、もと、越國の美人なり、越王勾踐、之を吳王夫差に獻せしに、夫差其の美色に

之主也、

【大意】 眞正の賢士は、實功實益を務むべきことを云ふ、

【通釋】 さて以上の如く、比干は抗直の爲めに瘞れ、吳起は政事の爲めに裂かれしは、時運の然らしむるとは云へど、亦均しく己が或る一方に甚だ偏せしより來れる罪にて、畢竟は國に功も勞もなきこと、なれり、然れば若し世間に賢明の君が出ることも有らんとも、國に實功なき臣下を愛せず、慈悲深き父が有らんとも、家に實益なき子弟を愛せざるなり、是れ實功實益を外にしては、臣子として立身顯榮の道ならず、然れば如何に官位爵祿に熱中して、失はざるを務むるも、其の實際に於て、任務に勝へざるに、而も其の位地に處るは、究竟此の位地に居るべき人にあらざるなり、即ち退き去るの外なし、其の爵位に勝へざるに、而も其の厚祿を貪りて居るは、究竟此の厚祿を貪り居るべき主人にあらず、即ち退き去るの外なきなり、乃ち賢君に愛せられて、顯官高位尊爵大祿の地に居らんと欲すれば、實功實益を務めざるべからず、

惑ひ、遂に國を亡すに至れり、越既に吳を平げし後、西施の復た越王を惑はさんことを恐れ、之を江水に沈めし事、「吳越春秋逸篇」に見ゆと、明の楊慎が「丹鉛錄」に「修文殿御覽」を引きて云へり、【吳起之裂】吳起は戰國時代に、衛國の生れにて魯魏に仕へ、將軍となり、兵法を以て著はれし人にて、世に春秋時代の吳の將軍孫武と並び稱して、孫吳と云へり、其の後、楚の悼王に仕へ、大に政事を改革し、無能を黜けしを以て、貴族大臣の怨を買ひ、悼王卒すると共に、起も亦殺戮せらる、裂は車裂にて至慘なる刑戮なり、されども「史記」の吳起傳には、車裂の事を載せず、「淮南子」の繆稱訓に吳起刻削而車裂とあり、又同書の汜論訓及び「韓詩外傳」等にも見ゆれば、蓋し事實ならん、【其事也】事は政事なり、

故雖有賢君、不愛無功之臣、雖有慈父、不愛無益之子、是故不勝其任而處其位、非此位之人也、不勝其爵而處其祿、非此祿

【解義】 【雖有慈父至之子】此れ上句の雖有賢君不愛無切之臣の語の主人たるに對して、賓客として茲に擧げ、以て上句の理義を尙ほ申暢明確にせしなり、

良弓難張、然可以及高入深、良馬難乘、然可以任重致遠、良才難令、然可以致君見尊、是故江河不惡小谷之滿己也、故能大聖人者、事無辭也、物無違也、故能爲天下器、是故江河之水、非一原之水也、千溢之裘、非一狐之白也、夫惡有同方不取而取己者乎、蓋非兼王之道也、

【大意】 人君は宜しく汎く賢士を求むべきことを言

ふ、

【通釋】 佳良なる弓は、勁くして張り難きも、張りて挽く時は、上は高處に及び、下は深處に入るべし、駿良なる馬は強悍にして乗り難きも、巧に乗る時は、重きものを載せて、遠方に行くべし、賢良なる人才は、他より命令して使ひ難きも、上たる者、善く適才を適處に用ふる時は、君主を輔けて、尊き威徳を天下に耀し示すべし、然れば長江大河の水は、自身が長大なればとて、他の細小なる谷間の水が、其の中に流れ込みて、満つることを忌み悪まざれば、故に能く益、衆水を合せて大水となるなり、聖人も其れと同じ道理にて、己自身が非常に偉人なればとて、外より來る事を辭退することなく、快く受け納れ、他より至れる物に對して、之を避け去ることなく、能く親み用ふるが故に、衆人歸服して、遂に天下の有用なる道具となるなり、然れば長江大河の水は、複雑なる衆水流れ入りし水にして、單純なる一箇の水源より發せる水にあらす、黄金千鎰の高價なる裘は、衆狐の腋下の皮を取り集めて作りし物にして、一狐の白毛の皮のみにて作りしにあらず、夫の聖人が賢才に對するも、亦同じき

道理にして、廣く求め用ゐて、一人一己に偏せざるなり、惡んぞ多少の意見が異ればとて、大體其の道と同じき者なるを取らずして、而も唯、己が意見に同じき者のみを取らんや、乃ち聖人は苟も其の道大體に於て、吾と同じき賢才なれば、多少の意見が、己に同じきと同じからざるを問はず、廣く取りて用ふるなり、若し然らずして、單に己の意見に同じき者のみを取り用ふる時は、概して天下を兼ね合して、帝王たる道にあらざるなり、

【解義】 【千溢之裘】溢は鎰の古字、黄金を數ふるには、溢を以て稱すること、漢書食貨志に見ゆ、二十兩を一溢と云ふ、或は二十四兩との説あれども、前説を是とす、裘は皮にて造れる服、かはごろも」と訓ず、【非一狐之白】狐白裘は、輕柔にして貴重なる服なれども、もと狐の腋下に當る純白毛の皮を、多く取り集めて造れる者にして、僅に一狐の白毛の皮のみにて作り得べきにあらず、淮南子の説山訓にも、天下無粹白之狐而有粹白之裘、擧之衆白也とあり、晏子春秋外篇にも、景公賜晏子狐白之裘、其貲千金とあり、【夫惡有同方】惡は音を「又鳥に作る「いづくんぞ」と訓

天下萬國を包容せる王帝の大徳は、清濁並び吞み、賢愚兼ね容れて、曉曉たる高山の攀づ可からざるが如くならず、何人と雖も得て親み近くべきなり、されども反りて僅に千人の長たる者、即ち少く勝れたる人は、其の行の正直なることは、矢の枉曲なきが如く、其の心の公平なることは、砥の凹凸なきが如く、眞正直にして、聊かも融通機轉の餘地なければ、以て昊天の上より下界を覆へるが如くにして、天下億兆の人を、一視同仁の下に治むること能はず、然れば谿谷の隘き者は、其の水速かに涸れ、川流の淺き者は、其の水速かに竭く、礪确にして石多き處は、其の土地瘠せて五穀を生育せず、王者の淳厚なる恩澤、僅かに左右近侍の臣妾にのみ止りて、廣く宮中より出でて、衆多の臣民に及ばざるときは、折角の恩澤も、一國中に流れ互りて、萬民悉く仁政を被ること能はざるなり、

是故天地不昭昭、大水不潦潦、
大火不燎燎、王德不堯堯、若乃
千人之長也、其直如矢、其平如
砥、不足以覆萬物、是故谿陝者
速涸、遊淺者速竭、礪确者、其地
不育、王者淳澤不出宮中、則不
能流國矣、

【大意】 此れ上文を承けて君徳の宏大なるべきことを云ふ、

【通釋】 かゝるが故に、高大なる天地は渾然として光明を含みて、昭昭たる小明を銜はず、茫洋たる大水は混濁の色を帯びて、明瞭透徹ならず、焚え誇れる大火は、曇翳の黒色を呈して、燎燎たる殘光を放たず、

【解義】 【昭昭】は中庸の鄭注に猶、耿耿也、小明也とあり、小明りのこと、【潦潦】潦は雨の大なる貌なれども、此にては明瞭の義に用ゆ、老子にも、水至清則無魚也とあり、【堯堯】堯は曉と同じ、曉曉は至高の貌、

【谿陝者速涸】山間の水通する所なきを谿と云ふ、陝は隘なり、涸は音、かく、竭なり、【堯堯】石地なり、畢阮は説文に據りて、磽确に作るべしとなす、然れども字典には相通となす、○昭燎燎堯、古韻相通す、矢砥上聲紙韻、涸竭古韻相通す、育國古韻相通す、

總評

本篇の文章は、墨子書中にありて、較、平易に屬すれども、學者初めて之を讀むに方りては、意義脈絡頗る簡奥にして、遽に領取するに苦むの憾あるを免れざらんとす、請ふ今其の概要を左に叙述して、讀者の一考に供せん、

本篇は既に親士を以て題目となすが如く、君主が賢士を親用する道を論議するを主意となせり、而して其の賢士を親用するは、尤も意を厚禮存問に留め、相見の遅緩に失ふべからず、然れども人君僅に一人の身を以て、衆人を悉く急に召見し、國事を謀らんと欲するも、是れ亦到底堪ふる所にあらず、故に非賢無急、非士無與慮國と云ひ、以て漫然として、其の人如何を問はずして、濫見濫用することを禁じ、人君をして、一意専心に賢者を見ることを急にして、相與に事

居足財を得、小人は又之に反して常に安心足心を得ざるよりして、竟に安居足財を得ずして、富むに随つて益、貪り、汲々として自ら足らざることを苦しむのみ、是の故に小人は、上に仕へて佞臣諂下となりて、君を傷ひ上を傷ふに至るなり、故に君には、必ず嗚呼の臣あり、下には必ず諂諂の下ありて、正論直議を盡くし、然る後に始めて長く生存して、國家を保つべし若し小人上に仕ふるときは、徒に爵祿を重んじ、沈黙言はず、諂諂の人、君側にありて、善議障塞すれば、其の國は危きなり、彼の桀紂の賢士なきことを見ざるや、遂に己が身を殺し、天下を喪へり、故に國君の寶とすべきは、賢士なり、故に國君に賢士を贈り進むるは、寶玉を獻するより其の利や大なり、然れども國君として亦注意すべきことあり、譬へば均しく五錐の中にも、利錐必ず先づ挫し、五刀の中にも、利刀必ず先づ靡するが如く、賢士は常人に傑出するが故に、亦先づ衆人に嫉まれて禍を受け易きことは、比干の抗直なるが爲めに殛れ、孟賁の勇氣なるが故に殺され、西施の美なるが故に沈められ、吳起の事に勤めしが故に裂かれたるが如く、彼等は皆悉く其の所長の爲

を慮ることを専らにせしめ、若し然らずして、賢士を見ることを緩慢に付し、與に事を慮らざるときは、國の危亡得て免る可からざることを訓誡し、以て全篇の總冒となし、齊桓晉文勾踐の、前日の耻辱を雪ぎ、國家を興隆せし事を以て、能く賢士を親用せし功果を收めたる證左として、前言の虚誣にあらざること、を明かにす、國君賢士を得るときは、亦容易の事にあらざるも、賢者を進用することは、亦容易の事にあらざるも、古人も非無安居也、我無安心也、非無足財也、我無足心也と云はれしが如く、居處の安きと財貨の足るとは、其の實左迄の難事にあらず、但其の心中の安きと、心中の足るとに至りては、是れ容易に達し得べきにあらずして、平生修養の功、是に於てか其の必要たることを見るべきなり、されば君子は自ら進んで其の難事たる安心足心を爲して、他人を安居足財の身たらしめ、小人は之に反して、自ら退いて安居足財の地を求めて、他人をして安心足心に従はしむ、彼の君子は、既に難事を以て自任すること、此の如くなれば、進むも退くも敢て易らず、民間に棄てられ隠るゝも、敢て不平の心なし、此の如きが故に、自然に安

めに、反りて身命を喪へり、故に古語に太盛難守と云へるが、寔に所長ある者は、これが爲めに身命を喪ひ易き者なれば、國君たる者は、宜しく深く賢士を愛護し、禍に死せざるやうに注意すべきなり、されば君子と小人とは兩立せざるが故に、無功の臣、無益の子は、賢君慈父と雖も之を愛せず、故に重官高位貴爵厚祿は、到底小人の處るべき者にあらずと覺悟すべきなり、而して良弓良馬は、多少の非難すべき點あれども、其の利は其の害を償うて餘りあるが如く、賢士は傑は自然君主の意に甘從せざることもあるも、竟に君國に大功を樹て、國利を増益すべし、江河は小谷を惡まずして受納するが故に、益、大なるも、聖人は何事何物をも辭せざるが故に、衆人歸服して天下の天子となるなり、江河の水、千鎰の裘、皆な小を積んで大をなせり、何ぞ同方を取らずして、獨り己と同じき者のみを取らんや、苟も同方の士なれば、當に廣く取りて用ゆべし、若し然らずして、獨り己と同じき者のみを取るときは、蓋し天下に兼王たる道にあらず、是の故に天地は餘りに昭昭ならず、大水は餘りに潦潦ならず、大火は餘りに燎燎ならず、其れと同じき

道理にて、王徳は餘りに堯堯ならず、凡て大物は渾然として、餘りに小慧しからざる者なり、然るに降りて千夫の長などに至りては、直きこと矢の如く、平かなること砥の如く、成程正直は正直なれども、局量狭くして少許の餘地なければ、以て萬物を覆ふに足らず、是の故に谿の狭く流の淺き者は、其の水速かに竭き、地の境埒なる者は、穀物を育せざるが如く、王者の厚澤宮中を出でざるときは、一國に流れ互ること能はず、况んや天下の廣きに及ばんや、故に天下に王たらんと欲する者は、當に其の規模を大にして、廣く天下の賢士を招用して、衆民を悦服せしむべし、是れ本篇論旨の大意なり、若し夫の文章結構の批評のごときは今此れを略す、

名言

佞臣傷君、諂下傷上、君必有弗弗之臣、下必有詬詬之臣、
歸國寶不若獻賢而進士、
甘井先竭、招木先伐、靈龜先灼、神蛇先暴、
良弓難張、然可以及、高入深、良馬難乘、然可以任重、
致遠、良才難令、然可以致、君見尊、

脩身第一

本篇は、士君子の身を脩むべきことを論ずるを以て、故に脩身と名づく、脩身の脩は、修を本字となす、但其の字音同じければ、互に假借して用ふることもあり、古書には多く修身を脩身に作る、大學にも欲齊其家、先脩其身とあり、

君子戰雖有陳而勇爲本焉、喪雖有禮而哀爲本焉、士雖有學而行爲本焉、

【大意】 起二句譬喩を以て下の一句を起し、脩身の本たることを言ふ、

【通釋】 樹木の生ずるや根本ありて幹あり枝あり、凡そ物皆然り、戰爭は勇氣を本とし、喪は哀情を本とし、人は操行を本とす、故に君子は本を務め、戰爭に陣法あれども、勇氣を本として務め、喪に禮式あれども、哀情を本として務め、士に學問の勉むべきあれども、操行を本として務む、

江河之水、非一原之水也、千溢之裘、非一狐之白也、雖有賢君、不愛無功之臣、雖有慈父、不愛無益之子、江河不惡小谷之滿己也、故能大聖人者、事無辭也、物無遠也、故能爲天下器、
天地不昭昭、大水不滌滌、大火不燎燎、王徳不堯堯、豁陝者速涸、流淺者速竭、境埒者其地不育、王者淳澤不出、宮中、則不能流國矣、

存異

【佞臣傷君】 佞舊本偏に作る、今孫校に據りて改む、
【交傲者詬詬】 交傲舊本支苟に作る、又或は支尙に作る、洪願煊云ふ、當に致敬に作るべし、今孫校に據りて改訂す、
【甘井先竭】 以下四句の先の字、舊本皆近に作る、今兪校孫校に據りて改む、
【非一原之水也】 舊本非一源也に作る、畢本非一水之源也に作る、今孫校に據りて改む、
【惡有同方不取而取己者乎】 舊本惡有同方取不取同而已者乎に作る、今兪校に據りて改む、
【若乃千人之長也】 若の字、舊本に者に作り、上句に屬す、今孫校に據りて改む、

【解義】 【君子】 兪樾は下文の士雖有學の士の字と重複すれば、宜しく削りて戰雖有陳云々の二句を以て篇首の起とすべしと云へども、孫貽讓は「說苑」の建本篇「家語」の六本篇に、孔子の語として、此と大略同じき文を載せて、皆君子の二字あり、又士の字あれば、墨子の本文も、君子の二字を削らざるを可とすと云へり、文章より云へば、兪氏の説に従ふを優となす、或は下の士の字は仕に通ずれば、仕官を云ふとの説もあり、
【戰雖有陳】 陳は後世の陣の字にて、陣營を云ふ、

是故置本不安、無務豐末、近者不親、無務來遠、親戚不附、無務外交、事無終始、無務多業、舉物而闇、無務博聞、

【大意】 上節を承けて、本を務むべきことを言ふ、

【通釋】 士君子は本を務むることは是の如し、かるが故に物の本を立つることが、安く落ち附かざるとき

は、先づ本を安んぜよ、徒に其の末を豊かにし大にすることを務むることなかれ、本安からざるに、末豊かなるときは、其の勢必ず折るゝなり、近く目前若くは膝下にある者が、親み附かざるときは、先づ近き者を親しめよ、妄に遠方に離れ居る者を、招き來たさんと務むることなかれ、益々近き者に、不安の心を抱かしめ、必ず内亂の患あり、親戚血族の人、睦じく附かざるときは、先づ親戚を睦じく附けよ、徒に外間他人と交際せんと、務むることなかれ、親戚附かざるときは、孤立援なく、竟に外方他人の乗する所となる、一事を行ふに、始と終との順序なきときは、先づ終始の順序を定めよ、徒に多端多業を務めて、不得要領に、終はることなかれ、一物を談じ論するに、己の知識闊くして、其の物事に明らかならざるときは、先づ其の聞き者を明らかにせよ、徒に博く事物を聞き、己の才智を銜はんことを務むることなかれ、是皆君子、本を務むる教なり、

【解義】【置本不安】置は植と通ず、植は立なり、置本は根本を立つること、【親戚不附】内族を親と謂ひ、外族を戚と謂へども、此所にては、父母兄弟等を包括

づ己が身を脩めて、人を治むるなり、君子はもと聖人の徳に及ばざれば、未だ遠に遠人を懐け來すことは能はざるも、亦近き身邊の事を能く注意すれば、近き身邊は脩る者なり、又其の行を脩めずして、毀らるゝことを見るときは、當さに自から己が身に反省して、其の過ちを見て改むべき者なり、左れば自然に己の過失を寡くして、他人より怨を招くことは減省して、己が操行は脩まるなり、己が操行脩まれば、如何に他人が、讒誣邪惡の言語を、巧になして、吾が心を惑はさんとするも、吾は其れが爲めに動かされて、耳に留めて聽くことなし、又吾より他人に對しては、謹みて注意し、敢て攻撃をなし、人を騷擾せしむる談論は、己が口より出して言ふことをなさず、又汎く世間に對しては、一視同仁の道徳を守りて、毛頭微塵だも、暴惡なる殺生根性を心底に持つことなし、是の如く身脩まれる人に向うては、尋常の人物以上は云ふに及ばず、常に好んで他人の行爲を毀り、人の陰事秘密を許きて、自から喜べる奸曲の民と雖も、之に取り附きて、奸智惡才を施すべき機會なければ、自然に沈黙束手の外なきなり、

して、親戚と謂へるなり、【事無終始】事は事業なり、【舉物而闇】舉は「禮記」の曲禮に主人不問客不先舉の注に、舉猶言也とあり、舉物とは、物を言ひ談するなり、

是故先王之治天下也、必察邇來遠、君子察邇而邇脩者也、見不脩行見毀而反之身者也、此以怨省而行脩矣、譖惡之言、無入之耳、批扞之聲、無出之口、殺傷之孩、無存之心、雖有詆訐之民、無所依矣、

【大意】修身は天下を治むる本たるを言ふ、

【通釋】 かるが故に、昔の聖人堯舜禹の如き先王が、天下を治むるや、必ず先づ近き身邊の事を能く注意して、遠方の諸人をなづけ來たすことをなす、即ち先

【解義】 【察邇來遠】邇は近なり、來遠は遠方の人を懐けて來らしむるなり、【見行不脩云々】操行の脩らずして、人に毀らるゝことを見るなり、【而反之身】反は反省なり、己が身に立ち反りて求むること、【譖惡之言】譖はもと讒の甚だしき者なれども、此所にては讒と同義として用ゐるなり、【詩經】の小雅巷伯篇に取彼譖人之句を、漢の鄭玄が「禮記緇衣篇」の注及び「後漢書馬援傳」に引きて、竝に譖人を讒人に作りしを觀るも、古人は同義となせしを知るべし、惡は邪惡なり、「よこしま」と訓ず、【批扞之聲】批は擊なり、扞一に捍に作る、伎なり、「やぶる」と訓ず、擾なり、「みだす」と訓ず、「易林」の睽之賁にも、批捍之言、我心不快とあり、【殺傷之孩】殺生根性のこと、孩は茲と通ず、草根なり、【詆訐】詆は訶なり、「しかる」と訓ず、訐は人の陰私を攻むるなり、「あばく」と訓ず、
故君子力事日彊、願欲日逾、
設壯日盛、君子之道也、貧則見廉、富則見義、生則見愛、死則見

哀、四行者、不可虛假、反之身者也、

【大意】 此れ君子の修養を勉むべきことを云へり、【通釋】 かるが故に君子たる者は、奮發して事を力むれば、志氣日に彊し、唯己が嗜欲を肆にせんと願ふときは、志氣日に偷み惰る、莊敬の心を身に存在するときは、徳義日に盛なり、君子平生の行ひ方は、皆、道の本體に畔かざるを期す、故に貧窮失意の境遇に處しては、其の廉潔にして、困約の爲めに財貨に瀆かさざることを見るなり、富貴得意の境遇に處しては、其の堅く義理を守りて、勢力を恃み、驕奢に流れざることを見るなり、生者に對しては、親愛を敦くし、心を盡し力を致すことを見るなり、死者に向うては、哀憐を深くして、大に同情を寄することを見るなり、此の廉、義、愛、哀の四つの行が、此の如く現はるゝことは、決して其の實體なくして、虚く一時假り粧うて、行ふべきにあらず、乃ち之を己が身に反り求めて、眞情實意より出づる者なり、

【解義】 【力事日彊】事は猶、行のごとし、力事は力行す、

【通釋】 彼の心中に藏むる者は、皆盡く仁愛の情にして、仁愛の富めるや、如何に多く用ふるも、竭くすることなし、身上に動く者、皆盡く恭敬の禮にして、恭敬の富めるや、如何に多く用ふるも、竭くすることなし、口より出づる者は、皆盡く典雅なる訓言にして、訓言の富めるや、如何に多く用ふるも、竭くすることなし、是の如き絶大無限なる盛徳を懷きて、之を四肢の末に推し暢べ、之を肌膚の上に洩く達し、乃ち總身の動靜進退、皆盡く道理に協ひ、中らざることなく、白髮禿頂の老人となるも、猶勉強して止まざる者は、是れ他人にあらず、唯其れ才徳圓滿なる聖人ならんか、嗚呼此の聖人、豈に吾人修養の標的となすべき者にあらずや、

【解義】 【無以竭馴】馴は訓と通ず、「史記」の五帝本紀に、其言不雅馴の語あり、張守節が正義に、馴訓也と解せり、鄭衆が「周官敘官」の註にも、訓讀爲馴とあり、以て馴訓の相通するを見るべし、本文の馴は、乃ち雅馴の義にして、典雅なる訓言なり、【暢之四支】支は肢の略字、「易」の坤文言に美在其中而暢於四

なり、【願欲日逾】願欲は所欲を遂げんと願ふなり、逾は偷と通ず、苟且なり、「かりそめ」薄なり、「うすし」と訓す、【禮記】の表記に君子莊敬則日彊、安肆日偷とあり、此所の意亦同じと孫貽讓は云へり、【設壯日盛】壯は莊と通ず、盛に嚴なること、「おごそか」と訓す、設は「禮記」の樂記に惰慢邪辟之氣、不設於身體の設にして、存在の義なり、設莊とは盛嚴なる禮容を、身に存在するなり、即ち身の禮儀を注意すること、【富則見義】畢沅は説文に據りて、凡そ墨子書中の義は、當に義に作るべしと云へり、王念孫は周晋姜鼎銘を證として、義に作るべしと云へども、今姑く通常の字を用ひて、義に作る、

藏於心者、無以竭愛、動於身者、無以竭恭、出於口者、無以竭馴、暢之、四支、接之、肌膚、華髮墮顛、而猶弗舍者、其唯聖人乎、

【大意】 此れ聖人の盛徳を擧げて、修身の標的を示す、

支とあり、注に四支は手足なりとあり、【接之肌膚】「小爾雅」に據るに、接は達なり、又挾と通ず、儀禮の郷射禮の鄭注に、古文の挾、皆接に作るべしとあり、俗に挾に作る、義並に同じ、【華髮墮顛】華髮は白髮なり、墮は鬢と通ず、鬢は髮の墮るなり、顛は巔と同じ、「道藏本」に巔に作る、墮顛は禿頂なり、志不彊者、智不達、言不信者、行不果、據財不能以分人者、不足與友、守道不篤、徧物不博、辨是非不察者、不足與游、

【大意】 本を務めざる者の弊を擧げて、修身者の鑒戒となす、

【通釋】 志氣彊からずして、薄弱なる者は、進取の氣乏しくして、智慧徧く物事に行き互らさず、言語信實ならざる者は、責任を重んぜずして、其の所行竟に成し遂ぐるを得ず、貪吝にして財貨を固く守り、他人に利益を分ち與ふること能はざる者は、與に朋友となす

に足らず、正道を守ること浮薄にして、篤實ならず、事物を識り別くること寡聞にして、博からず、是非の道理を辨へ別つこと闇くして、明察ならざる者は、與に交際して遊ぶに足らず、

【解義】「行不果」果は成なり、成し遂ぐること、【據財】據とは據守の據にて、固く守る意、【徧物不博】徧と博とは大概同義なるを、物に徧くして博からずと、舊本に讀み點を附したるは疑ふべし、俞曲園は徧も亦辨なり、「儀禮」の郷飲酒禮に、衆賓辯 有脯醢とあり、又燕禮に大夫辯 受酬とあり、今文には辯を皆徧に作れり、是れ辯と徧とは相通するなり、下句の辯是非不察と對照するに、物を別つには、徧の字を用ひ、是非を別つには、辯を用ふ、文字は異なれども、意義は同じきなりと云へり、今姑く其の説に従ふ、

本不固者未必幾、雄而不脩者其後必情原濁者流不清、行不信者名必耗、名不徒生而譽不自長、功成名遂、名譽不可虛假、

きは、名譽は隨うて至るなり、

【解義】「未必幾」爾雅に幾は危也とあり、木の本固からざれば、其の未必らず危く仆れ易きなり、「雄而不脩」雄は畢沅は猶勇の如しと云ひ、乃ち人の勇氣と解せり、亦一説とすべし、「名必耗」耗は減なり敗なり、舊本に耗に作るは正にあらずと、畢沅は云へり、

務言而緩行、雖辯必不聽、多力而伐功、雖勞必不圖、慧者必辯而不繁、說多力而不伐功、此以名譽揚天下、言無務爲多、而務爲智、行無爲文、而務爲察、故彼智察在身、而情反其路者也、

【大意】名譽著はるゝは、實功に基くことなれば、先づ身を脩むべきを言ふ、

【通釋】言論のみを骨折りて、實行を緩慢にすれば、

反之身者也

【大意】此れ亦前意を承けて、名を得んと欲すれば、先づ實を務むべきを云ふ、前三句譬喩を以て起し、第四句始めて正意を露はし、五句以下を承説す、

【通釋】樹木に驗するに、根本の堅固ならざる者は、其の末必らず危し、動物に徴するに、雄は雌に勝れども、徒に強を恃むのみにて、柔味を脩め加へざる時は、一時は勝ち誇るとも、永續に堪へずして、其の後必らず情り弱し、川谷に觀るに、水源の濁れる者は、其の末流必らず濁りて清からず、人物に察するに、素行の信ならざる者は、其の名譽必らず耗滅して消滅す、今名は無意味に生れ出づるにあらず、必らず其の原因ありて聞ゆるなり、廣譽は依るべき物なきに、自ら發達することをなさず、必らず事實の相稱ふ者ありて後に興るなり、乃ち其の實功成就して、名譽亦隨うて遂ぐるなり、名譽は實功なくして、虚しく假り粧うて得べきにあらず、苟に實功を成さんと欲すれば、之を他方に向うて求むることなかれ、宜しく之を己が身に反顧して求むべし、乃ち己が身を脩むると

竟に空言たるを免れず、如何に雄辯なりとも、必ず人に聽き用ひられず、材能働きが多くとも、其の功を誇るときは、たとひ如何に勤勞するも、必ず衆人に見限られて、心に留められず、故に智慧ある者は、必ず善く其の要領を辯明して、而も繁く喋々と説かず、材能働きを多く出し、而も其の勤勞を誇らず、此の如くなればこそ、世人の歸依信賴を得て、名譽は益々廣く天下に高く揚るなれ、凡て言語は多辯を務むることなくして、當に智者の奥床敷を學ぶべし、操行は外飾を務むることなくして、宜く内心に反省して、注察を務むべし、かるが故に、彼の智察を爲すことは、近く己の身に在り、然るときは、誠に其の本として務むべき路に立ち反る者なり、

【解義】「伐功」自から其の功を稱するを伐と曰ふ、「老子」に不自伐、故有功とあり「ほこる」「雖勞必不圖」勞は骨折ると、圖は謀なり、「左傳」に勞之不圖、報於何有とあり、本文の圖の字正に此と同じ、「情反其路者也」情は誠なり、「墨子」情誠の二字を通用すること極めて衆し、此所は、誠實に其の本路に反れる者なるを云ふ、

善無主於心者不留行莫辯於身者不立名不可簡而成也譽不可巧而立也君子以身戴行者也思利尋焉忘名忽焉可以爲士於天下者未嘗有也

【大意】善行と雖も心より出で身に篤き者にあらざれば、名譽を得べからざることを云ふ、前節より一層を進め、以て結尾となす、

【通釋】善念も、我が心中に統轄する主宰たる徳なき者は、一時忽ち浮び出づることあるも、亦忽ち消滅して、永に存留せず、善行も我が一身に偏きことなく、僅に其の一二部分に止まる者は、甚だ薄弱にして、確立せず、令名は簡略に易く成就すべからず、廣譽は道を外して巧み手段を以て立つべからず、皆必らず身の善行を脩むるに由りて成立するなり、君子は一身を委ねて、行を成すを務むること、猶車が全體を提供し物品を載せ運ぶがごとし、乃ち一舉一動の細微

と雖も、皆道義に叶はんことを務めざるはなし、若し徒に利益を思ふことは尋焉として、朝夕寸時も重ね思はざるはなし、名譽を忘るゝことは、忽焉として、何等の感想も懐かずして、天下の中にて有數なる士となりて、世人の尊信を受けし者は、古來未だ曾て一人もあらざるなり、乃ち天下の士たらんと欲する者は、宜く修身の本務を盡して、名譽の自然に卓然として、世に著稱せらるゝを期すべきなり、

【解義】「行莫辯於身」身の行狀に闕點多きと、辯は偏と通ず、「あまねき」と訓ず、乃ち「禮記」の樂記篇に云へる君子姦聲亂色不留聰明淫樂慝禮不接心術惰慢邪僻之氣不設於身體使耳目鼻口心知百體皆由順正以行其義の如きは、之を行辯於身と謂ふ、今此所は此の如くならざることを言ふ、「君子以身戴行」戴は載と古字通用す、「春秋」の隱十年に伐戴とあるを、「穀梁傳」には、伐戴に作る、劉熙が「釋名」の釋姿容に、戴載也とあり、皆以て其の證とすべし、「思利尋焉」尋は焯と通ず、「あたむ」と訓ず、尋焉は重ね思つて忘れざるを云ふ、焉は然と同じ、語助なり、【忘名忽焉】忽焉は輕んじて意を用ひざるなり、「ゆる

かせにする」と訓ず、油斷をすること、

總評

通篇、大概辭義拉雜錯次して、文章を成す、段節短促、分界太だ狭小に失するが如き觀あれども、其の實は、主意貫到して、次序井然たり、起手、君子、戰雖有陣云々の二大句を以て、大凡そ事物の皆本あることを言ひ、次句の士雖有學而行爲本焉の語を喚起し來る、而行爲本焉の行は、即ち本篇主旨なる脩身の義なり、先づ一篇の扼要を爲し、以て一段となす、是故置本不安者無務豐末の句、即ち上段四個の本字中、尤も最後の而行爲本焉の本字に跟接し來りて、分明に本末先後輕重の別あることを示し、近者不親云々の數句、逐勢落筆吐き來りて停滯澁艱の痕なく、圓朗高亮にして誦すべし、而して理趣亦太だ深きを覺ゆ、是を二段とす、是故先王之治天下也云々の一句、先づ遠近本末の義に就きて、其の理想實現的人物を捉へ來りて、標的を示し、君子察邇而邇修者也の句、之を承けて、其の當さに先王を學ぶべきことを言ひ、忽ち見不脩行云々の一句を著す、遽に之を見るときは、頗る其の突接の急なるを驚かざるを得ざるも、細かに玩味すれば、

亦其の勁健なる筆力を觀るべし、乃ち唯だ孔子の云はゆる二人行必有我師焉擇其善者而從之其不善者而改之の意なり、但墨子は其の上語を略し、専ら下語の義を換言せしに過ぎず、以下潛隱之言の三句は、即ち皆他人の行修らずして毀らるゝことを見、自から之を身に反ふせし結果にして、雖有詆訐云々の句は、其の功效を語りしなり、是を二段となす、故君子力事日彊云々の三句、句法整然、毎句一箇の日の字を以て貫穿し、其の上達の盛なることを説き、君子之道也の一句、上を結び下を起し、過峽の語たり、下も貧則見廉の四行は、皆虚假して得べきにあらず、必らず反身自得より産出する者なるを説き、又藏於心者無以竭愛の數語、極めて生知安行の聖人を寫し、來りて、標的的人物の、信仰して、儀範となすべきことを示す、蓋し政治的見地よりしては、之を先王と云ひ、道徳的見地より云へば、聖人と云ふも、其の指す所は一なり、後ち多く之に倣ひて看るべし、是れを四段となす、志不彊者智不達より徧物不博、辯是非、不察者、不足與游に至るまでは、亦是れ毎句整然の筆法を用ふれども、意義各個分立して、統一の觀を闕

くが如し、而して其の實は、志不彊者智不達、言不信者行不果の二句最も主要たり、乃ち修身は君子の本なれども、脩身を達し成すには、又其の本あることを示せるなり、據財不能云々の二句は、俱に兩箇の不足の字を以て、其の不可なることを言ひ、警擻の意を示す、亦是れ上文の見不脩行見毀而反之身の旨なり、是れを五段となす、本不固者末必幾の句、再び前筆を繳還して、本末の二字を點明して、其の輕重緩急の序を誤るべからざることを言ひ、以下正喻交錯して下り、名譽の顯揚は、脩身之が本たることを説き、復た之を反身自得の結果に歸せり、是れを六段となす、務言而緩行云々以下は、功成り名揚るは、多言多力若くは外面文飾の繁美なるに在らずして、智察の身に存在するに由れることを言ひ、善念美行も、心に主となり、身に偏からざれば留立せず、令名光譽も苟簡にして成り、巧詐を以て立つべからず、士君子は當さに一身を提供して、操行を勵み勉むべく、利益に汲々として、名譽を顧みざるが如きは、以て天下の士たるべからざることを言ひ、激勵警戒して結尾とす、是れを六段とす、而して中間に載述せる近者不親、無

務來遠、親戚不附、無務外交の語の如きは、全く儒者の口吻にして、墨者兼愛の旨にあらざるに似たれども、仔細に討尋し去るときは、乃ち夷之が謂はゆる愛に無差等、施由親始（孟子滕文公篇に見ゆ）の義にして、仍は是れ墨子の宗旨と爲す、

名言

戰雖有陳而勇爲本焉、喪雖有禮而哀爲本焉、士雖有學而行爲本焉、

置本不安、無務豐末、近者不親、無務來遠、親戚不附、無務外交、事無終始、無務多業、舉物而闢、無務博聞、

貧則見廉、富則見義、生則見愛、死則見哀、志不彊者智不達、言不信者行不果、

據財不能以分、人者不足與友、守道不篤、徧物不博、辯是非、察者不足與游、

原濁者流不清、行不信者名必耗、

名不徒生而譽不自長、務言而緩行、雖辯必不聽、多力而伐功、雖勞必不圖、言無務爲多而務爲智、行無務爲文而務爲察、善無主於心者不留、行莫辯於身者不立、

存異

【士雖有學】一本に士を仕に作る、【置本不安】安下舊本に者の字あり、今俞校に據りて削る、【殺傷之孩】傷の下諸本に人の字あり、今之を削る、【華髮墮顛】墮の字、舊本に墮に作る、今孫校に従ひ、改む、【不信者名必耗】耗舊本に耗に作る、今畢本に従うて改む、【慧者必辯】必の字舊本に心に作る、【行無務爲文】無の上諸本に行の字なし、今藤校に従ひ改む、【故彼智察】舊本に智察の間に無の字あり、畢本に彼の字、非の字に作る、今藤校に従ひ改む、【而情反其路】孫校は情を惰の字の誤とし、上句を截斷し、在身而惰に作り、路を務の字の訛となせども、今取らず、仍舊本に従ふ、

所染第三

本篇は、凡そ純白なる絲が染めやうによりて、或は蒼となり、或は黄となるが如く、人も亦賢人をして親めば賢人となり、不肖を親めば不肖となることを云へるを以て、所染と名づく、清の蘇時學

は、篇中に中山尙宋康の事を言へるが、此の二人は皆墨子以後の人なると、又篇中に墨子の弟子禽滑釐を擧げて、先賢般の高宗の宰相傅説と並び稱するを以て、本篇は墨子の自著にあらずして、門弟子の手に出づと云へり、汪中は、宋康王の滅亡は、墨子が嘗て親見せし楚の惠王の卒後一百五十七年であれば、固より此の篇は、墨子が自作にあらず、但、墨子が嘗て染絲者を見て習慣の愼まざるべからざるを感嘆せしとありしを以て、後の墨學を爲す者其の説に因みて文章を附益増加し此の篇を成せしなりと云へり、「呂氏春秋」は、秦の始皇の相國呂不韋が編著の書なるが、其の中に當染篇あり、亦墨子が素絲を染むる者を見て歎せし語を篇首に冠して、本篇と大略相同じ、されば本篇は墨子が自作にあらずとすも、其の文章の先秦時代の作にして、墨氏一流の説を記せし者たることは、復疑を容れず、

子墨子見染絲者、而歎曰、染於蒼則蒼、染於黃則黃、所入者變、

其色亦變、五入畢則爲五色。

【大意】 墨子が染絲を見て嘆せしことを記し全篇の綱領となす。

【通釋】 吾が師墨子、嘗て素絲を染めて色絲となす者を見て、人世間の事に感ずることあり歎息して曰く、さても彼の絲は、もと純白なれども、一旦青色に染むる時は變じて青色となり、又黄色に染むる時は變じて黄色となれり、染め方變ずるに因りて、亦各隨うて其の色に變じ、五たび入れて畢はる時は、遂に五色となれり、乃ち其の色は素より定まれるにあらず、咸な外よりの染め方によりて、斯の如く變ずるなり、

【解義】 【子墨子】墨子なり下の子の字は男子の美稱後世の先生と云ふが如し、上の子の字は、門弟子より特に其の師を尊異して稱する辭なり「列子」の書に列禦寇を子列子と稱し、「公羊傳」に公羊高を子公羊子と稱するが如きは、皆門人弟子が其の師を特異して尊敬の稱たること、宋の費衮が「染谿漫志」に見ゆ、本書の子墨子も亦其の類なり、蓋し周秦間の習俗にして試に之を後世の語に改むれば我が先生たる墨先生

と云へるが如し、後皆な之に倣らへ、「五入畢則爲五色」一入毎に一色を爲し、五入畢れば五色となるなり、

故染不可不慎也、非獨染絲然也、國亦有染、舜染於許由伯陽、禹染於皐陶伯益、湯染於伊尹仲虺、武王染於太公周公、此四王者、所染當故王天下、功名蔽天地、舉天下之仁義顯人、必稱此四王者。

【大意】 前文を承接して、國家も亦染絲と同一の理あるを言ひ、古昔聖王の事を舉げて之を證す、是れ正證となす。

【通釋】 故に色の染めやうは慎まざるべからず、去れど獨り絲を染むる上に於て然るのみならず、今國

を治むる上にも亦染めやう次第にて善にも惡にも成れり、先づ善に染みて成功せし聖王を擧ぐれば、昔時虞の舜帝は當時の賢者許由伯陽二人が裨益を受けて國を治めしは即ち許由伯陽に染みしなり、夏の禹王は皐陶伯益の輔けに頼りて國を治めしは、即ち皐陶伯益に染みしなり、殷の湯王は伊尹仲虺の輔けに頼りて王業を創めしは、即ち伊尹仲虺に染みしなり、周の武王は太公周公の輔けに頼りて、殷を革命せしは、即ち太公周公に染みしなり、さて此の舜禹湯武の四王は、賢者の輔導を得られしことは恰も色の染め方が至極當るが如し、かるが故に天下に帝王となりて其の大功盛名は、上は天に至り、下は地に至るまで、全世界を蔽うて極り竭くることなし、後世に及ぶも、天下の仁義ありて顯れたる人物を擧げて言ふときは、必らず此の四王を引き合せに出だして云へり、乃ち四王は天下の仁義顯人の代表者たり、

【解義】 【舜染於許由伯陽】舜は虞帝の號、謂ゆる堯舜の舜にして、古の聖人なり、許由は堯舜時代の隱君子にして、天子より招き聘すれ共出でず、伯陽も亦當時の賢人なり、高誘は伯陽とは老聃の字なれば、即

ち老聃(周代の人孔子従うて禮を問へり)なりと云へども、老聃としては時代合はず、「呂氏春秋」の本味篇に、堯舜得伯陽續耳、然後成とあり、「太平御覽」に「尸子」を引ききて、舜事親養老爲天下法、其遊也得六人、曰雒陽、方回、續耳、伯陽、東不識、秦不空、皆一國之賢者也とあり、【禹染於皐陶伯益】禹は夏の元祖禹王なり、皐陶伯益の二人共に當時の賢臣、禹を輔けて天下を太平に致せしこと、「書經」及「史記」等の書に詳かなり、【湯染於伊尹仲虺】湯は殷の元祖湯王なり、夏の桀王無道にして、人民を苦めしを、伊尹仲虺の二人、湯を輔けて夏を伐ち、代りて天下を有たしむ、亦書經及史記等に詳かなり、【武王染於太公周公】武王は周の始祖なり、太公は太公望にして、周公は武王の弟、名は旦と云へり、亦聖人なり、殷の紂王惡虐無道なりしかば、太公周公の二人、武王を佐けて、殷を滅し、代りて天子とならしむ、又「書經」「詩經」及「史記」等に詳かなり、

夏桀染於干辛推哆、殷紂染於崇侯惡來、厲王染於虢公長父

榮夷終、幽王染於傅公夷蔡公穀、此四王者所染不當、故國殘身死、爲天下僂、舉天下不義、辱人、必稱此四王者。

【大意】 前文に反して暴王が惡人に染みて失敗せし事を擧ぐ、是れ反證となす。

【通釋】 又惡人に染みし者を擧ぐるときは、夏の桀王は惡臣の干辛推侈の二人に惑はされて、益、淫虐を縱にして、殷の湯王に放逐せられしは、即ち干辛推侈に染みしなり、殷の紂王は、崇虎惡來の二人に惑はされて益、淫虐を縱にして、周の武王に亡滅せられしは、即ち崇虎惡來に染みしなり、周の厲王は、虢公名は長父と云へる者と榮夷終と云へる者との二人に惑はされて、淫虐無道にして、國民叛亂して、王は銍の地に狂奔して死せり、即ち厲王は虢公長父榮夷終に染みしなり、周の幽王は傅公夷蔡公穀の二人に惑はされ、淫虐を縱にせしが、後ち犬戎に殺され、周室東遷の禍

をなせしは、即ち傅公夷蔡公穀に染みしなり、此の桀、紂、幽厲の四王は、染め方が善く當らざるが故に、其の國は殘破し、己が身は殺死して、天下の刑戮となり、後世に及ぶまで、天下の不義にして辱められし人を擧げて云ふときは、必らず此の四王を引き合せに出して乃ち天下不義僂人の代表者となれり。

【解義】 【夏桀染於干辛推侈】桀は夏の桀王、禹王の後裔なり、干辛は桀の諛臣、字或は辛辛に作り、又干辛に作る、「呂氏春秋」の慎大篇に、桀爲無道干辛任威陵轢諸侯以及兆民とあり、推侈亦桀の佞臣勇力あり、又本書の明鬼篇に見ゆ、字或は雅侈に作り、又推侈侯推侈等に作る、【殷紂染於崇侯惡來】紂は殷の紂王、湯王の後裔なり、崇侯は崇國の君、名は虎、紂の諛臣なり、惡來は秦の祖先飛廉の子にして、力あり、紂に事ふ、「史記」の秦本記に見ゆ、【厲王染於虢公長父榮夷終】厲王は周の天子なり、暴虐無道を以て、國民の爲めに銍に流されて死す、虢公は虢國の君にて、公は其の爵、長父は其の名なり、榮夷終は榮と云へる地を領して、名は終と云ひ、夷公と諡せし人なり、虢公榮公共に厲王に事かへて親近せられしこと、

「竹書紀年」「國語」「史記」等の書に見ゆ、幽王染於傅公夷蔡公穀、幽王は周の天子、厲王の孫なり、嬖妾褒姒に溺れ、國政壞亂す、犬戎來り、侵し、王を驪山の下に殺す、其子平王都を鎬京(今の陝西)より洛陽(今の河南)に遷れり、是れより王室振はず、傅公夷は、傅は邑の名、公は其の爵、夷は人の名なり、蔡公穀は、蔡は邑の名、公は其の爵、穀は人の名なり、共に周の卿士(大臣)にして、幽王に事かふ、【爲天下僂】僂は刑戮なり、「羣書治要」に戮に作る、

齊桓染於管仲鮑叔、晉文染於舅犯高偃、楚莊染於孫叔沈尹、吳闔閭染於伍員文義、越句踐染於范蠡大夫種、此五君所染者當故霸諸侯、功名傳於後世、

【大意】 諸侯の善に染みて善主となりし者を擧ぐ、又是れ正證となす、

【通釋】 獨り天下の帝王のみ然るにあらず、一國の諸侯に觀るも亦同きなり、昔時齊の桓公は、管仲鮑叔の二人を信任せしは、即ち管仲鮑叔に染みしなり、晉の文公は舅犯高偃の二人を信任せしは、即ち舅犯高偃に染みしなり、楚の莊王は孫叔沈尹の二人を信任せしは、即ち孫叔沈尹に染みしなり、吳王闔閭は伍員文義を信任せしは、即ち伍員文義に染みしなり、越王句踐は、范蠡大夫種を信任せしは、即ち范蠡大夫種に染みしなり、此の齊桓、晉文、楚莊、吳の闔閭、越の句踐の五君は、從て染らるる者、相當の人を得たり、故に同じき諸侯より興りて、他の諸侯に長として覇者となり、其の大功盛名は、後世に傳はれり、是又諸侯と雖へども善に染むれば、善人たる證據ならずや、

【解義】 【齊桓染於管仲鮑叔】齊桓は齊の桓公なり、管仲と共に已に本書の親士篇に見ゆ、鮑叔は齊の賢臣、桓公に管仲を推薦せし人なり、【晉文染於舅犯高偃】晉文は晉の文公、亦已に親士篇に見ゆ、舅犯は、狐偃字は子犯、文公の外舅(母の兄弟)なるを以て、舅犯と呼べり、「大學」に引ける舅犯曰亡人無以爲寶、惟善以爲寶の語は、乃ち子犯が文公を戒めたる辭なり、

高偃は晋の大夫一に卜偃と云ふ「呂氏春秋」に郟偃に作り、「太平御覽」の治道部に引て、郭偃に作り、清の俞樾は高は郭と古音相通す、「詩經」の縣篇の毛傳に、王之郭門曰「皋門」とあり、郭偃を高偃に作るは、猶郭門を皋門に作るがごとしと云へり、「楚莊染於孫叔沈尹」楚莊は楚の君なり、もと子爵なれ共、僭して王と稱す、莊は其の諡なり、世に楚莊王と云へり、晋と戦ひて勝ち、一時雄を天下に稱す、五霸の一人なり、孫叔は孫叔敖なり、沈尹名は巫と云ふもと沈縣の尹なるを以て、沈尹と云ふ、孫叔と共に楚の賢臣たり、「吳闔閭染於伍員文義」吳の君、名は闔閭、亦もと子爵なれども、僭して王と稱す、伍員字は子胥、文義一に文之儀と云ふ、共に吳に仕かへて名臣たり、「越句踐染於范蠡大夫種」句踐又已に親士篇に見ゆ、范蠡は越の謀臣なり、大夫種は、越の大夫文種と云へる人なり、世に其官を以て大夫種と呼べり、「功名傳於後世」一説に後世の下にも、と、擧天下云云必稱此五君の辭ありしを、後人傳寫の際、誤りて脱せしならんと云へり、愚按するに前後の文を以て例せば、此の説或は然らん、然れども「呂氏春秋」にも、功名傳於後世との

みありて、下に何等の句なし、
范吉射染於長柳朔王勝中行
寅染於籍秦高彊吳夫差染於
王孫雒太宰嚭知伯搖染於智
國張武中山尙染於魏義偃長
宋康染於唐鞅佃不禮此六君
者所染不當故國家殘亡身爲
刑戮宗廟破滅絕無後類君臣
離散民人流亡擧天下之貪暴
可羞人必稱此六君者

【大意】 諸侯の惡人に染みて暴主となりし者を擧ぐ又是れ反證となす、

【通釋】 晋の大夫に范吉射と云へる者あり、名は大

の人は長柳朔と王勝との奸才に惑はされて滅亡の禍を取りたるは、即ち長柳朔王勝の惡に染みしなり、同く晋の大夫に中行寅と云へる者あり、亦籍秦と高彊の二人に惑はされて亡びたり、即ち籍秦高彊の惡に染みしなり、吳王夫差は王孫雒と太宰嚭に惑はされて亡びたるは、即ち王孫雒太宰嚭に染みしなり、晋の大夫知伯搖は、智國と張武に惑はされて亡びたるは、即ち智國張武に染みしなり、中山國の君にて名は尙と云へる者は、魏義と偃長とに惑はされて亡びたるは、即ち魏義偃長に染みしなり、宋の康王は唐鞅と佃不禮とに惑はされて亡びたるは、即ち唐鞅佃不禮に染みしなり、此の范吉射中行寅吳王夫差知伯搖中山尙宋の康王の六君は染めらるゝに相當の人を得ず、乃ち不善人に感化せられたるが故に其の國家は殘亡し己が身は刑戮となり、祖先を祭祀せる宗廟は破滅し、其の子孫血脈は斷絶して、遺れる種類なし、君臣は分離散亂し、人民は流浪奔亡して、復、昔日の跡を認むるに由なし、後世に及ぶまで、苟も天下の貪欲暴虐にして羞づべき人を稱し擧ぐるときは、必らず此の六君を引き合せに出だすこととなれり、

【解義】 【范吉射】 范は姓にして、吉射は名なり、春秋時代晋國の大夫なれども、同僚の知氏中行氏魏氏趙氏韓氏と共に、晋國を分割して、其の地を有ち、世に晋の六卿と稱し、又六晋と稱し（戰國秦策に見ゆ）其の實は一國の君と同じ、故に下文に六君の中に加へ稱す、後、知氏に亡さる【長柳朔王勝】 長柳は姓一に張柳に作る、朔は其の名なり、王勝の勝、一に生に作る、「春秋左傳」に、張柳朔王生あり、共に范氏の賢臣なり、本書と同からざるは、或は傳聞の異なるか、【中行寅】 中行は氏にして、寅は名なり、晋國六卿の一人、上に見ゆ、【籍秦】 籍は姓にして、秦は名なり、もと晋の大夫、籍游の孫、籍談の子なること「史記」「索隱」に見ゆ、【呂氏春秋】に、黃籍秦に作るは非なり、【高彊】 高は姓、彊は名なり、籍秦と共に中行氏に事かふ、【吳夫差】 吳國の君、子爵なれども、僭して王と稱す、後ちに越王句踐に亡さる、【王孫雒】 雒は洛の古字、孫は氏にして雒は名なり、【太宰嚭】 太宰は其の官にして、嚭は名なり、もと楚の臣伯州犂の子、來りて吳に仕かふ、【知伯搖】 知は氏なり、一に智に作る、搖は名なり、一に瑤に作る、伯は長なり、其の家もと知氏の長たるを

以て、知伯と云ふ、晋國六卿の一人なり、後、趙韓魏三氏に亡さる、【智國】知氏の一族にして、國は其の名なり、知伯に臣事す、「國語」に知伯醉に乗じて、韓康子（韓氏の主）に戯れ、其の臣段規を侮りしに、伯國聞て諫めし事を載す、此に據れば亦賢臣なるに似たり、【張武】智伯の臣なり、「淮南子」の人間訓に、張武教智伯奪韓魏之地而擒於晉陽とあり、【中山尚】中山は國の名、尚は其の君の名なり、畢沅は「呂氏春秋」の高誘が注に據りて、魏の公子牟の後にして、中山に封せらるゝ者となせども、孫貽讓は、公子牟は趙の平原君秦の范雎と同時に、墨子より頗る後人なれば、時代合はず、「水經」の注竝に「十三州志」に據るに、中山桓公、魏に滅さるとあれば、尚は桓公の名ならんと云へり、【魏義偃長】二人の姓名、共に中山の臣、【宋康】戰國の時宋の君、名は偃、偕して王と稱す、康は其の諡なり、後、淫虐を以て齊に亡さる、【唐鞅佃不禮】二人共に宋王に勤めて、淫虐をなさしめし者なり、中山尚と宋康王の亡國は、孟子の梁惠王の篇に方千里者九（七國と宋中山凡て九國）齊集而有其一の語とあり、又「孟子」の滕文公の篇に宋王が仁政を行ひしことを

云へば、是れ孟子の時には、宋中山は未だ亡びず、然るに今墨子は、中山宋二國の亡びしことを言へるは、墨子の時世、更に孟子の後にあるが如し、孟子は力めて墨子の學を排斥せしことは、其の中に多く見ゆれば、甚疑ふべしと、蘇時學は云へり、

凡君之所以安者何也、以其行理也、行理生於染當、故善爲君者、勞於論人、而佚於治官、不能爲君者、傷形費神、愁心勞意、然國愈危、身愈辱、此六君者、非不重其國、愛其身也、以不知要故也、不知要者、所染不當也、

【大意】 君位の安きと危きとは所染の當と不當とに由るを言ひ上文を結ぶ、

【通釋】 凡そ人君の安んじて危からざる所以の者

を得て善人とならざるが故なり、

【解義】 【以其行理也】廣雅の釋詁には理道也と又治也とあり、【勞於論人】論は選なり、高誘は猶擇也と云へり、【而佚於治官】佚は逸と同じ「たのしむ」【以不知要故也】要は要約なり要領と云ふが如し、

非獨國有染也、士亦有染、其友皆好仁義、淳謹畏令、則家日益、身日安、名日榮、處官得其理矣、則段干木禽子傳說之徒是也、其友皆好矜奮、創作比周、則家日損、身日危、名日辱、處官失其理矣、則子西易牙豎刀之徒是也、詩曰、必擇所堪、必謹所堪者、此之謂也、

は、何の故なるか、他あるにあらず、唯、其の人君の行が、治まればなり、行が治まれるは、上文に述べしが如く善人に輔けられ、即ち其の染むる者が相當の賢人を得ればなり、かるが故に善く人君となりて、聖王賢主の譽ある者は、相當なる輔弼の人を選択するに勞し骨が折れて、而も一旦相當な人を得れば、専ら之に委任して事に當らしむるが爲めに、任命せし官吏を、統べ治むることは格別骨が折れずして、氣樂なることなり、又之に反して平凡庸劣にして人君たること能はざる者は、妄に形體を苦め傷ひ、精神を使ひ費やし、心を愁へしめ意を疲らせども、而も別に何等の良工夫も名案もなくして、爲めに國家は愈、危く、身は愈、辱めらるゝに至るなり、此の范吉射等の六君は、彼の人と雖も、亦自から己が君たる國家を重せずして滅亡するに構なく、又己が身命を惜まずして殺されて死するを喜べるにはあらず、唯其の己が自から其の所行の要約を知らざるを以ての故に、斯の如く國愈、危く身愈、辱められて、遂に滅亡誅殺せらるるに至れるなり、而して其の所行の要約を知らざるは、平生に己が身を染め化するに、相當なる輔弼の人

【大意】染の慎しまざる可からざるは獨り國のみならず士も亦同理なることを言ふ、是れ拓開論法を用ゐ又詩語を引いて咨嗟詠歎して結ぶ餘味掬するに餘あり、

【通釋】染め方によりて國の興亡盛衰あるは、以上の如くなるが、更に翻りて思ふに、獨り國家のみに染め方の關係あるにあらず、吾人士たる者も、亦同く染め方に關係して、善にもなり惡にもなれり、先づ善なる方を云へば、其の與に交はる朋友が、何れも皆仁義の道を好み、性行が淳厚謹慎にして、國家の法令を畏みて、敢て非違惡行をなさざれば、其の家日々に益し盛大に趣き、身は日々安樂に成り、名譽は日々に榮え開ゆ、官職に居ては、其の道を得て、必らず成功あり、其の人は誰かと云へば、彼の魏の賢人段干木、墨子の門人禽子般の宰相傳説の徒が、即ち是れなり、又之に反して、其の與に交はる朋友が、何れも皆己が才智に矜り、威張りて、種々の物事を目論見企て、相互に依怙結托して、惡事惡行をなすときは、其の家は日日に損じ衰へ、己が身は日々に辱められ、官職に居ては、其の道を失ひて必ず成功せず、其の人は誰かと云

へば、彼の楚の公子由字は子西と云へる者や、齊國の小人易牙豎刁の徒が即ち是れなり、古人の詩に、必らず日日の湛し染むる事柄を擇びて善に近づき、惡に遠かることを務むべしと誠めたる語あり、扱彼の詩に必らず日日湛染むる事柄を謹めとあるは、予が上に述べし染むる所を慎むが如き義を謂へるなり、左すれば、是れ決して予が今始めて唱へし臆説愚論にはあらず、古人が夙に注意を垂れられし教誨なることを知るべきなり、世の人人、上下の別なく、豈に其の所染を謹まざるべけんや、

【解義】「官得其理矣」理は道なり、又、治と解するも可なり「をさまる」已に上文に見ゆ、「段干木」段干は姓にして木は名なり孔子の弟子子夏に學び魏文侯の師たり段干はもと魏の邑名なり木其の地に居る因て以て姓となせしこと、史記「孝子傳」の集解に見ゆ、戰國策に又段干綸段干越人あり、「禽子」禽は姓にして、名は滑釐と云ふ、墨子の弟子なり、墨子の弟子にして、墨子の書中に善人君子として、古人先輩と共に列擧し、且禽子と呼びて敬稱を以てしたるは、甚だ疑ふべし、孫貽讓は、「呂氏春秋」の當染篇に、禽滑釐學

子墨子許犯學子禽滑釐とあるを引きて、本文に禽子と稱するは、是れ墨子の門人小子に成れる文ならむと云へり、傳説般の高宗の相なり、此に突然として段干木禽子と並に擧ぐるは時代人物甚だ相類せず、孫氏疑うて後人の増竄となす、信に然り、「皆好矜奮」矜は音「きん」なれば矛盾なり、又、勤と通ず、音「きん」なれば、自から賢とすることにて、「ほこる」こと、此所にては後者を用ふ、奮は俗に云へる威張ること、「創作比周」創は始造之曰創と、字書にあり、比は近なり、周は密なり、此の句は、上文の淳謹畏令と正く反對にて、乃ち己れが思ふ儘に勝手なる仕方を造り出だして、相互に私黨を結び、援け合ふことを云ふ、即ち創作は、淳謹に反對し、畏令は比周に反對して云ふ、「周禮」の考工記に、知者創物、巧者述之、百工之事、聖之作也とあり、又「論語」に君子周而不比、小人比而不周とあるが如き、創作比周とは、同文なれども異義の者と知るべし、「子西」「左傳」に據るに、春秋時代に、子西と字せる者三人あり、一を鄭の公孫夏となす、一を楚の鬬宜申とす、一を楚の公子申となす、本文の子西は未だ孰か是なるを知らず、又論語に

或問「子西」曰、彼哉彼哉とある子西は、楚の令尹子西なりとの説ありて、此の子西も亦同人ならんとも云へり、「易牙」齊桓公の寵臣「豎刁」亦桓公の寵臣にて、易牙と共に齊の政を擅にして、國大に亂る、「左傳」に寺人貂あり、杜預が注に、寺人は奄官豎貂也、貂は刀と古字相通す、後世は刀に作りて、相別てり、「詩」曰、必擇所堪、凡そ古書に單に詩曰とあるは、大概は孔子の刪定せられし今の詩經を指すことなれども、時に逸詩と稱して、孔子刪定以外の詩もあり、本文の詩は即ち逸詩なれば今の詩經には載せず、堪は湛と通ず、湛は漬なり、晏子春秋の襟篇に、今夫蘭本三年而成、湛之苦酒、則君子不近、庶人不佩、湛之麋醢、而買匹馬矣、非蘭本美也、所湛然也、願子之必求所湛とあり、其の義、墨子本文と同じ、說苑の襟言篇にも、又同義の文あり、孫注に詳かなり、

總評

通篇三段に分つ、先づ子墨子染絲の嘆を記し、全篇の旨を總挈す、是れを一段となす、次ぎに非獨染絲然也國亦有染の一語を以て、上を承け下を起し、舜禹湯武四人の善人に染みて、天子と爲り、功名長へに天

下に顯榮なりし事と、桀紂幽厲四王の惡人に染みて、國亡び身死して、長へに天下の戮辱となりし事とを擧げ、天子に就きて、染の慎まざるべからざるを言ふ、是れを一節とす、次に齊桓晋文楚莊吳闔閭越句踐五君の善人に染みて、諸侯に覇となり、功名を後世に傳へし事と、范吉射中行寅吳夫差知伯瑤中山尙宋康六君の惡人に染みて、國家殘亡し、刑戮となり、汚名を天下に流せし事とを擧げ、諸侯に就きて染の慎まざるべからざるを言ひ、又人君の道は、人を知り善く任ずるを以て要となすべきに、六君は要を知らざるを以て、危亡戮辱を取りし事を言ひ、申さねて善人に染みて惡人に染むべからざる意を明らかにす、是れを二節とし以上を第二段となす、次に非獨國有染也士亦有染の語を以て、上文の非獨絲有染也國亦有染の語に對照回映して云ひ、或は染絲より推して、染國に及ばし、或は染國より顧みて染士に入る、一俯一仰一進一退筆墨の妙を見るべし、而して良友に染みて、安樂榮盛なるを致せし段干木禽子傅説と、惡友に染みて損危敗辱を取りし子西易牙豎刀の徒を擧げ、其の言を實證し、終りに臨みて古詩を引けるは湛漬の慎

み擇ぶべきを云ひ、單に末段を結ぶのみにあらず、又全篇の論旨を咨嗟詠歎して、總結す、是れを三段となす、蓋し全篇三十有餘の染字を連下し、以て文章を成す、後世唐の韓退之が送孟東野序を作るに、亦三十有餘の鳴字を以て、通篇を貫穿して姿致を取れり、評者以て其の作法全く周官考工記に基づくとなせども、退之は平生墨子を愛讀せし人なれば、亦安ぞ墨子此の篇が其の藍本たるに非ることを知らんや、但篇中宋康の事を引き、又禽子を引けども、禽子は墨子の門人にして、而も殷代の賢相傅説が上に位せるが如きは、頗る時代の相及ばざると、比擬不倫なるを免れず、甚だ疑ふべし、此れ已に本篇の解義に於て辯明せり、

名言

染於蒼則蒼、染於黃則黃、所入者變、其色亦變、非獨染絲然也、國亦有染、非獨國有染、士亦有染、善爲君者勞於論人、而佚於治官、不能爲君者傷形費神、愁心勞意、然國逾危、身逾辱、其友皆好仁義、淳謹畏令、則家日益、身日安、名日榮、其友皆好於奮、創作比周、則家日損、身日危、名日辱、

存異

【子墨子】舊本に子墨子言に作る、今「呂氏春秋」に據りて、言の字を削る、【五入畢】舊本に五入必而已に作る、今畢本に據りて改む、【故王天下】舊本に立爲天子の一句あり、今按ずるに義復なれば削る、【此五君所染者當】舊本に者の字なし、今「呂氏春秋」に據りて補ふ、【貪暴可羞人】舊本に可羞人を、苛擾者に作る、今「呂氏春秋」に據り改む、【必稱此六君者】舊本に君者を、君也に作る、今「呂氏春秋」に據りて改む、

法儀第四

本篇は、人主たる者は當さに天が萬民を兼愛兼利するを以て法儀となすべきことを論ず、故に法儀を以て名づく、法は法度なり、儀も亦度なり、何れも手本の義に用ゆ「管子」の形勢解篇にも法度者萬民之儀表也とあり、通篇の歸宿は、天の公平無私にして一様に人を愛するが如く、博く人類を愛養するが、法儀の眞正なる者にして、

子墨子曰、天下從事者、不可以無法儀、無法儀、而其事能成者、無有也、雖至士之爲將相者、皆有法、雖至百工從事者、亦皆有法、

【大意】 汎く天下に事を爲す者は、法儀あるを必要とするを言ひ、以て下文を喚起す、

【通釋】 我が師墨先生は、嘗て人たるの道を論じて曰く、凡そ天下の事に従ひ業を爲す者は、何等の事業

に限らず、皆各自に一定の法儀なかる可らず、事業をなすに、法儀の標準依據とすべき者なくして、而も其の事業が困難に耐へ終ふせて、成就することは、有らざるなり、位の上なる者としては、士が仕へて文武百官の最頂に上り、大將宰相となる者に至ると云へども、亦皆何れも標準依據とすべき一定の法儀あり又位の微なる者としては百工の事に従ひ業を營む人人と云へども、亦皆標準依據とすべき一定の法儀あり、百工爲方以矩爲圓以規直以繩正以縣平以水無巧工不巧工皆以此五者爲法巧者能中之不巧者雖不能中放依以從事猶逾已故百工從事者皆有法度今大者治天下其次治大國而無法度此不若百工辯也

【大意】百工の事に従ふに皆法儀あることを擧げて、天下國家を治むるに、法儀なかるべからざることを言ふ。
【通釋】今や百工の職業を執るを觀るに彼は物の方形をなさんと欲すれば、必らず矩を以て、方形の素地を定め、圓形をなさんと欲すれば、必らず規を以て圓形の素地を定め、又形ちを直くせんとするときは、必らず繩を以て直くし、正くせんと欲するときは、必らず縣挂を以て正くし、平かにせんと欲するときは、必らず水もりを以て平らかにす、凡そ工匠たる者、其の伎倆の巧なると巧ならざるを論ずるなく、何れも皆此の矩規繩縣水の五者を以て、標準依據すべき法度となし、此に頼りて圓方直正平の五者の形を都合宜く定むるなり、而して其の中、巧なる者は能く法度を手に入れ得心し、巧ならざる拙工は、法度を十分に手に入れ得心する能はざるもとにかく之に倣ひ依りて、其の仕事をして行くとときは猶やめて爲さる者に勝れり、かるが故に百工の事に従ひ業を執る者、皆それ／＼に一定の法度ありて之を失はざるやう務むるなり、然るに今や大なる者で云へば、天下を

治め、其の次で云へば大國を治むるに而も法度の依據すべき者なきときは是れ天下を治め大國を治むる者は、反りて百工の善く辯じ治むるに如かざるなり、【解義】【以矩爲方】矩は「かねざし」又「さしがね」とも云ふ、工匠の用ゐて方形を正だす道具、【以規爲圓】規は「ぶんまはし」工匠の圓形を正す道具、【直以繩】繩は「すみなは」工匠の直線を作るに用ふる道具なり、直の字の上、宜く爲の字を加へて看るべし、修辭上故らに省きしなり、下の三句皆同じ、【正以縣】縣は縣挂にて垂下せる繩、工匠の直立形を正だす道具、【考工記】の輿人に、立者中縣とあり、賈公彦が疏に、其材有直豎立者中于繩縣之垂者と云へり、【平以水】平は横なる者を平かにして高下なからしむるなり、水は標準なり、「みづなは」又「みづもり」とも云ふ、水平なり、【巧者能中之】中は當なり、又得なり、手に入れて得心すること、【放依以從事】放は倣と同じ、似なり、【猶逾已】逾は愈と同じ、猶、已むに勝るなり、【不若百工辯】辯は辨と古字同じ、治なり、然則奚以爲治法而可當皆法

其父母奚若、天下之爲父母者衆、而仁者寡、若皆法其父母、此法不仁也、法不仁、不可以爲法、當皆法其君、奚若、天下之爲學者衆、而仁者寡、若皆法其學、此法不仁也、法不仁、不可以爲法、當皆法其君、奚若、天下之爲君者衆、而仁者寡、若皆法其君、此法不仁也、法不仁、不可以爲法、故父母學君三者、莫可以爲治法、然則奚以爲治法而可、故曰莫若法天

【大意】 前言を承けて本題に入り治法は天を以て法儀となすべきを言ふ、

【通釋】 されば天下を治むるに、必らず法度の依據する者無るべからざることなるが、果して何を以て之を治むる法となして可なるか、假りに人は皆己が兩親の恩愛を受けざる者なければ、乃ち兩親を法則として、萬事萬行、悉く兩親の所爲の如くすれば、其の是否何如にぞや、成程天下の中、人の兩親たる者は、其の數非常に衆多なるが、而も仁徳ある兩親は少數にして、不仁なる兩親は多數なり、即ち比較すれば完全なる者は多からずして不完全なる者は多きなり、さらば若し皆悉く其の兩親を法度として、之に見習ふときは、此れ不仁を法度として見習ふ道理なり、苟も人として不仁を法度となすことは既に以て法度となすべからず、されば、又假りに皆己が學べる師匠を法度として見習ふときは、其の是非何如にぞや、成程天下の中に、學問を修めて人の師匠たる者は、其の數非常に衆多なるが、而も仁徳ある師匠は少數にして、不仁なる師匠は多數なり、即ち比較的其の師として完全なる者は多からずして、不完全なる者は多

きなり、さらば若し皆悉く其の師匠を法度として見習ふときは、此れ不仁を法度として見習ふ道理なり、苟も人として不仁を法度となすことは、既に以て法度となすべからず、されば假りに皆己が事ふる君主を仰ぎて法度として見習ふときは如何にぞ、成程天下の中に、君主たる者は其の數非常に衆多なるが、而も仁徳ある君主は少數にして、不仁なる君主は多數なり、即ち完全なる者は多からずして、不完全なる者は多きなり、さらば若し皆悉く皆己が奉事せる君主を法度として見習ふときは、此れ不仁を法度として見習ふ道理なり、苟も人として不仁を法度となすことは、此れ既に以て法度となすべからず、かるが故に、上文に擧ぐる兩親師匠君主の三者は、皆尊ぶべく敬すべき者なれども、共に以て國天下を治むる法儀とは、なすべからず、

【解義】 【當皆法其父母】當は嘗と通ず、嘗試なり、「こゝろみに」と訓ず又當は儻と同じ「もしくは」と訓ず、假設して云へる辭【奚若】何如と同じ【當皆法其學】學は己が従うて學べる師を謂ふなり、【莫可以爲治法】國語の晉語に欒共子の言を載せて、民生於

則止

【大意】 當さに天を以て法度となすべき所以を言ふ、

【三、事之如一】父生之師教之君食之非父不生非食不長非教不知生之族也故一事之唯其所則致死焉と云へり又禮記に事親致喪三年事君方喪三年事師心喪三年とありて、父母師君の三者は、人倫中最も尊く且大なる者となせり、今や墨子は、此の三者共に不仁多ければ、法度となすべからずと云へるは其別に尊く且大なりとなす者あるを以てなり、其の説下文に見ゆ、【莫若法天】天は説文に顛也、至高在上從一大也とありて最高最上の處にありて、凡そ有らゆる物の頂顛たれば、天と名くるなり、故に天は蒼々たる大空を指して云ふとあり、又造化の神を指して云へるとあり、但墨子は有神論者にして、上帝の存在を是認する者なれば、本文の天は、上帝即ち造物主と解すべし、

天之行廣而無私其施厚而不息其明久而不衰故聖王法之既以天爲法動作有爲必度於天天之所欲則爲之天所不欲

【通釋】 されば、國天下を治むる者、何を以て治法となして可なるか、吾平素より云へり、天を法度として見習ふに若くはなしと、何んとなれば、天の行動は至りて廣く、何れも皆一樣に行渡りて、或る一方一部に私して、依怙偏頗をなすことなし、其の惠み恩澤を下界に施すことは、至りて厚くして寸時も息まず、天の光明下界を臨み照すことは、長へに久くして衰へず、かるが故に、聖王は天の爲る事を法りて手本とせり、既に天を以て法手本とするときは、聖王の立ち働きて事をなすことがあるには、必らず天に鑑み度りて之を爲し行へり、即ち天が好み欲することは之を爲し、天の惡み欲せざることとは之を止めて爲さず、

【解義】 【必度於天】度は音「ど」なる時は、尺度又は法度にて、音「たく」の時は、忖度の度にて、「はかる」なり此所は後者に從ふべし、己が動作所爲か、果して天の心に叶ふや否を、はかるなり、

然而天何欲何惡者也、天必欲人之相愛相利、而不欲人之相惡相賊也、奚以知天之欲人之相愛相利而不欲人之相惡相賊也、以其兼而愛之兼而利之也、奚以知天之兼而愛之兼而利之也、以其兼而有之兼而食之也、

【大意】 此れ天の欲惡の事を述べて上文の意を明にす、即ち墨子は天を以て人性的智能情操ある者となすなり、

【通釋】 左はさりながら全體天は何をか欲し好み、亦何をか惡める者なるかと云へば、乃ち天は必らず人人が相互に慈愛を以て交はり、相互に利益を以て救ふことを欲して、其の反對に、人人が相互に惡み嫉

也、人無幼長貴賤、皆天之臣也、此以莫不芻牛羊豢犬豬、絜爲酒醴粢盛、以敬事天、此不爲兼而有之兼而食之邪、

【大意】 此れ天人の關係を説きて、上文の意を明にす、

【通釋】 試に天と人との關係に就て之を看よ、天下の廣きや、大國小國の別を問はず、苟も國たる以上は、何れも皆天の領地にして、一草一木の微に至るまで、皆天の所有ならざるはなし、人民の盛なるや幼者長者貴者賤者の差を論せず、苟も人たる以上は、何れも皆天の臣にして、其の支配を受けざることなし、此の如き關係にて、人は天の邑に居り天の臣たるを以て、祭祀の禮を設け、牛羊は芻莖を以て畜ひ、大猪は穀物を以て豢ひ、又清潔にして酒醴粢盛を造り、此等の奠へ物を陳らね敬みて天帝に事へざるとなし、此れ皆天が兼ねて一樣に人民を保有し、兼ねて一樣

み、相互に争ひ賊ふことを惡めるなり、然しながら、天は默して言はず語らざるに、今や奚を以て天が屹度人人の相互に愛し相互に利することを欲して、人人が相互に惡み相互に賊ふことを惡めることを知るか、乃ち茫漠たる天に向ひ、如何なる確證ありて、左様なる斷言をなし得るか、是れ他なし、天は公平無私にして、誰れ彼の差別なく、兼ねて一樣に人民を愛し恤み、兼ねて一樣に人民を利し宜くなすを以て、此を確證となして右の如く斷言することを得るなり、抑又天が兼ねて一樣に人民を愛し一樣に人民を利することは、奚を以て之を知れるかと云へば、天が兼ねて一樣に人民を保んじ有ち、兼ねて一樣に人民を飼ひ養へることを以て、之を知れるなり、

【解義】 相愛相利】愛は恩愛にて慈悲深く惠むなり、利は利益を與ふることにて、都合宜く仕向くるなり、【兼而有之】有は保有の有にて、我が物として見棄てざること、【兼而食之】食は飼と同じ、食物を與ふること、「かふ」又は「やしなふ」と訓ず、

今天下無大小國、皆天下之邑

に人民を飼ひ養へる恩徳に報いんが爲めならずや、【解義】 【皆天之邑】邑は説文に國也とあり釋名には人の聚會之稱也と云へり、此にては領土の意なり、【皆天之臣】臣の字、一本に子に作る、孰れにても可なり、【芻牛羊】牛羊は芻莖を以て畜ふ、故に牛羊を畜ひ養ふを芻と云ふ、【豢犬豬】穀物を以て犬豬を飼養するを豢と云ふ、犬はもと田狗守狗豢狗の三種あり、食料に用ふるは、豢狗なり、【絜爲酒醴粢盛】絜は、潔の正字、清潔なり、醴は酒の一種「ひとよぎけ」、又「あまざけ」と譯す、粢は稷なり、黍稷を鬼神に供ふるを、粢盛と云ふ、

天苟兼而有食之、夫奚說不欲人之相愛相利也、故曰愛人利人者、天必福之、惡人賊人者、天必禍之、日殺不辜者、得不祥焉、夫奚說人爲其相殺而天與禍

乎、是以知天欲人相愛相利而不欲人相惡相賊也。

【大意】 此れ又人生禍福の跡に就て、天の人を愛し人を利するを欲することを説く、

【通釋】 天が苟に兼ねて人民を保有し、又人民を飼養することを觀るときは、夫れ奚ぞ復た天が人の相互に人を愛し相互に人を飼ふことを欲せざるが如き事を説く必要あらんや、即ち別に之を説かざるも、既に判然として明かなることならずや、故に曰く人相互に天の心を我が心となして、人を愛し人を利する者は、天より必らず之に幸福を授け、人を惡み人を賊ふ者は、天より必らず之に禍害を下だすなりと又往日に妄に其の罪に當らざる者を殺せし人は、皆已に不吉なる禍を蒙れり、夫れ不辜は罰が罪に當らずとも、罪人は相違なく罪人なり、それすらも妄に殺すときは、不吉なる禍を得る程なるに、まして通常の人人が、相互に殺せるが爲めに、天より禍を與ふことを説く必要あらんや乃ち必らず禍を與ふことは、論ずるまでもなく、分り切りたる事體なり、以上

の事理に據れば、是れ正く天の心は人と人と相互に愛し又相互に利することを欲して、而も人と人とが相互に惡み又相互に賊ふことを欲せざるを知るべきなり、

【解義】 【夫奚説】奚は何なり、已に上に見ゆ、【日殺不辜者】日は往日なり、「左傳」の文公七年に、日衛不睦故取其地とあるを、杜注に日往日也と云へり、「國語」に日君之使於楚也とあり、又蔡君日其過此也とあり漢書の淮南厲王傳に日得幸上有子とあり庾子山が詩に日余濫推轂民願始天從とあり韓退之が征蜀聯句に日王忿違傲有命事誅拔とあるが如き皆日を往日として用ゆ、辜は、罪なり、初めより何等の罰すべき罪なきを、無辜と云ふ、全く罪なきにあらずれども、其の罰に當るべき罪なきを、不辜と云ふ、【得不祥焉】祥は詳なり、凡そ吉凶の先兆を、祥と曰ふ、徐鉉は天降すに禍福を以てせんと欲するときは、先づ吉凶の兆祥を以て、審かに告悟するよりして祥と云へりと説けり、されば祥に吉祥と凶祥とあれども、單に不祥と云ふときは、吉祥の反對と解すべし、得不祥とは、天罰を蒙ることなり、

昔之聖王禹湯文武兼愛天下之百姓率以尊天事鬼其利人多故天福之使立爲天子天下諸侯皆賓事之暴王桀紂幽厲兼惡天下之百姓率以詬天侮鬼其賊人多故天禍之使遂失其天下身死爲僂於天下後世子孫毀之至今不息

【大意】 此れ昔の聖王暴王の事を擧げて前節の言を證す、

【通釋】 古昔の聖王夏の禹王殷の湯王周の文王武王は、何れも皆兼ねて一樣に天下の百姓を愛し恤み、自身衆人に率先して、天帝を尊信し鬼神に敬事し、其の人民を利益すること多し、かるが故に天も我が心に

叶ひ氣に入ることなれば、聖王に相當なる幸福を授け、立ちて天子とならしめ、天下の諸侯皆聖王に敬み事かへ、仰ぎて己が君となせり、亦其れに反して、昔の暴虐なる王、夏の桀王殷の紂王周の幽厲王は、兼ねて一樣に天下の百姓を惡み虐げ自身が衆人に率先して、天を詬り、鬼神を輕んじ侮り、其の人民を賊害すること多し、かるが故に、天も我が心に叶はず氣に入らざるることなれば、暴王に相當なる禍を與へ、其の有せる國家を墜し失はしめ、彼れ暴王は、身は敵手に罹りて死し、天下に於て刑戮の人となり、當時の他人は勿論の事、又後世の子孫と雖も、自分の祖先の惡虐非道を毀ること、今の世に至るまで息まず、

【解義】 【尊天事鬼】天は天帝なり、鬼は鬼神なり、もと天神地祇人鬼とありて、神は専ら天の神を指し、鬼は人の死して神となる者を云へども、單に鬼と云ひ、神と云ふときは、何れも通用して云ふ、【皆賓事之】廣雅の釋詁に、賓敬也とあり、賓事敬して事ふるなり、【桀紂幽厲】幽王は厲王の孫なれども、口調の都合上、先きにして幽厲と云へるなり、孟子の離婁篇に、暴其民甚則身弑國亡不甚則身危國削名之曰幽厲

とあるも、亦此の類なり、【詬天侮鬼】上の尊天事鬼と反対す、詬は罵なり、左傳の昭公十三年に、楚靈王投龜詬天而呼の文あり、釋文によるに、詬は詈り辱むるなり、【使遂失其國家】遂は隊と通ず、易に震遂泥とあり、釋文に遂荀本作隊、俗作墜、義同と云へり、淮南子の天文訓の高誘が注にも、隊隕也とあり、隊失は墜し失ふなり、「とりおとしてしまふ」こと、若し本文を字の如く「つひに」と讀めば、文章に於て當に遂使に作るべし、使遂にては、上句の關繫上、其の義通じがたし、

故爲不善以得禍者、桀紂幽厲是也、愛人利人以得福者、禹湯文武是也、愛人利人以得福者有矣、惡人賊人以得禍者亦有矣、

【大意】 不善の禍を得ると善の福を得るとを雙舉し

兩意を對縮して結をなす、
【通釋】 人を惡み人を賊へる不善なる行をなし、其の結果、禍害を天より得し者は、前述にある桀紂幽厲の諸暴王が即ち是なり、亦人を愛し人を利し、其の結果、幸福を天より授かりし者は、前述の禹湯文武の諸聖王が即ち是なり、是に由りて之を觀れば、昔より人を愛し人を利して幸福を得し者有り、人を惡み人を賊うて禍害を得る者も亦有り、禍害を取る者も、幸福を得るも、畢竟人の心得方、爲し方の如何によることなれば、豈に謹みて天を法儀として、善事善行をなさずして可ならんや、

總評文評附

通篇三段に分つ、先づ天下の事皆法儀なかるべからざることを論じて、天下國家を治むるには、父母、君主、師學、共に各、闕失ありて、不仁たることを免れざれば法儀とするに足らず、惟天を以て法儀となすに如からざることを言ふ、然則奚以爲治法而可、故曰莫若法天の語、實に本篇の主腦にして、以下の文、皆此の義を敷衍して云へるに過ぎず是れを一段となす、次に既に天を以て法となす以上は、平生の心念動

名言

作、皆必らず天心を體認して、違ふべからず、即ち天は必らず人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊ふことを欲せずして、如何なる大國となく、亦小國となく、又長幼貴賤の別なく、皆天の邑天の臣として、兼ねて有ち兼ねて食うて、何等の懸隔差別なければ、人も亦天の大恩を感謝して、大國小國となし、長幼貴賤となく、皆一様に盛に祭りを設け天に敬み事ふることをなせり、故に天の心に從ひて、相愛し相利するとき、天も亦之を助けて福を授け、相惡み相賊ふときは天も亦之を黜けて禍を降だすことを云ひ、以て人の天を法儀として、汎く人を愛し人を利すべきことを言ふ、是れを二段となす、次に昔の聖王禹湯の天を法儀とし天下を兼愛して、福を得て天子となり、昔の暴王桀紂の天を法儀とせず、天下を兼ね惡みて禍を得て、天下を失ひし事を引き、以て前段の言を實證し、結ぶに愛人利人以得福者有矣、惡人賊人以得禍者有矣の双句を以てして、別に其の是非を論斷せず、讀者をして不言の中に、自から其の得失を領會せしむ、是れを三段となす、

天下從事者不可以無法儀、無法儀而其事能成者無有也。
天下之爲父母者衆而仁者寡、若皆法其父母、此法不仁也、法不仁、不可以爲法。
天下之爲君者衆而仁者寡、若皆法其君、此法不仁也、法不仁、不可以爲法。
天下之爲師者衆而仁者寡、若皆法其師、此法不仁也、法不仁、不可以爲法。
天下無大小國、皆天之邑也、人無幼長貴賤、皆天之臣也。
愛人利人者天必福之、惡人賊人者天必禍之、
存異

【其事能成者無有也】舊本に也の字なし、今問詰の引ける羣書治要に據りて、也の字を補ふ、【平以水】舊本に此の句なし、今愈氏平議に從ひ補ふ、【皆有法度】舊本に法度の間、所の字あり、今治要に從ひ削る、下同じ、【三者莫可以爲治法】舊本に治法の下、而可の二字あり、今王引之が説に從ひて削る、【其施厚而不息】息、舊本に德に作る、今治要に從ひて改訂す、【奚以知天之兼而愛之】舊本に、天の下、之の字なし、今治要に

據りて補ふ、【芻牛羊】舊本に「芻羊」に作る、今問詰蘇時
學の説に従ひ訂正す、【夫奚説不欲】舊本に説不の間
以の字あり、今藤校に據りて削去す、【是以知天欲】舊
本に知の字なし、今王引之の説に従ひて補ふ、【兼愛
天下之百姓】諸本に、愛の字なし、今畢本に従ひ補ふ、
【其賊人多】舊本に、其賊を賊其に作る、今平議に従ひ
て改む、

七患第五

本篇は、國を治むる者に、七事の患ふべき者あれ
ば、其の豫め政を修め法を具へて變に應ぜざる
べからざることを論せしを以て、七患と名づけ
たり、孫貽讓は以下二篇の所論は、皆本書節用篇
の餘義と云へり、

子墨子曰、國有七患、七患者何、

【大意】 此先づ綱を提げ叫破し、以て下文を起す、
【通釋】 子墨子國を治むる者の爲めに説て曰く、凡

そ國家を治むるに於て最も大に患ふべき者七事あ
り、之を七患と云ふ、七患とは、全體何等を指して云
へるか、

【解義】 【國有七患】國は國家なり、患は患難の患に
て「こまる」こと、

城郭溝池不可守、而治宮室、一
患也、適國至竟、四鄰莫救、二患
也、先盡民力、無用之功、賞賜無
能之人、民力盡於無用、財寶虛
於待民、三患也、

【大意】 以下七患の目を擧げて之を説明す、

【通釋】 謂ゆる七患とは、國家守禦の固めたる、内城
外郭溝壑池渠の修治を怠り、一旦敵の來侵に逢ふと
きは、支へ守るべからざるに、而も國君一己の逸樂に
供ふる宮室を治め、國の守備防禦を顧みざるは、一の
患なり、敵國來り迫りて我が國境に至れども、四方の

鄰國何れよりも援軍を送りて救ふことなし、即ち危
亡の地に孤立倚ることなきは、二つの患なり、有事の
日あるを思はず、常に人民を無事の時に使役し、其の
力を無用無益の仕事に使ひ、盡くして疲らし、妄に依
怙の沙汰を以て才能なくして役に立たざる人を褒め
賞して、官祿を賜ひ、國民の力は、既に無用の仕事に
盡き疲らし、國家の財寶は賓客を接待するに、空虚を
告げて十分なること能はざるは、三つの患なり、

【解義】 【城郭溝池】郭は外郭なり「そとぐるわ」溝池
は城の内堀外堀の類【適國至竟】適は敵と相通ず、竟
は境の正字なり、【先盡民力】一説に民を削るべしと
あり、

仕者持祿、游者愛佼、君脩法、討
臣、臣懾而不敢拂、四患也、君自
以爲聖智、而不問事、自以爲安
疆、而無守備、四鄰謀之、不知戒、
五患也、

【大意】 此亦上に繼ぎて七患の目を擧げ説く、

【通釋】 本來我が國にありて仕官をなす者は、唯官
祿のみを大切にして、取り失はざることを務め敢て
眞實に國家の爲めに盡さず、他國より來游せる策士
説客の徒は、専ら我が味方徒黨となるべき交友を愛
して、己が勢力を扶植し信用を博することを務め、亦敢
て忠直に其の國の爲めに謀らず、君主は何等の顧慮
するなく、法律規則を脩め厲行して、臣下を督責し、
臣下は君主の威嚴を懾れて、即ち無理非道の命令あ
るも、推し切りて嘯り違はず、唯何事も御道理尤もな
る仰せと畏み従ひ、上下君臣、皆姑息に流れて愛國の
念なきは、四つの患なり、君主はもと平凡の人物にし
て、格別に稱賛の辭を呈すべき明君英主と云ふにあ
らざるも、君主自身は己の獨り定めにて自分を聖人
智者となし、徒に高尚尊嚴の態度を粧うて、國事を問
ひ省みず、専ら大臣宰相を委任し、又自身獨り取り極
はめて我が國家は安寧強固なりとし、萬一の時の守
り備へなく、四鄰の國より好機會を伺ひて之を撃ち
亡さんと謀れども、我は油斷して、何等の警戒をなす
ことを知らざるは、五つの患なり、

【解義】「仕者持祿」持は、詩經の大雅鳧鷖序の疏に、執而不釋謂之持とありて、固く我が物となして、釋て放たざるなり持祿は、俗に云へる官祿に啗り付くなり、【游者愛佞】游は遊と同じ、他郷他國に行く者を游者と云ふ、此所にては他國より來りて仕へ、若くは仕へんことを求むる士を云ふ、愛佞とは、佞は交と同じ、交際交友の交にて、相互に住來して交はる人なり、交友を愛して互に私黨を結ぶこととなり、晏子春秋の問篇に、士者持祿游者養交とあり、管子の七主篇に、好佞友而行私請とあり、又同書の明法篇に、以黨舉官則民務佞而不求用とあり、明法解には、羣臣相推以美名相假以功伐務多其佞而不爲主用とあるが如きを觀れば、晏子春秋の文は、墨子と大略同じくして、但養と愛との一字の差あるのみ、管子の文は、好佞と云ひ、務佞と云ふ、皆共に墨子の愛佞と殆ど同意義なり、亦以て此等の語は周代通語の一なることを知るべし、【君脩法討臣】脩法は、法令を修飾して自己に便宜なる様に執行するなり、我が邦藤澤東畝は、脩法は法を弄ぶなり、君脩法云云は、即ち上の仕者游者の云云なるに至る所以なりと説けり、

姑く録して參考となす、
所信者不忠、所忠者不信、六患也、畜種菽粟、不足以食之、大臣不足、以事之、賞賜不能喜、誅罰不能威、七患也、以七患居國、必無社稷、以七患守城、敵至國傾、七患之所當國必有殃、

【大意】此れ又上に繼ぎて、七患の目を擧げ説き、七患の國を亡し殃するを云ふ、

【通釋】君主が信任して、賢人忠臣となす所の者は、案外にも忠賢の人ならず、臣下の國を思ひ君を愛して忠誠を抽んづる所の者は、不幸にして君主が信任せず、即ち奸臣佞人の君の心を惑はして得意に國に誇り、賢士忠臣は君より疏んじ遠けられて、意見を展ぶることを得ざるは、六つの患なり、六畜五種の類あれども、農民の力十分に行き届かずして、缺乏なるよ

り、之を食ふに足らず、朝廷に高位高官の大臣はあれども、愚劣不肖なるより、國家は之を事に任じて使ふに足らず、上たる者の威信薄くして、賞賜を與ふるにも、國民は別段に嬉しく難く、有威感せざれば、賞賜の恵みにて、國民を喜ばしむること能はず、誅罰を加ふるも、國民は差して恐れ畏く思はざれば、誅罰の力にて、國民を威すこと能はざるは、七つの患なり、此の七箇の患を以て國の政府に居りて、國政をなすときは、必らず國の社稷を亡し無くなすなり、又此の七箇の患を以て、城を守りて防禦をなすときは、必らず敵國來り攻めて、國家は傾覆すべきなり、要するに無事有事の日に關はらず、七患の當り向ふ所は、其の國家は必らず殃あり、七患の戒むべく恐るべきこと此の如し、
【解義】「所信者至不信」所信者は、君主が信じて忠義となす所の臣下なり、不忠は、臣下が直正に忠義を盡さざるなり、所忠者は臣下が忠義を盡す所の君主なり、不信は君主が信せざるなり、【畜種菽粟】畜は畜と通ず馬牛羊豕鶏を六畜と云ふ、種は黍稷菽麥稻を五種と云ふ、「小學紺珠」に見ゆ、菽は畢沅は禾を正字となすと云へり、「まめ」粟は「あは」既に畜種と云う

て、又菽粟を復ぬるは、疑ふべきが如くなれども、古文は往々此の例あり、深く拘らずして可なり、【不足以事之】廣瀬旭莊は事の字を使の誤にあらざるかと疑へり、藤澤東畝は墨子書中往往事使互に用ふと云へり、問語は「荀子」の正名篇の楊注に事任使也とあるを援きて任じて使ふと解せり、

凡五穀者、民之所仰也、君之所
以爲養也、故民無仰則君無養、
民無食則不可事、故食不可不
務也、地不可不力也、用不可不
節也、五穀盡收、則五味盡御於
主、不盡收、則不盡御、

【大意】此れ七患に備ふる方法を云はんが爲めに、先づ五穀の國に闕くべからざるを述ぶ、

【通釋】以上の七患何を以て防がんと云へば、先づ

意を五穀の事に用ふるに如かず、如何となれば、凡そ五穀は國民の仰ぎ尊びて生命の神となす所なり、國君の以て養を爲す所なり、かるが故に、國民が仰ぎて生命の神とする者なければ、國君は養ふことなし、國君は民の力に頼りて養をなす者なればなり、又國民に於て食物がなければ、國君に於て如何に法律威力を以て迫るとも使役すべからず、是れ五穀は國家生命の基礎とも云ふべきなれば、平生無事の時に方りて、食物の事は務めざるべからず、土地田畠の事は力めざるべからず、用度には浪費せざるやうに節限せざるべからざるなり、凡そ食物は、五穀が最も貴重にして大本たれば、五穀が盡く收穫ありて豊作なるときは、五味の美珍盡く國君の口に進め獻すべし、若し不收穫にして凶作なるときは、國君は爲めに遠慮して敢て五味を盡く取り揃へて進むること無きやうにすべし、

【解義】 【五穀】前に掲ぐる五種と同じ、又、稻稷麥豆麻を五穀と云ふ、【不可事】事は使と同じ、説已に前節に見ゆ、【五味盡御於君】酸苦甘辛鹹を、五味と云ふ、御は進なり、凡そ飲食を口に入るを御と曰ふ、【不盡

收】盡不收とは、意義同からず、後者は五穀が悉皆收穫となり、即ち皆無なること前者は五穀の内收穫の者もあり、不收穫の者もあり、即ち残らずは收まらざるなり、下の不盡御も亦此例を以て見るべし、【不盡御】畢沅は上の主と同じく、押韻となせども、孫貽讓は主御は同韻にあらずと駁せり文長ければ省く、
一穀不收謂之饑、二穀不收謂之罕、三穀不收謂之凶、四穀不收謂之饑、五穀不收謂之饑、歲饑則仕者大夫以下、皆損祿、五分之一、罕則損五分之一、凶則損五分之三、饑則損五分之四、饑則盡無祿、稟食而已矣、

【大意】 此れ上節不收の句を承け凶作の區別を述べ、

【通釋】 五穀の内、或る一穀が實のらずして收穫が不十分なる、之を饑と名づく、或る二穀が共に實のらずして、收穫が十分ならず、之を罕と名づく、三穀共に實のらずして收穫十分ならず、之を凶と名づく、四穀共に收穫十分ならず、之を饑と名づく、五穀共に收穫十分ならず、之を饑と名づく、歲が饑にして一穀收らざるときは、仕官をなせる者、一國の大夫の職にある人より以下諸人は、皆國家より與ふる俸祿五分の一を減損す、歲が罕にして二穀共に收らざるときは、又其の俸祿五分の二を減損す、歲が凶にして三穀共に收らざるときは、其の俸祿五分の三を減損す、歲が饑にして四穀共に收らざるときは、俸祿五分の四を減損す、歲が饑にして五穀共に收らざるときは、盡く其の俸祿を停めて、唯扶持料若干の食を與ふるのみ、

【解義】 【謂之罕】罕舊本に早に作る、兪樾曰く早はひでりにて、雨らざることなれば、二穀不收の名となすを得ず、疑らくは罕の誤ならん、上に一穀不收謂之饑とありて、饑は僅の意味にて、罕と共に稀少の稱なりと、是の説従ふべし、【謂之饑】饑は匱と通ふ、乏なり、【謂之饑】饑の字、太平御覽に引きて飢に作る、字

書に據るにもと饑饑の饑と、飢渴の飢とは、差別あるを混同して用ふること久きも、實は區別して使用すべきなりとあり、【無祿稟食】古代は、士以上の者皆采邑と名け、其の祿として、土田を賜ふ、但下士及庶人の在官者は、稍食と名づけ、官の倉廩より、若干の穀を支給せり、猶我が維新以前幕府諸藩に五人扶持又は十人扶持などと稱して、廩米を支給するがごとし、稟食は即ち此の稍食なり、説文の冑部に、稟は賜食也とあり、

故凶饑存乎國、人君徹鼎食、五分之三、大夫徹縣、士不入學、君之朝衣不革制、諸侯之客、四鄰之使、雍殮而不盛、徹驂駢塗、不芸、馬不食粟、婢妾不衣帛、此告不足之至也、

【大意】 凶年の時謹慎儉薄の事を云ふ、

【通釋】 かるが故に、三穀收めざる凶や、五穀收めざる饑などが、其の國に存在して上下困苦せる時は、一國の君主は、飲食を節儉し、五鼎中の食物五分の三を節減して撤去す、大夫は音楽を見合せて、鐘磬を釣れる判縣を撤去す、士は、長男を除き、餘の二三男の教育を見合せて、學校に入らしめず、國君朝廷に於て、政事を視る時の禮服、舊來の物を用ゐて改め造らず、諸侯の國より來れる賓客、又は四鄰より至れる使者に對して、饗殮の饗應はあれども、盛大にせず、乗車を引ける騶駟を撤除して用ゐず、往來の途道、掃除を停め、草を刈らず、馬は人の食に用ふべき粟を食はず、即ち馬を飼ふに穀粟を以てせず、女中等は帛を着ずして、布麻の類を衣となす、此の如く國君始め凡ての臣民が節約を行へるは、五穀の不作にして十分ならざることを告げ示す至極の義なり、

【解義】 【徹鼎食五分之一】徹は、去なり、撤と同じ、取り去ること、鼎食は「禮記」の玉藻篇に、諸侯日食、特性朔月少牢とあり、此の五鼎は則ち少牢なり、禮經に據るに、羊、豕、倫膚、魚、腊、を各、一鼎に容る、之を五鼎と云ふ、五分の三を徹するときは、唯魚腊のみを

こと、芸は薪の省字にて、草を刈ること、

今有負其子而汲者、隊其子於井中、其母必從而道之、今歲凶饑、民餓於道、此疚重於隊其子、其可無察邪、故時年歲善、則民仁且良、時年歲凶、則民吝且惡、夫民何常此之有、

【大意】 此れ年の豊凶、民心に關係するを云ふ、

【通釋】 今茲に其の子を背に負うて水を井より汲む者あり、誤りて其の負へる子を井中に墜すときは、其の母親たる者、一刻も早く救ひ出さんが爲めに、必ず從うて井中より引出だすことをなさん、親子恩愛の厚きや此の如し、今や、歲凶作饑饉にして、民は道上に餓困しみて死するあり、此れ其の病に苦めることは、前の其の子を井中に墜すよりも、更に尤も甚とな

食うて、他性を用ゐざるなり、【大夫徹縣】縣は「周禮」の小胥に、卿大夫判縣去兩面とあり、判は半と同じ、縣は後世の懸の字にて、音楽に用ふる鐘鼓を懸るに、天子は宮縣と名け四面に懸け諸侯は軒縣と名け南面を去り他の三面に懸け卿大夫は判縣とて兩面を去りて懸け、士は特縣とて、惟一面に懸くるなり、曲禮に大夫無故不徹縣とあり、徹縣は懸けたる鐘鼓を取り去りて音楽を爲さざるなり、【士不入學】周書の羅匡篇に成年餘子(嫡子以外の子)務藝年儉餘子務穡とあるに據れば、饑饉の年には、士の次三男等は、學校に入らずして、耕作を勉むるなり、一概に皆悉く入學せざるにはあらず、【雍殮而不盛】雍は饗と古字通ず、饗殮は、熟食なり、朝食を饗と曰ひ、夕食を殮と曰へること、孟子の注に見ゆ、周官の外饗に、凡賓客之殮、饗饗食之事とあり、賓客始めて至る時は、饗を供し、既に幣を行ひし後は、殮を供すること、鄭玄が注に見ゆ、不盛は十分なることを爲さざるなり、【徹騶駟】車に一轅四馬あり、中央の兩馬、轅を夾む者を服馬と名づく、兩邊の馬を騶馬と名づけ、又騶馬と名づく、【塗不芸】塗は、塗の俗字、即ち途の

す、其れ察して救ふこと無るべけんや、かるが故に時に年歲豊熟なれば、人民は仁愛にして且、善良となり、時に年歲凶饑なれば、人民は貪吝にして且、險惡となる、彼の人民たる者、何ぞ常に仁良となり、亦常に貪惡たることあらんや、畢竟年歲の豊凶如何によれるのみ、

【解義】 【隊其子於井中】隊は墜と同じ、井は井なり、畢沅は阱と通ずとなせども、上文に汲者とあれば、井泉なること知るべし、【從而道之】道一本に遁に作る、或は以て循の字の訛とし、循は殉と同意味にて、凡そ身命を抛ちて事を爲すを殉と云ふ、乃ち救援の爲めに身命を顧みざるなり、此れ亦一説なれども、蘇時學は道は導と同じ、手引をなすこととせり、今後説を取らん、【民餓於道】餓は、飢と同じ「うゆ」と訓ずれども、餓は飢より甚く食に飽かざるを云ふ、「韓非子」の飾邪篇に、家有常業雖飢不餓とあり、「淮南子」の説山訓に寧一月飢毋一句餓とあるを見て知るべし、民餓於道とは、「孟子」の梁惠王篇に、塗有餓莩而不知發の類にて、人民は飢うることを甚しく、野仆れ行き仆れとなりて死するを云ふ、

爲者寡、食者衆、則歲無豐、故曰、財不足、則反之時、食不足、則反之用、故先民以時生財、固本而用財、則財足、

【大意】 年歳の豊凶、亦一は人力に由りて然ることを云ふ、

【通釋】 年の豊凶によりて、民に良悪ありとは云へ、一體穀物を爲る者は寡く、穀物を食ふ者は衆く、即ち供給者の力が需用者の求めに應ずるに足らざれば、たとひ豊年なりとも食物は不足を告げて、豊年ならざると同きなり、かるが故に曰く、財足らざる時は、徒に財の足らざるを咎めずして、其の本に反りて、時の豊凶如何を思ひ、食足らざるときは、徒に食の足らざるを嗟くとなくして、其の源に反りて、用の方の衆寡如何を思ふべし、何となれば財を生み出だすことは、時の利用にありて、食は用の方の巧拙によりて、足不足の結果を見ればなり、かるが故に、古代

書曰、湯五年旱、此其離凶饑甚矣、然而民不凍餓者、何也、其生財密、其用之節也、

【大意】 此れ聖王の事を擧げて、上節の言を證す、

【通釋】 かるが故に、古代の聖王、雖も、亦均く人にして、鬼神にもあらざれば、豈に能く五穀をして常不斷に十分收穫の利ありて、而も大旱大水の天災をして來り至らざら使むることを得るか、得ざるなり、さは去りながら、寒きに凍え食物に餓る窮民なきは、如何なる故なるか、乃ち其の時の仕事を勉強して、後れを取ることもなく、而も自から己が身を養ふことは、儉約にして奢侈贅澤をなさざればなり、かるが故に、夏の代の事を紀せる書には曰く、夏禹王の世には、七箇年の洪水ありと、殷代の書には曰く、殷の湯王の時には九箇年の大水ありと、此れ彼の禹湯の二聖王共に凶年餓飢の災に罹り逢ふと甚だしきなり、さは去りながら當時の人民が凍餓せざること、如何なる故かと云へば、彼れ、禹湯の聖人は財を生産することが

の賢人は巧に時季を利用して、財物を生産し先づ生産の根本を堅固にして、財物を用ふ、乃ち爲る者寡からずして、食ふ者衆きに過ぎざれば、供給能く需用に稱ひ、財物常に十分に足りて、缺乏の患あることなし、

【解義】 【則歲無豐】無は有の反對にて、歳は豊なれども、豊かなる效なきなり、歳の全く豊作ならざるにはあらず、【則反之時】反は「孟子」の離婁に愛人、不親反、其仁治人不治反、其智とある反の字と意義相同じ其の本に立ち反りて思ひ求むるなり、【先民】上古の君なりと云ひ、又古代の賢人なりと云ふ兩説あり、【固本而用財】上句の爲者寡食者衆とあるに反映して云ふ、

故雖上世之聖王、豈能使五穀常收而旱水不至哉、然而無凍餓之民者、何也、其力時急而自養儉也、故夏書曰、禹七年水、殷

疎濶ならずして緻密に行き届きて、彼れが財を用ふることは、節儉にして奢侈贅澤をなさざればなり、

【解義】 【禹七年水】管子の權數篇には、湯七年旱、禹五年水とあり、各々互に傳聞の異なるに由るなり、【此其離凶饑】離は羅と同じ「かゝる」

故倉無備粟、不可以待凶饑、庫無備兵、雖有義、不能征、無義、城郭不備全、不可以自守、心無備慮、不可以應卒、是若慶忌、無禦之心、不能輕出、

【大意】 此れ上節を承けて豫備の闕くべからざることを云ふ、

【通釋】 かるが故に、倉中に萬一の用意たるべき米粟なければ、凶作饑饉に逢ふとき、之を禦ぎ救ふべからず、武庫に萬一の用意たるべき兵器なければ、我に主張すべき正義あれども、實力の弱よりして、無義不

道なる敵國を征伐すること能はず、國の内城外郭備禦の方法、十分完全ならざれば、自から堅く守りて、敵國に抵抗すべからず、主將の心に豫め備へ深く慮りて、萬一の事に處する計畫設備なければ、猝かに起れる變事に應じて、防禦をなすべからず、今試みに是等の一例を擧ぐれば、昔時慶忌と云へる有名なる勇士あり、彼れが人に殺さるや、流石に勇力ありて敏捷なれども、油斷して防禦の心なきに、忽ち舟中に於て乗せられしかば、手軽く獨擅の勇力を出だすこと能はずして、竟に一生の不覺を取りて、刺客の手に斃れたり、是れ乃ち、如何なる人も常に備へざれば失敗を招く例證にあらずや、

【解義】 【不可以待】待は、字典に備禦也とあり、手當のこと、【庫無備兵】兵車を藏むる處を庫と云ふ故に字形も車が广(棟頭)の下に在るに象とれり、乃ち武器の倉なり、兵は武器なり、弓(ま)は(こ)矛戟を五兵と云ふ、【不可以應卒】卒は猝と同じ、【慶忌】慶は姓忌は名、古の勇士なり、【呂氏春秋】の忠廉篇の高注に、慶忌者、吳王僚之子也、有力捷疾、而人皆畏之、無能殺之者とあり、【不能輕出】手軽く捷力を出だし見は

すこと能はざるなり、慶忌吳の鄰國に居りしが、吳土其の諸侯を合はし來り伐んことを恐れ、刺客要離を遣はし、之を殺さしむ、要離乃ち計を以て誘きて共に吳に行く、途中江を渡り中流に至り、俄に慶忌を刺して、之を殺せしこと、【吳越春秋】に見ゆ、

夫桀無待湯之備故放紂無待武之備故殺桀紂貴爲天子富有天下然而皆滅亡於百里之君者何也有富貴而不爲備也、

【大意】 此れ上節を承けて備なき時は天子と雖へども亦敗るゝことを云ふ、

【通釋】 慶忌備禦の心なきを以て、捷疾の士なれども不覺を取りて殺されしが、獨り一の慶忌のみならず、夫れ夏の桀王は、殷の湯王を禦ぐ備なかりし故に、湯の爲めに南巢の地に放逐せられて、天下を失へり、殷の紂王は周の武王を禦ぐ備なかりし故に、武王の爲めに殺されて亡びたり、彼れ桀紂は、共に貴きこ

とは天子たり、富は天下を有ちて、富と云ひ貴と云ひ、誰れ一人として比敵する者なし、然り而して兩人何れも、皆僅かに百里の土地を領せる小國の君湯武の如き者に滅亡せられしことは、如何なる故ぞや、乃ち彼れは天下の富、天子の貴を有して、而も萬一の變に應ずる備をなさざればなり、

【解義】 【待湯之備】韋昭は待は禦也と云へり、王引之は曰く敵を禦ぐを待と云ふ、【百里之君】湯武を斥す、【孟子】の公孫丑篇に湯以七十里文王以百里とあり、

故備者國之重也、食者國之寶也、兵者國之爪也、城者所以自守也、此三者國之具也、故曰以其極賞以賜、無功虛其府庫、以備車馬衣裘、奇怪苦其役徒、以治宮室觀樂、死又厚爲棺槨、多

爲衣衾、生時治臺榭、死又脩墳墓、故民苦於外、府庫單於內、上不厭其樂、下不堪其苦、故國離寇敵、則傷民見凶饑、則亡、此皆備不具之罪也、

【大意】 此れ上節の有富貴而不爲備也の句を承け、備中の最も大なる者食兵城を、三項に平叙し、益備の務めざる可らざることを云ふ、

【通釋】 富貴を有つとも備をなさざれば、彼の桀紂の如く滅亡す、かるが故に、實に備は、國家の重みなり、備なければ、國家は自然に軽くして定らず、食は國家の寶物なり、食なければ國民の生活するなし、兵は國家の爪牙なり、動物に爪牙なきときは、敵と争ふこと能はざるが如く、國家に兵なければ、他國と對抗すること能はず、城は自から據りて防禦維持する道具なり、此の食兵城の三者は、國の必らず具ふべき者

なり、乃ち備ふべき中の主要なる者なり、かるが故に曰く、國家の至極に重きを置ける賞譽を以て、功勞なき人に賜ひ、國家の府庫に貯へる財貨を空虚にして、車馬衣裘の數奇好みを凝らし備へ國民より徵集せる役夫徒卒を苦め使ふに、己が觀覽娛樂に供する宮室を治め築き死する時は、又厚く鄭重にして遺骸を藏むる棺槨を造り、多く澤山に美麗なる衣衾を爲りて遺骸に被せ、生存中は、遊觀の爲めに臺榭を治め築き、死すれば又埋藏の爲めに墳墓を立派に修め飾ることをなす、かるが故に國民は建築工事に使役せられて、外方に苦しみ、府庫の財貨は、失費多端にして、内部に於て乏く、殫く、上たる者快樂を貪りて厭き足ることをなさず、下たる者は日夜虐使誅求せられて、疾苦に堪へず、此れたとひ國家無事なるとも、固より將に維持存續に苦まんとす、かるが故に、其の國一び寇敵の侵略に逢ふときは、傷害を受け、人民忽ち凶饑の災を見るときは、直ちに死亡の厄に逢ふ、此の如きは、皆上たり君たる者が、豫め平生に於て、萬一の變事に對して備禦手當が、十分に具はらざる罪なり、

【解義】「兵者國之爪也」爪は指頭の甲「つめ」なり、其の能く物を爬くよりして、輔佐防衛の義に轉用し、齒牙の能く物を噛むと共に、連熟して爪牙などの語あり、國之爪は乃ち國の輔佐となり防衛となる義なり、後世軍隊を國爪と云へるは、墨子の此語より始まり、故曰以其極賞、高木猷は故曰の下、恐らくは脱誤あらんと云へり、今按するに或は然らん、極賞とは、至極無上の褒賞なり、孫貽讓は「周書」の命訓篇に極賞則民賈其上賈其上則民無讓無讓則不順とあるを引きて、本文を解せり、「以備車馬衣裘奇怪」裘と奇の間に、宜く之の字を加へて看るべし、乃ち車馬衣裘も通常の物にあらずして、珍奇怪異なる者を備ふることを云ふ、本書辭過篇に、作爲衣服帶履便於身不以爲辟怪也とあるは、此の反對の義を述ぶるなり、「以治宮室觀樂」室と觀の間、之の字を加へて看るべし、乃ち宮室も通常の物に止らずして、美麗壯大なる觀て樂しむべき者を治め造るを云ふ、辭過篇に作爲宮室使於生不以爲觀樂也とあるは、此の反對の義を述ぶるなり、「生時治臺榭」榭の字、古代はなければ、墨子の原文には、必らず榭の字を用ゐしを、

後人改めて榭に作りしならんと、畢沅は云へり、榭は榭と同じ、臺の類にて亦同く「うてな」と譯すれども、臺は高く土を築きて造れるのみにて屋宇なければども、榭は屋宇ある臺なり、高木猷は本句と次句と共に、上文と其の義重複すれば、疑ふべしと云へり、「府庫單於内」單は殫と同じ盡くなるなり、府庫に貯蓄せる財貨は國內に於て盡き無くなるを云ふ、「國離寇敵」離は羅と通ず「かかる」敵國の來寇に逢ふなり、○寶爪守畢沅は古韻相通となせり、

且夫食者、聖人之所寶也、故周書曰、國無三年之食者、國非其國也、家無三年之食者、子非其子也、此之謂國備、

【大意】此れ殊に食の尤も備へざるべからざること云うて、上文を繳結す、

【通釋】其の上に一體、食物は、聖人の寶物として尊重する所なり、食なければ、人は一日一刻も生ずるを

得ず、かるが故に、周書に曰く、苟も一國として三年間維持の食物を蓄ふること無き者は、國あれども、亡滅を免れずして、其の國として存立せざるなり、苟も一家として、三年間維持の食物を蓄ふること無き者は、家族は離散して、子あれども、親に事ふることを得ざれば、親より其の子として視ることを能はざるなり、されば此の上に述ぶるが如く、平生善く注意して、萬一の變に對する備へ手當をなすを、之れを國家の備と謂ふなり、國家を有つ者、豈に自ら其の備を怠りて爲さざるべけんや、

【解義】「周書」周代の書なり、孔子の削れる尙書以外の文なれば、世に逸書と稱す、孫貽讓は、墨子は夏代の教を稱述する者にして、太平御覽五百八十八に胡廣百官箴叙云墨子著書稱夏箴之辭とあるを引きて、本書の周書とあるを、夏箴に改むべしと云へり、「子非其子也」畢沅は周書にある夏箴に小人無兼年之食遇、天饑、妻子非其有也、大夫無兼年之食遇、天饑、臣妾與馬非其有也、國無兼年之食遇、天饑、百姓非其有也と云へるを引きて、本文の義と大略相同じとなせり、藤澤南岳は、本文の二の子の字を以て、並

に當に家の字に作るべしとなす、亦一説とすべし、

總評

通篇五段に分つ、先づ國有七患を以て説起し、其の條目を列擧す、是れを一段となす、次に五穀の國家に必要にして闕くべからざると、凶饑に逢ふ時、君臣節約の事とを述べ、此告不足之至也の一句を以て、一束す、仍是れ上段七患中より特に畜種菽粟不足以食之の語意を捉へ來りて、此の論をなす、文は斷絶するに似て、意は接續す、是れ二段となす、次に今有負其子而没者の一喩を以て、凶饑の民は其疾苦の更に此より甚きことに説入し、民心の善不善も亦歳の豊凶如何に由りて分かれ、又平生の政事如何に由りて、歳豊稔と雖も、亦豊稔の實効なく、歳凶饑と雖も、亦凶饑の實害なきことを論じ、爲者寡食者衆則歲無豊と云ひ固本而用財則財足と云ひ、處々に主旨を點出し、然而民不凍餓者何也、其生財密其用之節也の句を以て、亦一束して、主旨を全く露出す、是れ三段となす、次に先づ倉無備粟不可以待凶饑の句を以て、上段を承け、庫無備兵より以下、城郭不備全云々と心無備慮云々とを各項に説下し、桀紂の亡滅を

擧げて、國に備禦なかるべからざること云ひ、而して備の中に就きて、食と兵と城とは、尤も緊要なることを説きて、此三者國之具也と叫破し、以て大に注意すべきことを云へり、而して故曰以其極賞より以下、無功の人を賞し、車馬衣裳の備、宮室觀樂の治、棺槨衣衾墳墓の脩、民苦み財殫き、國家人民共に傷亡の患を免れざるを説き、此皆備不具之罪也の一句を以て、一束して、首段に列擧せる七患を顧み、一一照映して云ふが如く、亦一一拘泥せずして論ずるが如し、蓋其の有意無意の間に立て、不即不離の筆を用ゆるとは、是れ古文の短處にして、亦其の長處となす、是れを四段とす、末段仍亦國家人民の共に食を備へざるべからざること云ひ、食者聖人之所寶也を以て起して、此之謂國備の句を以て結び、七患の中最も食の不足を患ふべく注意すべきことを云ふ、要するに賢愚知不肖の別なく、人の最も愛重する者は、生命より大なるはなし、生命を維持するは食より大なるはなし、故に食の備へざるべからざるは、天下皆已に之を知れり、而して食をして凶年に在るも、豊年と同じく、缺乏不足の患なく、豊年に在るも、凶年と同じく、飢

非其子也

存異

饑困苦の弊を免ること能はざらむるは、實に賢人を用ゐて善政をなすと、愚人を用ゐて惡政をなすとに由れり、然れども是の事や、天下或は未だ之を知らず、故に其の已に知れる食を備ふることに就きて、其の未だ知らざる賢を用ゐて政をなすべきことを諭して曰く、人固より食を備へざるべからず、然れども善く食を備へんと欲すれば、當に賢材を用ゐて善政を行ふべしと、嗚呼是れ墨子本篇主意の歸宿する處となす、

名言

五穀盡收則五味盡御於主、不盡收則不盡御、

時年歲善、則民仁且良、時年歲凶、則民吝且惡、

爲者寡、食者衆、則年無豊、

倉無備粟、不可以待凶饑、軍無備兵、雖有義、不能

征、無義、城郭不備全、則不可以自守、心無備慮、不可

以應卒、

備者、國之重也、食者國之寶也、兵者國之爪也、城者所

以自守也、

食者、聖人之所寶也、

國無三年之食者、國非其國也、家無三年之食者、子

【適國至境】適舊本に邊に作る、今洪願焯の説に従ひて改む、【仕者持祿】舊本に持を待に作る、今群書治要に據りて改む、【游者養伎】舊本に養伎を憂反に作る、今群書治要に據り、反を伎に訂し、王校に従て、養を愛に作る、【臣懼而不敢拂】舊本に臣の字なし、今群書治要に據りて補ふ、拂を拂に作る、亦治要に據りて改む、【所信不忠】舊本に信を言に作る、今群書治要に據り改む、【地不可不力】舊本に力を立に作る、一本に従うて改む、孫校亦力に作る、【二穀不收謂之罕】舊本に罕を旱に作る、今俞校に據りて改む、【徹鼎食五分之三】舊本に三を五に作る、今藤校、孫校に據りて改む、【君之朝衣】舊本に之朝を朝之に作る、今藤校に従ひて改む、【今歲凶饑民饑於道】舊本に今歲凶饑民饑道饑に作る、義頗る通せず、今愚意を以て改む、【此疚重於隊其子】舊本に重其子此疚於隊に作る、今俞校に據りて改む、【爲者寡】舊本に寡を疾に作る、今孫校に従ひて改む、【故倉無備粟】舊本に倉を食に作る、今藤校孫校に據りて改む、【是若慶忘無禦之心】舊本に禦を去

に作る、今藤校に據りて改む、【此其離凶饑甚矣】舊本に饑を餓に作る、今孫校に従ひ下文に據り改訂す、

辭過第六

辭過とは過ぐるを去るなり、辭は辭し去るなり、過は過多なり、本篇は人主たる者、宜く上代の質實を顧みて、後世の奢侈に過ぐるを辭し去り、節制を加ふべきことを論ずるを以て、辭過を、篇名となせり、畢沅は曰く、辭受の字は、辭を用ふべきを、經典には假借して辭を用ふ、過とは宮室衣服飲食舟車蓄私の五者の過るを謂ふと、孫貽讓は此篇、亦節用篇と文意略同じ、群書治要には引きて、並に七患篇に入れり、以て後人の妄に分けて一篇となしたる者にして、其の古本にあらざることを知るべしと云へり、

子墨子曰、上古之民未知爲宮室時、就陵阜而居、穴而處、下潤

も下の如し、曰く宮室の高さは、以て地面の濕潤を避くるに足り、宮室の外部は、以て外より吹き入る風寒氣を禦ぐに足る、上の方は、天より降る雪霜雨露を禦ぐに足り、宮室を繞る牆垣の高さは、以て内外の界を立て、男は外に居り女は内に居る禮法を立て、區別するに足るべく爲し、其他餘計の事は望むべからず、僅に以上の用向を達することを得れば、則ち其れにて止むるが、是れ其の制法なり、此の外、凡そ財貨を消費し人力を勞疲するのみにて、別段の利益を増加せざる者は、一切禁じて爲さざるなり、

【解義】【上古】極めて古き時代、【宮室】古代は上下通じて家屋を宮と云ふ、秦の始皇以後は、帝王の家屋を宮と云ふ、但、宮室と連用するときは、今日に至るまで上下通用することを得るなり、【陵阜】大阜を陵と云ふ、阜は高厚の地なり「をか」と訓す、【穴而處下】穴は土を鑿ち窟室を造くるなり、處下とは下處に居ること、孫貽讓は、穴の字の上に、疑らくは一字を脱せしならんと云へども、「淮南子」の汜論訓に古者民澤處復穴とありて、高誘が注に處居也、復穴重窟也、毀隄防岸崖之中以爲窟室と云へるを觀れば、此の

濕傷民、故聖王作爲宮室、爲宮室之制曰、室高足以辟潤濕、邊足以圍風寒、上足以待雪霜、雨露、宮牆之高、足以別男女之禮、謹此則止、

【大意】先づ古代の聖王宮室の質素にして實用に止まることを述べ、

【通釋】子墨子當世華奢の弊を説かんが爲めに、先づ家屋の上に就き、上古の質實なる有様を説きて曰く、上古の人民蒙昧無智にして、未だ後世の如く、宮室家屋を爲ることを知らざる時は、高き陵阜の地に就きて居り、又穴を鑿ちて卑き土地に處ること、彼の動物の如くなりしが、地氣の潤濕よりして、病氣發生して、人民を傷害せり、かるが故に、智徳の秀でたる聖王起りて、工夫を凝らせし結果、宮室を爲りて、人民の住居を興へたり、さて其の宮室を爲る制法は、乃

穴と同じならん、【故聖人作爲宮室】或は曰く作は起なり、聖人始めて出るを云ふ、淮南子の汜論訓に、聖人乃作爲之築土構木以爲宮室とあり、注に作起也と云へり、周易の繫辭にも包犧氏沒神農氏作斲木爲相の文あり、此の説亦以て一説となすべし、【室高足辟濕潤】室高は堂基の高さを云ふ、辟は避と同じ、羣書治要は避に作る、【邊足以圍風寒】邊は側なり、家屋の側面を云ふ、圍は禁なり、禦なり、「太平御覽」に本文を引きて禦に作る、【上足以待雪霜】上は家屋の上方なり、待は禦なり、【男女之禮】男は外に居り、女は内に處るを以て、禮となす、【謹此則止】謹は厯と同じ又僅に作る、「わづかに」と訓す、

以其常役脩其城郭、則民勞而不傷、以其常正收其租稅、則民費而不病、民所苦者非此也、苦於厚作、斂於百姓、是故聖王作爲宮室、便於生、不以爲觀樂也、

作爲衣服帶履、便於身、不以爲辟怪也、故節於身、誨於民、是以天下之民可得而治、財用可得而足也。

【大意】 聖人宮室の節度ありて妄に華奢の弊に過ぎざるを云ふ、

【通釋】 上述の如く、宮室の制は、實用を主とし、無益の事はなさず、皆一定の度あり、乃ち其の一定せる工役の法を以て、規則通りに人民を使役して、其の城郭を脩治し、自餘の事に過度に使役せざるときは、人民は勞れ働くとも、左程傷害を感ぜざるなり、其の一定せる收税の法を以て、規則通りに、其の租税を取り立て、餘分の税を、過度に搾り取らざるときは、人民は費へ消すことも多くとも左程病み苦まざるなり、さて人民の病み苦むことは、以上の事にあらず、上たる者が百姓に向うて、定法以外に厚く税斂を誅求するを病み苦めり、乃ち法外の運上取り立てを苦める

なり、是の故に聖王は宮室を作爲するも、唯僅に生活の便利なるを主とする計にて、何にも美麗宏壯なる宮殿を構へて、遊觀娛樂の物とはなさず、衣服帶履の如き服裝を作爲するも、唯僅に身體の都合便利なるを主とする計にて、何にも艶麗外觀を衒ひて、僻異怪奇の風を爲さず、されば聖王は先づ己が身の上に節約して、人民を教誨せり、是を以て、天下の人民至りて多けれども、得て治むべし、天下の財用至りて多く費ゆれども、得て足すべきなり、

【解義】 【以其常正】 正は征と同じ、孟子の梁惠王篇に關譏而不征とあり、朱註に征、税也と釋せり、常征は常税なり、【厚作斂於百姓】 王引之が説に據れば、作斂は籍斂と同じ、籍の古音は昨と同じく、作は昨と其の音同きを以て、假借して用ふ、墨子の節用上篇に、其籍斂厚とあり、籍は税なり、籍斂は、税斂にて、作斂も亦同じ、廣瀬旭莊は、以其常役より以下、本句に至るまでを以て、羨文となせり、亦一説なり、【觀樂】 觀は遊なり、「あそぶ」、樂は娛樂なり、又按ずるに、觀は歡の訛、「よろこぶ」、【辟怪】 辟は僻と同じ、【故節於身】 王引之曰く、故は則と同じ、本書の天志篇に、當若

節

【大意】 當今人主の聖王と相反して、宮室の過美なれば、其の節度を立つべきことを云ふ、

子之不事、父弟之不事、兄臣之不事、君也、故天下之君子與謂之不祥者とあり、莊子の齊物論に、有成與虧、故昭氏之鼓琴也、無成與虧、故昭氏之不鼓琴也とあり、竝に故の字を、則の字と同義として用ふ、易の豫の象傳に、天地以順動、故日月不過而四時不忒、四時以順動、則刑罰清而民服とあるが如きは、故と則との兩字を、互文として用ふるなり、

【通釋】 當今の世の人主たる者如何と云へば、彼が宮室を作爲することは、聖王の爲し方と異れり、彼れは必らず法外に厚く百姓より税斂を搾取りて、人民の衣服飲食に供すべき材料を、暴壓して奪ひ取り、其れで以て己が觀覽娛樂をなせる宮室臺榭の或は曲り圓に或は直く角だてる形狀を爲り、又青色黄色の配合、刻み彫り物ある粧飾を爲れり、今の人主が宮室を爲ることの甚だ奢美に過るや此の如し、かるが故に上の好む所は下必ず之に倣ひて、人主の左右に侍べる臣下は、何れも皆人主の遣り方を手本とし、象り行ひて、競うて華奢贅澤の奢を盡せしかば、竟に國家の財用は平生無益の事に費やし竭きて、一旦凶作饑饉に逢ふも、之が禍を禦ぐに足らず、鰥寡孤獨の窮民を見るも、之が困窮を賑し救ふに足らず、かるが故に、國家は貧窮に陥りて、人民は難義不平を訴へて治めがたきなり、然れば君たる者、實に天下の治まり安ら

かなること欲し願うて、其の亂れ危くなるを忌み
惡まば、宮室を爲くるに當りて、固より上古未開の陵
阜穴居の蠻風に安んずべからざるも、亦餘りに華奢
贅澤を盡くして人民の膏血を搾り取りて竟に國家の
滅亡を招くべからず、宜く古代聖王の所爲を鑑み、中
庸の法度を以て節約せざるべからず、

【解義】【曲直之望】或は曲轉或は直徑の眺あるを云
ふ、乃ち宮室臺榭の各皆相當なる模様趣きあるなり、
【青黄刻鏤之飾】青黄は青と黄の色彩なり、韓非子に
夫視鍛錫而察青黄區冶不能以必とあり、「楚辭」の
橘頌に青黄雜糅文章爛兮とある如き、皆青黄を以て
色彩の美麗となせり、刻鏤は刻は雕刻鏤は「るる」ち
りばむ「文飾を刻み施すなり、【皆法而象之】法は手本
となすこと、象は形象の象にて、「かたどる」と譯す、
【振孤寡】振は賑の古字「にぎはす」孤寡は孤兒寡婦何
れも頼るべきなき窮民なり、【當爲宮室】當は値なり、
「あたる」と譯す、宮室を爲るに際してなり、王引之は
當は猶則也と云へり、「すなはち」と譯す、今後説に
従ふ、

上古之民未知爲衣服時、衣皮
帶、冬則不輕而煖、夏則不輕
而清、聖王以爲不中人之情、故
作誨婦人、治絲麻、拊布、綯、以爲
民衣、爲衣服之法、冬則練帛之
中、足以為輕且煖、夏則絺綌之
中、足以為輕且清、謹此則止、故
聖人之爲衣服、適身體和肌膚
而足矣、非榮耳目而觀愚民也、
【大意】 古代聖衣服の質實なることを述べ、
【通釋】 上古の蒙昧無智なる人民、未だ衣服を以て
身體に被らしむること知らざる時、鳥獸の皮を剥ぎ
て衣となし、菱として草繩の類を索となせるを帯とな
し、未だ麻絲布帛の類あらずして、冬の寒きに至れば

絹布の身體に慳ふが如く、輕く暖ならず、夏の暑に至
れば葛衫の如く、輕くして清からず、聖王は以て普通
の人情に叶ひ中らずとなす、かるが故に己れ先づ作
爲して、婦人に示し教へ、絲麻を治め整へ、布絹を拊固
め以て人民の衣服を爲れり、其の衣服を爲る法は、冬
の寒きに至れば、純白なる帛を中衣として、上服を加
へ、以て輕く且煖かなるを爲すに足れり、夏の暑きに
至れば、細葛粗葛の衣を中衣となし、以て輕く且清く
なすに足るべく、此の外餘計の事を望むべからず、僅
に此の如きことを得ば、則ち其れにて止むが、即ち此
れ其の法度なり、かるが故にもと聖人が衣服を爲る
は、それにて身體に適合し、寒からず暑からずして、
肌膚を調和すれば、此の上もなき満足なり、何にも美
衣奇服を競ひ街うて、耳目の見榮を貪り、愚民に觀し
誇らんが爲めにあらず、

帶にして、繩帶を云ふとなせり、【輕而清】清は冷なり
曲禮にも冬溫而夏清とあり、また清は寒なり、【作誨
婦人】作は起なり、誨は教誨なり、淮南子の汜論訓に、
聖人制作の事を述べて、爲鷙禽猛獸之害傷人而無
以禁御也、而作爲之鑄金鍛鐵、以爲兵刃、猛獸不能爲
害とあり、本文の故作は、此の而作と句例相似たり、
而は則と同義に用ふ、【治絲麻】絲は細絲なり、【綯布
絹】綯は織なり、絹は生絲なり、又綺の屬、「うすぎぬ」
本書非樂上篇に綯布縵の文あり、非命下篇には拊布
縵に作る、綯と拊は假借して用ふ、縵は練と通ず、故
に彼の篇に誤りて縵に作れりと、孫氏は云ふ、【練帛
之中】練は熟煮せる帛を云ふ、中は中衣にして、裏服
なり、「したぎ」されども凡そ上服以内の衣、通じて中
衣と稱す、賈公彦が儀禮聘禮の疏に、凡服四時不同、
假令冬有裘、禪身有禪衫、又有襦袴、襦袴之上有裘、裘
上有裼衣、裼衣上有上服とあり、裼衣も亦通じて中
衣と謂ふ、練帛之中は、練帛を以て中衣となすなり、
【絺綌之中】絺は細葛なり、綌は粗葛なり、【論語】の鄉黨
篇に、當暑、絺綌、絺綌必表而出之とあり、何註に必表
而出之、加上衣也と云へり、

當是之時、堅車良馬、不知貴也、刻鏤文采、不知喜也、何則、其所道之然、故民衣食之財、家足以待旱水凶饑、何也、得其所以自養之情、而不惑於外也、是以其民用儉而易治、其君用財節而易贍也、府庫實滿、足以待不然、兵革不頓、士民不勞、足以征不服、故霸王之業、可行於天下矣、

【大意】 聖人衣服を節約し華奢に陥らざるの效驗を云ふ、

【通釋】 さて是の時に當りて、堅牢の車駿良の馬あるも、貴重することを知らず、刻鏤の飾、文采の美あるも、喜悅することを知らず、乃ち只是れ質實を主とし

て、其の他を顧みず、何の故に然るか云へば、彼れが常に率ひ行へる道が、淡泊にして自から欲心を省き、外物に牽かれ惑はざればなり、かるが故に、人民の衣食に用ふる財物は、家家戸毎に皆十分して、萬一早魃大水凶作饑饉の患あるとも備へ禦ぐに足れり、是れ何の故なるかと云へば、各自に能く其の己を養ふことある實情を納得して、其の身分身分に従ひ落ち付きて、外方の奢侈贅澤に誘はれて惑はざればなり、左れば其の人民は自から儉約の事を用行へるが故に上たる者之を治め易く、其の君主は財を用ふること節度ありて、而も無益無用の費をなさざるが故に、十分に贍て別段に不自由なることを感ぜざるなり、而して國家府庫の食貨は愈益富實充滿して萬一損失缺乏の變に備ふるに足り、兵器甲冑銳利堅固にして鈍からず、士臣人民は苦勞せざれば其の力疲れ弱らず以て鄰邦敵國の來り服せざる者を征伐して降だし従はしむるに足れり、かるが故に覇者王者となりて、各國を統べ治むる事業は、天下に行ふ可し、

【解義】 【刻鏤文采】刻鏤は已に上節に解せり、文采

力、畢歸之於無用也、

【大意】 此れ當今人主の古の聖王と相反して、衣服の過美なれば、其の節度を立つべきことを云ふ、

【通釋】 當今の人主は如何と云へば、彼れは衣服を爲ることは、上古聖王の所爲と相異れり、冬は軽くし暖かなる衣服を用ひ、夏は軽くして清き衣服を用ひ、此等は皆已に具備しありて、實際上左程の不自由を感ずることなき筈なり、されども、必らず厚く百姓より租稅雜金を取り立て、暴虐を以て、民百姓が日々の衣食に充つる財物を奪ひ取り、民を飢やし凍かして顧みず、以て錦繡文采の衣裳細輕にして美麗なる服裝を爲り、金屬を鑄造して身に帶の飾りなる鉤環となし珠玉を雕琢して佩び物となし、之が爲めに、女工は文采の飾り物を作り、男工は刻鏤の飾り物を作り、天下の寶を費やし、男女衆人の力を疲らし以て、我が一身に悉く集めて服用し、榮耀榮華を誇ることをなせり、されども此の物が格別に衣服として身體に暖かなる實効が有るにはあらず、只全く天下の財用を殫くし費やし、衆人の力を苦め勞らして、畢竟は之を

は文章采色にて、「あやかざり」のこと、【其所道之然】之は是の假借字、管子の山權に數之龜爲無貴とあり注に之は是也と云へり、【自養之情】情は實情なり、【而易贍也】贍は本と詹に作る、又澹に作る、足なり、満足すること、【足以待不然】待は備禦なり、已に上文に見ゆ、不然は本文の府庫實滿に對して府庫虛虧して財物不足なるを云ふ、【兵甲不頓】兵は兵器、甲は甲冑なり、頓は鈍なり、漢書の賈誼傳に、芒刃不頓とあり注に頓讀曰鈍と云へり、

當今之主、其爲衣服、則與此異矣、冬則輕暖、夏則輕清、皆已具矣、必厚作斂於百姓、暴奪民衣食之財、以爲錦繡文采靡曼之衣、鑄金以爲鉤、珠玉以爲佩、女工作文采、男女作刻鏤、以身服之、此非云益煥之情也、單財勞

無用無益の事に濟し了ふるなり、

【解義】「靡曼之衣」靡は軽くして麗しきなり、曼は軽くして細かなるなり、「鑄金爲鉤」鉤は韻會に古兵有、鉤有鑲、皆劍屬、引來曰、鉤推去曰鑲とあるを引きて、一種の劍なりとの説あれども、孟子の告子の篇に豈謂一鉤金とありて、注に鉤、帶鉤也と云へるに徴すれば、帶に附ける鉤の形に似たる環なり、史記の管仲傳にも射而中、帶鉤の文あり、「珠玉爲佩」水中より出づる玉を珠と云ふ、佩は佩び物なり、禮記の玉藻に天子佩白玉、公侯佩山玄玉、大夫佩水蒼玉、士佩瑀、珉とあり、亦皆玉を佩ることを見るべし、「以身服之」四字頗る味ふべし、天下の財寶衆人の勞力を費やし、殫くし、何れに用ふるかと云へば、唯専ら人主の一身を以て悉く之を服す、如何にも昏君驕主が一身の爲めにのみ圖りて、他を知らざる情狀を寫出して妙なり、【此非云益煥之情】愈越はいはく、情は實と云ふが如し、云は廣雅の釋詁に、有也とあり、煥は煥なり、本文の意は、此れ煥なる實を益すことあるにあらずとの義なり、上文に冬則輕煖、夏則輕清とありて、此に獨り煥のみを言うて、清を言はざるは、衣服はもと煥を

以て主とすればなりと、一説に之情は、之清の誤にて之は與なり、本文は宜く此れ煥と清とを益すと云ふに非ざるなりと讀むべしと云へり、今愈氏の説に従ふ、

由此觀之、其爲衣服、非爲身體、皆爲觀好也、是以其民淫僻而難治、其君奢侈而難諫也、夫以奢侈之君、御淫僻之民、欲國無亂、不可得也、君誠欲天下之治、而惡其亂、當爲衣服、不可不節、【大意】此又衣服過奢の弊を述べ、君主の節制を加ふべきことを云ふ、

【通釋】此の義より推して之を觀れば、彼れ當今の主が衣服を爲るは、古代の聖人の如く、身體に適し肌膚を和ぐるが爲めにあらず、何れも皆見榮好みの爲めに、美麗奇珍の飾をなすなり、是を以て國民亦皆上

使ひ、又は治むることを、御と云ふ、詩經の大雅思齊の篇に、刑于寡妻、至于兄弟、以御家邦とあり、朱注に御治也と云へり、

上古之民未知飲食時、素食而分處、故聖人作誨、男耕稼樹藝、以爲民食、其爲食也、足以增氣充虛、彊體適腹而已矣、其用財節、其自養儉、故民富國治、

【大意】此れ上古の時、民食の未開なるより聖王耕稼の制あることを云ふ、

【通釋】上古の人民蒙昧にして、未だ火を焚き物を煮て、湯を飲み穀を食ふが如きことを知らざる時、草木の有る處に就き、菓實を採りて食物となし、彼處此處に分散して居り、未だ完全なる社會團體をなさず、かかるが故に、聖人出て、農作を創じめ、男子に親く耕作植付け種蒔の事を作り示して、教誨し、因りて人民

の好む所に倣らひ淫佚邪僻にして、上たる者は、之を治めがたく、其の君主は、奢靡驕侈にして、下たる者之を諫めがたし、夫れ一體に奢靡驕侈の君主を以て、上の位に立ちて淫亂邪僻の人民を下の者として治むるときは、上も既に上たる徳なく、下も亦下たる道なければ、其の國家の亂れ亡ぶること無きを願ひ欲するとも得べからず、必らず亂れ亡びざれば止まざるなり、かるが故に、君主たる者に於て、誠實に天下の治まり太平ならんことを欲して、其の亂れて危亡に陥ることを忌み惡まば、衣服を爲るに當りて、古の聖王の遣り方を鑑み、手本となし、其の常度に過ぎたるを辭して、節約せざるべからず、

【解義】「非爲身體」己が身體の便宜の爲めにあらず、上文の故聖人爲衣服、適身體和肌膚而足矣とあるに對して云ふ、「皆爲觀好」見榮を張り、數寄好を凝らすこと、上文の非榮耳目而觀愚民也とあるに對して云ふ、「淫僻而難治」淫は邪なり、「よこしま」僻は不正なり、「ひがむ」こと、凡そ物皆常度に過ぐるを淫と謂ふ、必らずしも女色に耽るのみならず、「御淫僻之民」御は、もと馬を使ふを御と云ふ、其れより物を

の食物を爲れり、而して其の食を爲れるは、其れで以て人の氣力を増し、虚空なるを充たし、身體を強くし腹加減に叶ふに足ることを目的となすのみ、乃ち其れ以上の餘計なる贅澤は望まざるなり、彼れ聖王は右の如く財物を用ゐる遣ふことは、程善く節して、自分に養ひ暮らすことは儉約するが故に、人民は富み裕かに、國家は治まり安きなり、

【解義】【素食而分處】素食は草木を食ふを謂ふ、管子の七臣七主篇に、果蔬素食當十石とあり、素は疏の假借字にて、疏は蔬の古字なり、禮記の禮運に、上古の狀を説きて、未有火化食草木之實とあるは、即ち此の素食と同じなり、分處は散じて處々に居るなり、【耕稼樹藝】耕は田を作ること、稼は植を付けたり、穀を種うること、樹も種うること、藝は説文に執に作る、種也とあり、種蒔きなり、

今則不然、厚作斂於百姓、以爲美食、芻豢蒸炙魚鼈、大國累百器、小國累十器、前則方丈、目不

りを盡くせり、餘りに食物が多ければ、己が目にて残らず偏く見通すこと能はず、手にて残らず偏く操り上ぐることも能はず、口にて残らず偏く嘗め味ふこと能はず、乃ち餘り澤山あるが故に冬の寒氣には手を付けぬ先きに、汗着は既に凍へ冰り、夏は食物が腐り汗ばみて餒氣を生ずるにいたる、人君奢侈を極はめ飲食を爲くこと此の如し、故に君の左右に侍べる臣達は、君の成され方を見習ひ擬して、互に珍味美食を以て相誇れり、左れば富貴なる者は益、力に任して奢侈を極はめ、孤寡なる者は益、窮困に陥り、凍え餓えて朝夕の生活も覺束なき次第となるなり、貴賤貧富の懸隔すること此の如くなれば、怨困不平の民は益、多くして、國の亂れざるを欲し願ふと雖も得べからず、必らず危亡の禍を免れざるなり、故に君主たる者、誠實に天下の治り安らかなるを欲し願うて、其の亂れ危くなることを忌み惡まば、飲食を爲すに當りて、宜く古代聖王の行に鑑み、常度を守りて、節約することを務めざるべからず、

【解義】【芻豢】芻は牛羊、豢は犬豕なり、已に法儀篇に見ゆ、【蒸炙魚鼈】蒸は蒸と通ず、炊ぎて蒸すこと、

能徧視、手不能徧操、口不能徧味、冬則凍冰、夏則餒饑、人君爲飲食如此、故左右象之、是以富貴者奢侈、孤寡者凍餒、雖欲無亂、不可得也、君誠欲天下之治、而惡其亂、當爲飲食不可不節、

【大意】此れ當今人主の古代聖王と相反して、飲食の過奢なれば、其の節約すべきことを云ふ、

【通釋】當今の人主は、古代聖王の如くならず、厚く私欲に充たすが爲めに美食を作り、先づ其の品目を概別すれば、芻草を用ゐて飼へる牛羊、穀物を用ゐて畜へる犬豕、其の他肉類の蒸し物炙り物、魚類鼈類に至るまで、大國の君主は食物の百器も累ね、小國の君主にても十器を累ね、五味の珍膳を極はめて、己が面前に四方一丈許の廣さに列らねて、奢りの有らん限

炙は火の上にてあぶること、魚は魚類、鼈は龜の一種「スッポン」芻豢蒸炙と魚は、普通名詞を以て言ひ、鼈は獨り固有名詞を以て言ふ、古人の文必しも一定に拘らず、【前則方丈】前は面前なり、方丈は方一丈許なり、孟子の盡心篇にも饌食の盛を説きて、食前方丈とあり、趙岐が注に、極五味之饌食列於前方一丈とあり、晏子春秋の問下篇にも、昔吾先君桓公善飲、酒窮樂食、味方丈とあり、蓋方一丈も食物を列ぬれば、五味の美食具はらざるなきを以て、美食の盛なることを形容せる當時の通語なり、【夏則餒饑】饑は飯の傷みて溼へるなり、「すゆ」ること、餒は假借字にて、酸氣あるを云ふ、荀子の正名篇に、香臭芬鬱腥臊酒酸奇臭、以鼻異とあり、楊注に酸暑泥之酸氣也とあり、【孤寡者凍餒】餒は飢なり、古之民未知爲舟車時、重任不移、遠道不至、故聖王作爲舟車、以便民之事、其爲舟車也、完固輕利、可以任重致遠、其爲用財

少而爲利多、是以民樂而利之、法令不急而行、民不勞而上足以用、故民歸之。

【大意】 此れ上古人民往來の艱難よりして聖王舟車を作りしことを云ふ、

【通釋】 上古蒙昧無智の民、未だ舟に乗じて通せざる川を渡り車に乗じて足力の及ばざる遠地に行くことを知らざる時は、重き荷物は其の儘にして他所へ移さず遠方の道は、畏るべしとして至らず、乃ち僅に狭小なる部落内に生活して、遠近交通の便利なるを知らず、かるが故に聖王は舟を作りて水ありて通せざる處を渡し、車を爲りて遠くして至り難き處に達せしめ、以て人民生活交通上の事を便利になせり、而して彼れ聖王が舟車を作るや、完全堅固輕便利益にして重き荷物を引き受けて運送し又人は自から遠方に至り得べきことを以て主旨となせり、右の如くなれば彼れ聖王が財を費し用ふことは少くして事の利益を爲すことは多きなり、是を以て人民は、之を樂

故左右象之、是以其民飢寒並至、故爲姦邪、姦邪多則刑罰深、刑罰深則國亂、君實欲天下之治而惡其亂、當爲舟車、不可不節。

【大意】 此れ當今舟車過奢の弊を述べ、其の節約すべきことを云ふ、

【解釋】 然るに當今の世、舟車を爲ることは、此の古代聖王の爲と異なれり、舟車の緊要項目たる完全堅固輕便利益の點は、皆已に聖王の作爲を經由して具れり、されば此の外實用上は不足なきにも關せず、必らず厚く百姓より租税を誅求し、以て人主が乗用の舟車を美麗に飾り、車を飾るには文采の美觀を以てし、舟を飾るには刻鏤の巧妙を以てす、其れが爲めに女子は己が本職たる紡織の務を廢止し、君主の車を飾る文采を修め製するに多忙にして、衣服を造るに及ばざれば、故に人民は寒に困み、男子は己

みて利便となし、上より發する法令は別段に差し急ぐことをなさずして自から行はれ、人民は勞苦せずして上たる者以て使ひ用ふるに足れり、かるが故に民は之に歸服して益、盛大を致すなり、

【解義】 【重任不移】任は負擔する者を云ふ、字典には所負也とあり、重任は重き荷物なり、【法令不急而行】往來交通が開けて、人民が重任遠路を厭はざれば上より發する法令は、別に差し急ぐことをなさざるも、自然に行き渡るなり、【而上足以用】人民は左程に骨折らずして、國家の益に立つことを云ふ、

當今之爲舟車、與此異矣、完固輕利、皆已具矣、必厚作斂於百姓、以飾舟車、飾車以文采、飾舟以刻鏤、女子廢其紡織、而脩文采、故民寒、男子離其耕稼、而脩刻鏤、故民飢、人君爲舟車、若此、

が本職たる耕稼の業を廢止して、君主の舟を飾る刻鏤を修め製するに多忙にして、穀物を造るに及ばざれば、故に人民は飢え困めり、人君の嗜好を縱にして、舟車を爲くること此の如し、されば君側に侍べる左右侍臣は、君の成され方を見習ひて、愈益奢侈贅澤を盡くし國民は飢寒の患が、一時に並び至る、かるが故に、困窮の結果、禮義道德を顧み慮るに暇あらずして、姦邪なる行爲をなすに至る、姦邪の者多數なれば國家の法律は嚴重になりて刑罰は深刻となる、刑罰深刻となれば、人民離畔して亂れ危きことに至るなり、されば君主たる者、誠實に天下の治り安らかなるを欲し願ひて、其の亂れ危くなるを忌み惡まば、舟車を爲るに當りて、古代聖王の常度に鑑みて、節約を務めざるべからず、

【解義】 【廢其紡織】紡は紡績なり、麻又は絲などを績き合はせて、筋絲うみ苧となす「つむぐ」又は「うむ」と譯す、織は、織り物をなすなり、

凡回於天地之間、包於四海之內、天壤之情、陰陽之和、莫不有

也、惟至聖不能更也、何以知其然、聖人有傳、天地也、則曰上下、四時也、則曰陰陽、人情也、則曰男女、禽獸也、則曰牡牝雄雌也、眞天地之情、雖有先王不能更也、

【大意】 此れ男女の情は天地の自然にして、先王も更むる能はざることを云ひ、以て下文を喚起す、

【通釋】 凡そ上下は天地の間を周く回り、四圍は四海の内を廣く包みて、天上より施し地下に承くる心情、陰内に閉ぢ陽外に開く調和は到る處として逢ふ時として有らざることなし、乃ち世界の有らゆる萬物は、皆此の天地陰陽の情相互に和合するによりて、生育をなすなり、されば此の兩性の相寄り相愛することは如何に智徳の至れる聖人と雖も、亦均く有情の者なれば、變更禁止すること能はざるなり、何を以

て彼れ聖人と雖も亦變更すること能はざることを知るか、乃ち彼れ聖人亦既に古昔より其の義を傳へ貽して示せることあり、天地の上からは上下と曰ひ、四時の上からは春夏を陽氣とし秋冬を陰氣として、名けて陰陽と曰ひ、人情の上からは配耦を名けて男女と曰ひ、禽獸の上からは獸類には牡牝と名け、禽類には雄雌と曰ふ、此の如く各皆相對し相匹ぶ者あるは、眞に天地自然の情にして、先王の如き儼格なる人と雖も、此の人情ばかりは、變更して無視すること能はざるなり、

【解義】 【凡回於天地之間】 回は周回なり、但回の字疑ふべし、王引之は同の誤ならんと云ひ、孫貽讓は同に改むるも亦未だ確ならず、要するに譌字たるを免れずと云へり、今姑く周回の義として解す、【天壤之情】 壤は説文に柔土也、無塊曰壤、又物自生則曰土、人耕種則曰壤とあれども、天壤と連文に用ふるときは、天地と同じ、情はもと説文に人之陰氣有欲者也、从心青聲とあるが如く、人の心物に接して動く者なり、因て轉用して天地相互に感應する氣を、天壤之情と云へり、【陰陽之和】 陰氣陽氣の和合なり、【惟至聖】

惟は雖と通ず、【聖人有傳】 聖人傳へて後世に示せる常語あり、常語あれば、其の廢絶すること能はざることは、亦已に知るべし、【則曰上下】 上とは下に對し、下とは上に對して云へるなり、下の男女牡牝雄雌も皆亦此の例を以て推知すべし、
惟上世至聖、必蓄私、不以傷行、
故民無怨、宮無拘女、故天下無寡夫、
内無拘女、外無寡夫、故天下之民衆、

【大意】 此れ上文を承けて古代聖王の能く情欲を節制すると及び其效驗の天下に著はるゝことを云ふ、

【通釋】 上述の如く如何なる人も男女の情欲を變更廢絶することは固より能はざれば、上世の至聖なる人と雖も、必らず私かに寵愛する妃妾を宮中に圍ひ置くことあり、去れども其れが爲めに品行を傷つくることはなさず、即ち一定の禮儀ありて、敢て濫に嗜欲を縱にして、常度を踰ゆるが如きことを爲さ

ず、かるが故に人民に於ても、君たり上たる者に向うて、不平を懷きて怨恨する者なし、乃ち宮中に一生を拘はれ送る女子なければ、男子各、其の配耦を得て、天下に一生無妻にて暮らせる寡夫なし、内に於ては拘はれたる女子なく、外に於ては無妻にて暮らせる男なく、男女各、配耦を得て、相俱に和合すれば、自然に子孫蕃殖して天下の人民は衆多にして國家は盛大富強の本となるなり、

【解義】 【必蓄私不以傷行】 私は私かに寵愛する侍妾の類を謂ふ、晏子春秋内篇の諫篇下にも、古聖人畜私不傷行とあり、惟の字は雖の字と相通じ、上世の聖王と雖も亦必ず蓄私をなせども其れが爲めに淫亂甚くして、徳行を疵付くる如きは爲さざるなり、【宮無拘女】 拘は拘囚なり、唐の杜牧が阿房宮賦に秦の宮女の事を述べて一肌一容盡態極妍、綰立遠視而望幸焉、有不得見者三十六年と云へるが如き、亦善く拘女の情を寫す者と謂ふべし、【天下無寡夫】 孟子に據れば、無夫を寡と曰ひ、無妻を鰥と曰へども、小爾雅廣義には、凡無妻無夫、通謂之寡、寡夫曰索とあり、左氏の襄公二十七年傳に、崔杼（齊の大夫）生成及疆、

而寡とあり、杜注に偏喪曰寡、寡特也と云へり、乃ち男女を問はず、夫婦の内、何れか一方を喪へば、皆通じて夫は寡夫、婦は寡婦と稱するなり、

當今之主、其蓄私也、大國拘女累千、小國累百、是以天下之男多寡無妻、女多拘無夫、男女失時、故民少、君誠欲民之衆、而惡其寡、當蓄私不可不節、

【大意】 此れ當今君主蓄私過多の弊を述べ、其の古代聖王に鑑みて節制すべきことを云ふ、

【通釋】 然るに當今の君主は、私妾寵人を蓄ふること甚だ多く、大國の君主は拘女を幾千人と累ね、小國の君主亦幾百人と累ねて、奢侈淫欲を縱にし、其れが爲めに天下男女の員數は均衡が破れて、男子、多く寡夫にして配耦の妻女なく、女子は多く君主の宮中に拘女となりて、配耦の夫なし、男子女子共に婚嫁の時

期を失ひ、爲めに子孫の蕃殖乏くして、國民の數自然に減少す、されば君主たる者、誠實に國民の衆多ならんことを願ひ欲して、其の寡少なることを忌み惡まば、自から蓄私をなして妃妾を宮中に圍ひ置くに當りて、古代聖王の所爲を鑑み常度に據りて節制を加へざるべからず、

凡此五者、聖人之所儉節也、小人之所淫佚也、儉節則昌、淫佚則亡、此五者、不可不節、夫婦節而天地利、風雨節而五穀孰、衣服節而肌膚和、

【大意】 此れ上文を總括して、節儉の效驗を云ひ、以て一篇を結ぶ、

【通釋】 凡そ以上に列擧せる宮室衣服飲食舟車蓄私の五件は、聖人の儉約節制を務むる所なり、小人の邪淫安佚を貪る所なり、聖人を師として儉約節制を務

總評

通篇六大段十中段に分つ、先づ上古未開時代穴居の情態より説き起して、聖人宮室の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、奢侈を貴ばざることと言ひ、又兼て城郭の脩、租税の收、各、常法ありて、妄に人民を虐使し、聚斂せざれば、人民も悦服して國家も治め易きことを論ず、是を一中段となす、次に當今人主の宮室を造るは、徒に奢靡を極め人民を苦め虐げ、其の結果、財用乏絶し國難を救ふに足らずして、政事を爲し難たければ、人主たる者は、宜く宮室を造くるに節度を加ふべきを論ず、是を二中段となす、以上二段は、凡て宮室の事に就きて過奢の弊を辭して實質に反るべきことを論ずるを主とす是を第一大段となす、先づ上古未開時代皮衣草帶の情態より説き起して、聖人衣服の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、虚飾を貴ばず、故に國民より聚斂誅求して租税を過度に取らざれば、人民も自然に富裕にして、時に或は旱水凶饑の患あるも、其の備禦の方を得、又平生質素儉約なれば國家強盛にして霸王の業成るべきを論ず、是を三中

むるときは、上文に述ぶるが如く國家繁昌となり、小人に倣うて邪淫溺安佚を貪るときは、亦上文に述ぶるが如く國家衰亡す、されば此の五件は君主たる者節儉して國家の繁昌を務めざるべからず、凡そ何事に限らず、節度と云へる者は、必要なる者なり、例へば人の夫婦も節度ありて相互に和ぎ親むときは、天地陰陽の氣亦隨うて感應して、福利あり、風雨も節度ありて五風十雨と云へるが如く、調和して行けば、季候順氣にして五穀豊熟す、人身の衣服も、節度ありて寒暑を禦ぎて熱からず寒からず、其の適度に叶へば、肌膚調和を得て、健康なること疑ひなかるべし、故に國家を治むる者、亦尤も意を節度に注ぎて五者の過多なる惡弊を辭して斥くることを務むべきなり、

【解義】 【淫佚】 佚は逸と同じ、孟子に四肢之於安逸也とあるが如く、勤め働かざるなり、淫は邪淫なり、

【而天地利】 利は字典に廣韻を引きて、宜也吉也とあり、周易にも利者義之和也とありて、都合宜く目出度きこと、天地利とは人の夫婦和合すれば、其の氣自然に目出度して、一家一國の様何となく吉祥昌榮の相あるを云ふ、【五穀孰】 孰は、熟と同じ古字なり、

段となす、次に當今人主の衣服を造るは、徒に奢靡を極め人民を苦しめ、人民も亦上の好む所に倣ひ淫僻にして、國家は自然に危亂を免れざれば君たる者は宜く衣服を造くるに節度を加ふべきを論ず、是を四中段となす、以上二段は、凡て衣服の事に就きて、過奢の弊を辭して、質實に反るべきことを論ずるを主とす、是を第二段となす、先づ上古未開時代素食分處の情態より説起して、聖人耕稼の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、自から養ふこと儉素なれば、人民も富みて國家治まることを論ず、是を五中段となす、次に當今の然らずして、妄に人民に向て重稅厚斂をなして、己が口腹の欲を充たすよりして、貴族富豪亦之に倣ひて、奢侈を爲し、貧民は凍餒して、國亂の必らず逃る可らざるを言ひ、以て人君の飲食を節約すべきを論ず、是を六中段となす、以上二段は、凡て飲食の事に就きて、過奢の弊を辭し去りて質實に反るべきを論ず、是を第三大段となす、先づ上古未開時代舟車の便なき情態より説き起して、聖人舟車の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、上下共に交通便利の恩澤に賴りて、國

民の歸服して安寧なることを論ず、是を七中段となす、次に當今人主の聖王に反して、舟車實用上の備具は已に悉くせるに關らず、徒に華麗を喜び、邦財を糜し國民困窮して飢寒に陥り、罪人多くして刑罰深刻なれば、其の結果國亂の免れざるを言ひ、以て人君の宜く舟車の奢靡を節約すべきを論ず、是を八中段となす、以上二段凡て舟車の事に就きて過奢の弊を辭し去りて質實に反るべきことを通論す、是を第四大段となす、次に男女の情態は、天地陰陽自然の關係にて如何なる人も無視すること能はざれども、唯聖人は其れが爲めに過度の淫慾を縱にして、他人の拘女寡夫あるを顧みざるが如きことを爲さざるを論ず、是を九中段となす、後代の君主は全く之と相反し、大國小國の別なく、色を漁し、淫を貪り、結果男女をして婚期を失はしめ、自然に人民の蕃殖力を滅殺するに至るを言ひ、以て君主たる者は、宜く私妾嬖寵を蓄ふるに節度を加ふべきを論ず、是を十中段となす、以上二段は凡て蓄私の事に就き過奢の弊を通論す、是を第五大段となす、末段以上の五大段を總括して、聖人の昌ふる所以と小人の亡ぶる所と、皆五者の弊過ぐるに

宮無拘女故天下無寡夫、内無拘女外無寡夫、故天下之民衆、
 儉節則昌、淫佚則亡。

存異

由れば、其の節せざるべからざることを言ひ、天地の利、五穀の熟、肌膚の和、亦皆夫婦風雨衣服の節あるに因ることを述べ、凡て事物は、節度の必要にして貴ぶべきを云ひ、以て全篇を結ぶ、是を第六大段となし、而して每一大段、各二中段に分れ、古代の聖王と、當今の君主とを比較對照し、一正一反、是非得失彰然として明らかなるのみならず、每段或は長く、或は短く、句法亦錯落變化あり、語調緩急昂低ありて平板ならず、孟子滕文公篇の一治一亂の章は、世人其の格局整然として規模あるを稱す、墨子本篇亦之と相並びて俱に馳すべし、但此は質家の文なれば、論述朴率遲重にして、彼の雋爽悍敏にして人の耳目を喜ばすに如かざるのみ、

名言

以其常役脩其城郭、則民勞而不傷、以其常正、收其租稅、則民費而不病、
 美食方丈目不能徧視、手不能徧操、口不能徧味、
 天地也、則曰上下四時也、則曰陰陽人情也、則曰男女也、禽獸也、則曰牡牝雄雌也、真天壤之情、雖有先王不能更也、

【上古之民】舊本に古之民に作る今畢校に據りて改む
 【未知爲宮室】舊本に室の字なし、今畢校孫校に據りて改む、【室高足以辟潤濕】舊本に室の字なし、今羣書治要に従ひ補ふ、【凡費財勞力】舊本凡の字なし、今治要に據りて補ふ、又舊本は此の下に是故聖王作爲宮室云云の語あり今畢本に據りて補ふ、【以其常役脩其城郭】舊本に以其常の三字なし、役の字下句に屬し下文故作誨婦人治絲麻の治絲の間にあり、廣瀬旭莊は役脩以下四十字茅氏以爲羨文と云ひ、以て削るべしとなす、今畢本に據りて三字を増訂し且、下句の脩其城郭以下三十五字と共に移して本節に置く、【皆法而象之】舊本に而の字なし、今孫校の引ける趙蕤が「長短經」に據り補ふ、【不輕而煖】舊本に煖を温に作る、今長短經に據り改む、【相布綃】舊本に綃を絹に作る、今孫校に據りて改む、【夏則絺綌】一本に絺綌を鹿布

之衣に作る、【足以爲輕且清】畢本に足以爲の三字なし、今孫校及び一本に従ひ補ふ、【靡曼之衣】舊本に之衣を衣之に作る、今孫校及び藤校に従ひ改む、【畢歸之於無用】舊本に此句なし、今治要に據り補ふ、【皆爲觀好也】舊本に也の字なし、今「長短經」に據り補ふ、【御淫僻之民】舊本に淫の上に好の字あり、今「治要」【長短】に據り削る、【故民富國治】舊本に故の字上句の共用財節の上であり、今「治要」に據り移易す、【前則方丈】舊本に前方丈に作り畢本に美食方丈に作る、美食の二字上文と重複す、今「太平御覽」治道部八の所引に據り改訂す、【夏則餽饅】舊本に餽饅に作る、今「治要」に従ふ、【孤寡者凍餒】舊本に餒を餒に作る、今畢本に校ふ、【君實欲天下之治】舊本に之の字なし、今藤校及王引之が説に従ひ補ふ、【完固輕利】舊本に完を全に作る、今「御覽」治要「意林」に據りて改む、【法令不急而行】舊本に法の上に故の字あり、今「羣書治要」に據り削る、【民不勞而上足以用】舊本に上を止に作り以の字なし、今「治要」に據りて補ふ、【皆已具矣】舊本に矣の字なし、今治要に據り補ふ、【故爲姦邪】舊本に邪を表に作る、今「治要」に従ふ、【姦邪多則

刑罰深】舊本に姦邪の二字なし、今「治要」及び王引之が説に據り補ふ、【惟上世至聖】諸本惟を雖に作る、今「藤校」に據りて改む、【夫婦和而天地利】諸本利を知に作る今藤校に従ふ、

三辯第七

三辯は、三者を辯するなり、昔堯舜の二帝及び殷の湯王は、皆各音楽を作り、當時の事を歌へども聖人の本務は此にあらず、乃ち堯舜湯は聖人なれば、政治の主とする所音楽にあらざるを辯論するを以て、本篇を三辯と名づく、墨子の持論は非音楽主義にて本書に非樂の篇あるを觀て知るべし、孫貽讓は本篇を以て其餘義となせり、

程繁問於子墨子曰、夫子曰、聖王不爲樂、昔諸侯倦於治、息於鐘鼓之樂、士大夫倦於聽治、息

於竽瑟之樂、農夫春耕夏耘、秋斂冬藏、息於飡缶之樂、今夫子曰、聖王不爲樂、此譬之猶馬駕而不稅、弓張而不弛、無乃有血氣者之所不能至邪、

【大意】此先程繁の問を擧げ、後文の論を喚起す、【通釋】墨子の學を汲る人に程繁と云る者あり、其師墨子に問うて曰く、先生は常に聖王は音楽をなさずと宣玉へり、然るに某實際に就きて考ふるに、昔時諸侯は國を治むるに倦み退屈する時は、鐘を鳴らし鼓を撃ちて、唯し立つる音楽を以て、氣息め慰みをなし、士や大夫が政治を聽くに倦み退屈する時は、竽を吹き瑟を鼓きて娛める音楽を爲して、氣息め慰みをなし、民百姓は春は耕作なし、夏は草刈りし、秋は取り收めをなし、冬は蓄へ藏むることをなし、農事に勉めし餘は、瓠を撃ち缶を叩きて調子作る音楽をなして、氣息め慰みをなし、上下通じて皆各、身分相

當なる音楽をなすにも關らず、今や先生は聖人の王者は音楽をなさずと宣玉へるは、何ぞや、此の尊説は頗る偏屈頑固なる感あるを免れず、之を譬ふれば宛も馬を輓くびき中に繋がれて、車を輓かしめながら、小時だも休息を與へて輓中より脱せざるが如し、如何なる強馬と雖も、精力には限りあれば、終に仆ふる、より外なけん、又弓を滿引になしなから、少時も絃を弛へ緩むるを爲さざるが如し、如何なる勁弓と雖も、調子狂ひをなさざるはなし、此の如く王侯士大夫は事に勉強し、農夫は耕作に勞苦するのみにて、少しも休息娛樂をなさざることを目的となすは、恐らくは血氣ありて生ける人能く其の場處に達し得る者ならざらん、乃ち生命ある人は、到底繼續して此の苦勞に堪ふる所にあらざるなり、

【解義】【程繁】程は姓繁は名なり、「太平御覽」に本文を引て程子に作る、孫貽讓は儒墨の二學を兼治する者となせり、【竽瑟之樂】竽は一種の樂器、「ふる」と譯す、古昔は三十六管なりしが、後世に至りて十九管となせり、管の排列は參差にして一ならず、鳥の翼にかたどれり、吹きて聲をなす者なり、瑟は「おほごと」

と譯す、大なる琴にて、長さ八尺一寸と七尺二寸の二種あり、廣さは皆一尺八寸なり、或は二十七絃或は二十五絃或は二十三絃或は十九絃の者あり、「周禮」の小胥には卿大夫判縣士特縣（一方にのみ鐘鼓を懸く）とありて、士大夫も命士以上は鐘鼓の樂あれども、「魯詩傳」には大夫士日琴瑟とあり、「白虎通義」の禮樂篇にも、此を引きて卿大夫士北面之臣、非專事子民、故但琴瑟而已とあるを觀れば、墨子の此の文は亦一説となして見るべしと、孫貽讓は云へり、「脛缶之樂」脛は甗と同じ、甗の一種、缶は甗の本字、瓦器にして、酒漿を盛る者、「ほとぎ」と譯す、もと盆の一種なるを、鼓ちて歌の調子を取る者となすことあり、淮南子の精神訓に叩盆拊甗相和而歌とあり、盆は即ち缶なり、「史記」の李斯傳にも擊甗叩甗眞秦之聲也と云へり、「馬駕而不稅」馬を車に付けながら、綱を解きて休息せしめざるなり、方言に稅舍車也、趙宋陳魏之間謂之稅とあり、郭璞は稅猶脫也と注せり、「太平御覽」には脫に作る、駕は馬の車輓の中にあるを駕と云ふ、

子墨子曰、昔者堯舜而茅茨者、且以爲禮、且以爲樂、湯放桀於大水、環天下、自立以爲王、事成、功立、無大後患、因先王之樂、又自作樂、命曰護、又脩九招、武王勝殷、殺紂、環天下、自立以爲王、事成、功立、無大後患、因先王之樂、又自作樂、命曰象、周成王因先王之樂、又自作樂、命曰騶虞。

【大意】 此れ聖王無樂を言はんが爲めに、先づ聖王作樂の由來を述べ、

【通釋】 子墨子は之に答へて曰く、請ふ先づ謂ゆる聖王の音樂なる者を尋ね見よ、昔時唐堯虞舜の二帝は聖王中の聖王なれども、宮室の屋を覆ふに茅茨を

以てせし至て儉約なる者なり、されども尙且禮儀を爲し又且音樂をなせしを觀れば、禮儀音樂の如きは、造り方にて必ずしも華美を盡す必要なきなり、殷の湯王は夏の桀王を大海の上に放逐し天下を己が領内となし、自から立ちて以て王となり、事業は成就し功名は世に立ち著はれて、復大なる後日の患なし、是に於て先王傳來の樂を因り襲ぎ、又別に自から己が時世を歌へる音樂を作り、命名して護と曰ひ、又先王より傳はれる九招の音樂を修整せり、周の武王は殷國に勝ち天下を己が領内となし、自から立ちて王となり、事業成就し功名立ち著はれて、復大なる後日の患なし、是に於て先王の音樂を因り襲ぎ、又別に自から己が時世を歌へる音樂を作り、命名して象と曰へり、周の成王は先王の音樂を因り襲ぎ、又別に自から己が時世を歌へる音樂を作り、命名して騶虞と曰へり、聖人の作として今日に傳ふる音樂は、大體此の如し、

【解義】 【而茅茨者】而は則の字と古義相通じて用ふ、茅、草の名「かや」茨は屋を蓋ふなり「ふく」、堯の宮室質朴を主とし土階三等、茅茨不翦と諸史に見ゆ、「湯放桀於大水」列女傳に桀の湯が爲めに放逐せられし

事を紀して、流於海死於南巢之山とあり、「尙書大傳」にも、桀の國を逃る、事を紀して、吾聞海外有人與其屬五百人、去とあり、本文の大水は海を云ふなり【環天下】環は圍なり、又籠絡の意なり、「荀子」の臣道篇に環主圖私爲務とあり、又範圍の意に用ゐて、領土内を寰内と云ふ、「穀梁傳」の隱元年に寰内諸侯の語あり、注に天子畿内大夫有采地者とあり、尹更始の注に、天子以千里爲寰と云へり、今後説を用ふされども「天下を籠絡して」と解するも亦通ず、【命曰護】護は救なり、民の急難を救ふの意を取りて、樂の名となせり、「風俗通義」の聲音篇に湯作護言救民也とあり、又大護とも云ふ、其の禮樂篇に、湯曰大護者言湯承衰能護民之急也とあり、護亦漢に作る字相通ず、【又脩九招】招は詔と通ず、九招は舜の樂の名なり、「書經」の阜陶謨に蕭韶九成とあり、【命曰象】象は「かたどる」の意なり、白虎通義の禮樂篇に、武王曰象者象太平而作樂示己太平也とあり、畢沅は、呂氏春秋に據りて、象は成王の樂なるを疑へども、孫貽讓は董仲舒が「春秋繁露」及鄭玄の説に據りて武王の樂なるを云へり、詳かなる説は問話に見ゆ、【命曰

騶虞騶虞一に騶吾に作り、又鄒吾に作る、孫貽讓は曰く、「詩經」の召南に騶虞篇あり、即ち墨子の云へる成王之樂なりと、周禮の大司樂に、大射令奏騶虞とあり、鄭注に騶虞樂章名と云へり、【周成王】名は誦と云ふ、武王の子なり、成は其の諡なり、

周成王之治天下也、不若武王、武王之治天下也、不若成湯、成湯之治天下也、不若堯舜、故其樂逾繁者、其治逾寡、由此觀之、樂非所以治天下也、

【大意】 此れ上節を承けて音樂の天下を治むるに必要あらざることを論斷す、

【通釋】 さて音樂の作るや、其の由來此の如くなるが、全體に周の成王が天下を治めしことは、其の父武王が治めしには若かず、武王の天下を治めしことは、周の先代なる殷の成湯の治めしことに若かず、成湯

【大意】 此聖王は樂あれども、其の實は無樂と同じきを云ひ以て非樂の旨を明にす、

【通釋】 程繁又問うて曰く、先生は曩に聖王は音樂なしと曰ひ玉しが、只今の尊説の如くなれば、堯舜以來皆各、其の音樂あり、然るに如何なればこそ、其れ聖王は音樂なしと曰玉へるや、子墨子答へて曰く、誠に堯舜以來聖王は、全く音樂なきにはあらず、然れども、姑く事物を以て譬ふるに、彼れ聖王の治むる人民や、其の數甚多けれども、人民自身に己が食へる穀粟の利益を知ること亦寡し、乃ち日日の事に相犯れて、自然に相忘るゝなり、然るに一旦其の飢ふるに及んでは、始めて食の利益あるを悟り知るなり、是人の智には相違なきも、其の智たるや平日は忘れ、饑に及では知るに至りては甚だ平凡にして別に取り立てて云ふに足らず、是れ其の智は智なれども其の實は無智と同じ、今や聖王は音樂を作ることあれども、其の數少ければ、猶彼れ人民が平生己れ食に頼りて生活する利益を知ること成程智は智なれども平凡の智にして、別に智と云ふに足らざるが如く、別に音樂として云ふに至らざれば、亦音樂無きと同じなり、

の天下を治めしことは、其の先々代なる堯舜二帝に若かず、而して彼の音樂は、堯舜よりは、成湯に至りて増加し、武王成王に至りては、又益、増加せり、左れば其の音樂が時代を逐うて愈、繁く増加するに隨ひ、其の天下の治り方は愈、減じて寡きに至る、此によつて之を観察するに、音樂は時代の衰へ下だるに隨うて盛なるものとすれば、實に不祥不吉の物にして、天下を治むるに必要な者にあらざるなり、

【解義】 【不若成湯】成湯は殷の湯王の尊稱なり、「書經」の仲虺之誥に成湯放桀于南巢とあり注に武功成故曰成湯と解せり、【其樂逾繁】逾は愈と同じ、

程繁曰、子曰、聖王無樂、若之何、其謂聖王無樂也、子墨子曰、聖王之民也多、知之食之利也寡、因饑而知食者智也、之爲無智矣、今聖王有樂而少、此亦無也、

【解義】 【知之食之利】之食の之の字は、是の字と同じ故に「爾雅」にも之子者是子也とあり、之食は是食にて人民自己の食を云ふ、乃ち聖王の人民は平生國の富み生活の容易なるに犯れて、食物の利益ありて貴ぶべきを知らざるなり、【饑而知食】凶年饑饉にして、穀物の缺乏に接し、而て後始めて平日用ふる食の利益は莫大にして貴ぶべきを知る、此れ成程人類の智なり、【之爲無智矣】之は是なり、斷決の詞、爲無智は、無智と同じ道理なることを云ふ、

總評

通篇三段に分つ、先づ程繁の問を擧げ、諸侯士大夫農夫各皆勤勞の暇、音樂を以て休息の具となせるを述べ、言外に獨り天子に限りて音樂を爲さざる理由なきを含蓄し、以て墨子が平日唱ふる聖王不爲樂の説を難じ、勞して佚なきは、駕馬を税せず張弓を弛べざるが如く、到底衆民の能く至る所にあらざることを云ふ、是を一段となす、次に墨子の答を掲げ、堯舜湯武成王の作樂を述べ、時代の降りて君徳の衰ふるに隨うて、音樂亦愈、繁く興ることを述べ、以て音樂を作くるは、聖王の本旨にあらず、亦時代として喜

ぶべきにあらざることを説く、是を二段となす、最後に又程繁墨子二人の問答を擧げ、聖王は全く音楽を作らざるにあらざるも、多く爲さずして、其の數寡ければ、音楽有れども亦無きと同じ理なるを、飢食の譬喩を引きて、聖王の世の人民は太平富裕にして飢餓の患なければ食物の有利にして貴重すべきを知る者寡し、一旦不幸にして饑饉不作の凶年に會し、始めて食物の貴重なるを知ることは、成程人の智と云へば智なるも、是れ亦平凡淺近の事にして、別に智と稱すべきにあらざれば、無智と同じことを云ふ、是を三段となす、蓋し墨子は其の兼愛兼利の主義よりして、人主が音楽を爲して奢侈に耽り、民財を糜費する結果、厚斂重税を以て人民を苦しむることを惡み、常に非音楽の説を唱道せり、而して孔子の教は禮樂を重んじ、禮記に一張一弛者文武之道也と云へるが如く、禮は莊敬を尙び、樂は寛和を尙ぶを以て、大道となせり、程繁の問は、孔子の教義に據れるなり、故に墨子之に答ふるに聖王樂を爲さず、たとひ樂を爲すも、少くして無樂と同じきを以てし音楽の天下を治むるに足らざることを説けり、孔墨二説の相異なること、此れ

亦以て其の一端を見るべし、尙ほ其の詳かなること、は、本書の非樂篇を參看すべし、
存異
【夫子曰】舊本なし今王引之が説に據りて補ふ、【執缶之樂】舊本に執を聆に作る、今畢本並に孫枝に據りて改む、【無乃有血氣】諸本に有の上に非の字あり、今藤校並に兪校に據りて削る、【堯舜而茅茨】諸本に而を有に作る、今一本に従ふ、【又脩九招】舊本に脩を循に作る、又上句の因先王之樂より以下、本句に至るまで十六字なし、今畢本に従ひ訂補す、【又自作樂命曰騶虞】舊本に又自作樂の四字なく、直ちに因先王之樂に接す、義通せず、今王引之が「太平御覽」に據りて訂正せる説に従うて補ふ、【聖王之民也】此より下句之爲無智矣に至る數句舊本に聖王之命也多寡之食之利也以知饑而食之者智也因爲無智矣に作る、文義通せず、蘇時學は闕文脱字ありとなす、高木穀は命也を民也の誤となし、藤澤東畝は多寡之食之利也を解して聖王之民なりの六七は其食の利する所鮮しの義となす、孫貽讓は多寡之の三字を多者寡之に改め、凡そ物多き者則ち務めて之を寡くすと解し、因爲無智矣の

因を固に改むべしとなす、諸説皆長短得失ありて未だ明解となすべからず、故に今竊に意を以て改む、

墨子卷之二

尙賢上第八

尙賢一に上賢に作る、尙は上と同じ、上として尊ぶなり、賢は多才にして善行ある人なり、本篇は國家を治むる者は、賢才を尊び用ふるを本となすことを論述したれば、尙賢を以て篇名となす、本篇以下尙同兼愛非攻節用節葬等の諸篇各、上中下の三篇ありて、文章多少の異同あり、兪樾は「韓非子」の顯學篇に據りて、墨子の死後、分かれて三派となりし相里氏相夫氏鄧陵氏即ち謂ゆる三墨が各自に傳述せし者を後來集めて一書となしたる者となせり、本篇の作は淮南子の汜論訓に、兼愛、上賢、右鬼、非命、墨子之所立也而楊子非之とあれば、墨子の親く唱へし言論なることは以て徵證することを得べし、

子墨子曰、今者王公大人爲政於國家者、皆本欲國家之富、人民之衆、刑政之治、然而不得富而得貧、不得衆而得寡、不得治而得亂、則是失其所欲、得其所惡、是其故何也、

【大意】 今の爲政者が得る所は、願ふ所に反することを云ふ、

【通釋】 記者、墨子が問者と論難せる言を録するに方りて、先づ墨子が嘗て尙賢の事に關して語られし言を掲かけて曰く、當今の時代王公大人の貴顯なる人人が、政事を國家に爲し行ふ者は、何れも皆悉く其の國家が富み榮え、人民が衆く増加し、刑罰政事の治まらんことを欲し望めり、然るに其の結果は、反對に出て、國家の富榮を欲して而も其の貧辱を得、人民の衆多を欲して、而も其の寡きを得、刑政の治らんこと

を欲して而も其の亂るゝを得るは、則ち是れ己が願ひ欲する事柄を失ひ、反りて其の忌み惡める事柄を得るなり、是れ其の故は、果して如何なる理由なるか、

【解義】 【子墨子言】自言を言と云ひ、答述を語と云ふ、問ふ者特に墨子が嘗て云へる者を擧げて、問へるを以て、子墨子言と記せしなり、【王公大人】大人は小人に對して云ふ、凡そ大人小人は、位の貴賤を以て稱することあり、才徳の賢愚を以て稱することあり、年齢の長幼を以て稱することあり、本文の大人は第一義に屬す、「禮記」の禮運に大人世及以爲國とあり、鄭注に大人諸侯也と云へり、儀禮の士相見禮に與大人言言事君とあり、此は士よりして卿大夫を尊稱して云へり、本文の大人は、又後者に屬す、
子墨子言曰、是在王公大人爲政於國家者、不能以尙賢事能爲政也、是故國有賢良之士衆、則國家之治厚、賢良之士寡、則

國家之治薄、故大人之務、將在於衆賢而已、

【大意】 上文を承けて其の理由を云ふ、

【通釋】 子墨子の言に曰く、以上の如く欲せし事柄は、失うて、惡める事柄を得ることは、何の故ぞと云へば、是れ其の理由は王公大人の政事を國家に於て爲し行へる者に在りて、賢徳ある君子を尊び用ひ、才能ある人士を任じ使ふことを以て政事の重要な義となすこと能はざればなり、かるが故に、國の政府に、賢良の士が有ること衆多なれば、國家の治まり様は厚く、之に反して國の政府に賢良の士が有ること寡少なれば、國家の治まりやうは薄きなり、かるが故に一國の上に立てる王公大人の本務は、兎に角にも賢能の士を衆多にすることに在るのみ、乃ち王公大人の本務は又此の事外に決して無きには非るも、此の事が先づ七八分の本務たるなり、

【解義】 【尙賢事能】事は使なり、墨子の書は、事使の二字を多く互用す、其の説已に上篇に見ゆ、【將在於衆賢而已】將は「論衡」の知實篇に將者且也とあり、

譽之、然後國之良士亦將可得而衆也、

【大意】 此れ賢能の士を多く出だす方法を云ふ、

【通釋】 墨子に問うて曰く、先生が嘗て語り玉ひし尊説によれば、國は賢能を衆く用ふるを治國の本となせども、さて賢能を衆くする方法は如何になさば可なるかと、是に於て子墨子の言を録せんに、彼は曰く、此の事は譬へば國中の射御に達人を衆くして盛にせんとすることの若し、今や其の方法は、必ず射御の達人に對して君主より大祿を賜はりて富まし、高位を授けて貴くし、禮遇を厚くして敬ひ崇め譽むれば、天下諸國の射御に達人なる人人は、争うて其の國に來り聚まるを以て、其の國中の射御の達人は、衆く盛にすることを得べきなり、夫れ射御の達人は、もと一技一藝の輩に過ぎざるも、猶且此の如し、况や又賢能善良の士ありて德行に於て厚く、言談に於て辯あり、道術に於て博き者に對しては、國家は亦必らず將に富まし貴くし敬ひ譽めんことは疑ふべきにあらず、かゝる後にして始めて國中の良士も、亦天下の良

「兎に角にも」の意、又、將は其「それ」の義にも用ふ、「左傳」の隱公元年に君將若之何とあり、莊公十四年に君其若之何とあり、是れ將其の二字互用す、隱公三年に、其將何辭以對とあり、是れ其將の二字連用す、皆其の同義の故を以てなり、尙、經傳釋詞に詳かなり、

曰、然則衆賢之術、將柰何哉、子墨子言曰、譬若欲衆其國之善射御之士者、必將富之、貴之、敬之、譽之、然後國之善射御之士、將可得而衆也、況又有賢良之士厚乎德行、辯乎言談、博乎道術者乎、此固國家之珍而社稷之佐也、亦必且富之、貴之、敬之、

士輻輳して來れるよりして益、衆く、盛んにすることを得べきなり、

【解義】 【曰然則衆賢】曰とは、問者の辭を録して曰と書せり、問者の人名を書せざるは、假設の事にして其の實作者の自問自答なればなり後皆之に同じ、【善射御者】射御の達人を云ふ、善は巧に爲すなり、射は弓術、御は馬車の使ひ方なり、【將可得而衆也】王引之は此の將の字は乃の字と同意義にして、上文の將の字とは異義なりと云へり、去れども同意義と解すれば、「はた」と訓するも妨げなし、【博乎道術】術は法なり、藝なり、道術は道藝なり、【社稷之佐】左は古文の佐の字にて輔佐なり、

是故古者聖王之爲政也、言曰、不義不富、不義不貴、不義不親、不義不近、是以國之富貴人聞之皆退、而謀曰、始我所恃者富貴也、今上舉義、不辟貧賤、然則

ことを云ふ、

【通釋】 是の故に古は聖王の政事を爲すや、其の言に曰く、如何なる人に限らず、苟も我が國人として不義なる者は、たとひ財に富めりと雖も、我は其れを富める者となさず、たとひ貴き者と雖も、我は以て貴き者となさず、血族親き者と雖も、我は以て親き者となさず、身近く仕ふる者と雖も、我は以て近き者となさず、乃ち我が舉げて用ふる者は一に義理固くして誠實なる人に限れりと、是れよりして、國中に住める富貴なる人は、聖王が斯の言を聞き皆退きて私かに相談して曰く、始め我等の心頼もしく氣強に思へるは他にあらず、即ち我が富貴なるを以てなり、然るに今や我が上たる者即ち君主には、専ら義ある者を引き舉げられて苟も義ある者なれば、貧賤の人も構なく舉げ用ふるなり、されば我に於て、義を爲し行はざるべからず、徒に富貴のみを恃みとして怠るべからずとす、血族親き人は聖人の斯言を聞き亦皆退きて相談して曰く、始め我が心頼く氣強く思へることは他にあらず、即ち我が君主と血筋親き間柄なるを以てなり、然るに今や上たる者即ち君主は、義ある者

我不可不爲義、親者聞之、亦退而謀曰、始我所恃者親也、今上舉義、不避疏、然則我不可不爲義、近者聞之、亦退而謀曰、始我所恃者近也、今上舉義、不辟遠、然則我不可不爲義、遠者聞之、亦退而謀曰、我始以遠爲無恃、今上舉義、不辟遠、然則我不可不爲義、逮至遠鄙、郊外之臣、門庭庶子、國中之衆、四鄙之萌、人聞之皆競爲義、是其故何也、

【大意】 此れ聖人の賢能を舉げて、國中皆義に嚮ふ

を舉げ用ゐて、苟も義ある者なれば疏遠なる他人も構ふことなく舉げ用ふるなり、されば我れに於ても亦義を爲し行はざるべからず、徒に君と血筋柄なるのみを恃みて怠るべからず、君主に身近く仕ふる者は、聖王が斯の言を聞き、亦退きて私に謀りて曰く、始め我が心頼しく氣強く思へることは、他にあらず、即ち我が君主に身近く仕ふれば自然に君の寵眷篤きを以てなり、然るに今や上たる者は義ある人を舉げ用ゐて、苟も義ある人なれば、遠く君の膝下を離れて田舎在所に居るにも構なく、直に舉げ用ふるなり、されば我に於ても亦義を爲し行はざるべからず、徒に君に身近く仕ふるを恃みて怠るべからず、又遠く君を離れて居る田舎在所に居る人は、聖王の斯の言を聞き、亦退きて私かに謀りて曰く、我れ始めは君の膝下を遠く離れて居るを以て、君に我が平生の精神材能を知られざれば、誠に心頼しくなく氣細きこととなせり、然るに今や君上は義ある人を舉げ用ゐられて、苟も義ある者なれば、たとひ遠方の人も構ひなく、直に舉げ用ふる、左れば、我に於ても亦義を爲し行はざるべからず、徒に遠方の人なるを以て自棄す

べからずと、尙、右の如くなれば遠き田舎近き郊外に住める諸臣公族貴顯等の庶子にして、君門宮庭を守るを、官となせる門庭庶子又は國城郭内の衆人並に四方の田舎に住める百姓に至るまで、此等の人人は、聖人の斯言を聞きて、亦皆我れ先きと競争して、義を爲し行はんことを勉むるに至るべし、此の如きは、是れ其の故は全體に如何なる義に由るか、

【解義】 【不義不親】親は疏に對して云ふ、親族なり、【不義不近】近は遠に對して云ふ、君主に昵近するなり、【不辟貧賤】辟は避と同じ、貧は富に對し、賤は貴に對して云ふ、【遠鄙近郊】鄙は邊鄙なり、「くにばし」郊は「爾雅」の釋地に邑外謂之郊とあり、國都外の地「くるわそと」又「周禮」の地官遂人に四里爲鄕五鄕爲鄙五鄙爲縣四縣爲都とあり、遠鄙は此の都鄙縣鄙の地なり、杜子春が「周禮」の、載師の注に、五十里爲近郊、百里爲遠郊とあり、近郊は國都外五十里の地遠郊は百里の地を云ふ、【門庭庶子】公族及び卿大夫の子にして、宮中を宿衛する者なり、宿衛の詰所、宮中門庭の間に在り、故に門庭庶子と云ふ、庶子とは凡そ宿衛の子弟にて、既に王より拜謁の命を賜はり

術を用ゐて、他に手段方法あらず、今之を譬ふるに富豪の家には必らず高大なる牆壁あり、深く奥まりたる宮室あり、高牆深宮既に設立せられ、構造儼然として容易に出入すべからず、乃ち僅に止た牆間に於て、一門を開くるのみにして、別に多く門戸を設けざる時は、盜人ありて、其の内へ入るも、其の入りし一門を閉ぢて、之を搜索すれば、他に逃路なき故に盜賊は其れ何れの處よりも出づること無くして、必らず捕ふることを得るが如し乃ち必らず上の求むる事も成り下の希へる事も遂ぐるなり、是れ其の故は何ぞや、他にあらず、止た手数の省けて功の多き至りて肝要なる方法を得ればなり、

【解義】 【一物也】物は物件なり、一物とは一箇の物件にして、此の外に他物あらざるを云ふ、【一術也】術は方法なり、一術とは一箇の方法にして、此の外に他術あらざるを云ふ、【謹止爲鑿一門】謹は僅と通ず、僅に一門を鑿つことを爲すに止りて、他に別の門戸を多く設けざるなり、【闔其自入】闔は閉なり、其自入とは、盜賊の由りて入りし門なり、【止得要也】要は要約なる方法なり、即ち上文の僅に一門ありて他に逃走

し嫡子を士と曰ひ、未だ謁見を獲ざる餘子(二三男)を庶子と云ふ、【國中之衆】國中は城下なり、凡そ國とは全國を指して云へるあり、城下を指して云へるあり、又朝廷を指して云へるあり、【四鄙之萌】四鄙は四方の縣鄙都鄙を云ふ、萌は眈と同じ、無知の貌、又眈は田民なり、「農民」のこと、

曰、上之所以使下者、一物也、下之所以事上者、一術也、譬之富者有、高牆深宮、宮牆既立、謹止爲鑿一門、有盜人入、闔其自入、而求之、盜其無自出、是其故何也、則止得要也、

【大意】 此れ上の下を治むるも下の上に事ふるも皆俱に賢能を用ふるより外なきことを云ふ、
【通釋】 臣下を使い用ふる手段も亦専ら或る一物を用ひ、臣下が君上に捧げ事ふる方法も亦専ら或る一

の路なきを指す、以て上の下を使ふも亦唯一物のみ、下の上に事ふるも、亦唯一術のみなれば、其の方法反りて至便なるに喩ふるなり、尙其義は下文に見ゆ、
故古者聖王之爲政、列德而尙賢、雖在農與工肆之人、有能則舉之、高予之爵、重予之祿、任之以事、斷曰爵位不高、則民弗敬、蓄祿不厚、則民不信、政令不斷、則民不畏、舉三者、授之賢者、非爲賢賜也、欲其事之成、

【大意】 此れ聖王の賢能を擧用する主旨を説く、
【通釋】 かるが故に古昔聖王の天下に政をなすや、徳ある者を、相當なる位に列ねて、賢人を尙ひ用ふ、たとひ身分賤くして農民又は工場に在る勞働者たりとも、材能ありて役に立つときは、之を擢き擧げて用

の高く之が爵位を予へて、世間に顯はし、重く之が俸祿を予へて禮遇を厚くし、之に委任するに政事の斷決權を以てす、さて何が故に聖王は賢能の人を斯の如く重く待遇を爲すかと云へば、曰く爵位が高からざれば國民が尊敬せず、知行俸祿が厚からざれば國民が信用を措かず、政事法令を斷決することを得ざれば、權力自から軽くして國民が畏れ従はず、是に於て以上の爵位蓄祿政令の三者を擧げて、之を賢者に授け、國民をして尊敬し信用し畏れ従はしむ、是れ賢者に對して格外なる恩賜をなす次第にはあらず、其の事の成就せんことを欲すればなり、

【解義】 【列德而尙賢】列は章昭(吳の人)位次也と説けり、位の順序なり、列德とは、徳ある人を高位に列らぬるなり、尙は尊なり、尙賢は賢者を尊ぶこと、【工肆】工場又は工匠の店を云ふ、【論語】の子張篇にも百工居肆以成其事とあり、【任之以事斷】斷は決なり、孫貽讓は斷の字を下句に屬して、其の令の必ず行はるを謂と云へども、事斷と連接するに如かず、廣瀬旭莊は、下句の予之を、之以の誤とし、斷之以令と改めり、亦一説となすべし、

故當是時以德就列以官服事以勞殿賞量功而分祿故官無常貴而民無終賤有能則擧之無能則下之擧公義辟私怨此若言之謂也

【大意】 此れ賢能を尊び用ふる功效を云ふ、

【通釋】 かるが故に、是の聖王の時に當りては、有徳の人たるを以て、高貴なる位列に就き、官職に在る身たるを以て、其の事務に服し、勤勞の大小を以て賞譽の次第を定め、勤功の高下を量りて、蓄祿の多寡を分つ事となせり、かるが故に、官吏なりとて常久的に貴き者はなく人民なりとて終極までも賤き者はなし、所能ある人なれば、農工商賈賤き者と雖も、之を高爵大官に擧げ用ゐ、所能なき人なれば、顯官閥族の貴き者と雖も、之を黜け下だして重用せず、彼の古人の格言に惟だ専ら公平なる義理を擧げ行ひ、私の怨ある事は除き去りて、彼れ此と思ひ問はずとあるは乃ち

以上の如き言を謂へるなり、

【解義】 【以德就列】就列は、其の才力相當なる位地に就くなり、【論語】の季氏篇にも、陳力就列の語あり、【以官服事】服は服務の服にて、服事は國家の用務に従事するを云ふ、【以勞殿賞】殿は定なり、勤勞によりて賞賜の順序を定むるなり、【詩經】の采菽篇に殿天下之邦とありて、毛傳に殿鎮也と解せり、鎮も亦定の意義あり、又殿は奠と通ず、奠は定なり、故に我が邦攝津の淀河を或は瀆水と云ひ又は澱水と云ふ亦皆音義相通するを以て用ふるなり、定に殿を用ふるも亦同義なり、【辟私怨】畢沅は辟を辟擧の辟と同義となし、私怨ある人をも、辟して官を授くと解せり、俞樾は之を非とし、「小爾雅」の廣言に辟除也とあるを引きて、惟だ公義を是れ擧げて、私怨は問ふことをなさず、乃ち私怨を全く除き去りて、思ひに留めざるを云ふと説けり、愚按するに禮記の儒行篇に、君子が人材を用ふる道を説きて、内擧不辟親外擧不辟讐とあり、乃ち苟も擧げ用ふべき適材なれば、親戚仇讐の別なく、公平に擧げ用ゐて、嫌疑を避けざるなり、今此の句も亦もと不辟私怨とありしを、後世或は辟字の

上に不の字を脱せしにあらざるか、姑く録して一考に備ふ、【此若言之謂也】此若の二字、若も亦此の字と同義にて、重複して云へるは、古人の語なり、王引之曰く、「管子」の山國軌篇に、此若言何謂也とあり、地數篇に此若言可得聞乎とあり、墨子の節喪篇に、以此若三聖王者觀之とあり、以、此若三國者觀之とあり、皆、並に此若の二字を用ゐて云へり、故古者堯擧舜於服澤之陽授之政天下平禹擧益於陰方之中授之政九州成湯擧伊尹於庖厨之中授之政其謀得文王擧閔天泰顛於置罔之中授之政西土服故當是時雖在於厚祿尊位之臣莫不敬懼而施雖在農與工肆之人莫不競勸而

尙意

【大意】 此れ古昔聖王の事を擧げて、前節の言を實證す、

【通釋】 かるが故に古は唐堯に於て、虞舜を服澤と云へる地の北より、上に擧げ用ゐ、政事を授け行はしめて、天下は治り平かなり、夏の禹王は伯益を陰方と云へる地の中より、上に擧げ用ゐる政事を授けて、九州は物事成就せり、殷の湯王は、伊尹が料理人となりて庖厨の中に居りしを擧げ用ゐ、政事を授け行はしめて、其の謀計は遂ぐるを得て、天下を有てり、周の文王は閔天と泰顛との二賢人を、漁夫獵師の仲間より、上に擧げ用ゐ、政事を授け行はしめて、西方の諸國は服し従へり、此れ皆聖王の有徳賢者を用ゐて、其の事を成せし實證にあらずや、されば此の時代に當りては、縦ひ厚祿を食み尊位に居る重臣なりとも、不賢無能なれば黜けらるるを以て敬み懼れて、警め慎まざることなし、農民と工肆に居る職人なりとも、賢者能者なれば尊ばれ用ゐらるるを以て、一に競ひ勉めて、其の意嚮を高尙にして國家遠大の計を思はざるはなし、

【解義】 【服澤之陽】山は南を陽と曰ひ、北を陰と曰ふ、水は北を陽と曰ひ南を陰と曰ふ、服澤は地の名なれ共未だ後世の何處なるかを詳にせず、畢注に服と蒲と字音の緩急差あるのみにて相近し、服澤は即ち蒲澤にして、今の蒲州府なりと云へり、【擧益於陰方】益は伯益と云へる賢臣の名なり、陰方は地の名、未だ今の何地なることを詳にせず、【九州成】禹天下を分ちて冀兗青徐揚荆豫梁雍の九州となす、成は治り平かになるを云ふ、【庖厨之中】庖は料理場にして、厨は臺所なり、伊尹初め湯王に事へんと思へども、縁故なきを以て、湯王の臺所に入り、料理人となり、遂に王に近づくを得て意見を説き用ゐられて宰相となりし事は、「史記」の般本紀に見ゆ、【閔天泰顛】閔は氏にして、天は名なり、泰は氏にして、顛は名なり、共に文王の賢臣なり、【置罔之中】置は「けものあみ」兎又は獸を捕ふる網なり、罔は網と同じ、乃ち置罔を以て漁獵をなす、賤き仲間を云ふ、【西土服】西方の土地に住する人民が服従するなり、周は今の陝西省地方にありて、當時文王に歸服せし諸國は支那の西方にあれば、西土服と云ふ、【敬懼而施】施は賜と同義と見るべし、

「をそれいましむ」尙書の盤庚篇に不惕予一人とあるを、白虎通の號篇に引きて、不施予一人に作るは以て證すべしと、兪樾の平議に云へり、【競勸而尙意】勸は勉なり、互に競争して勉勵するを云ふ、尙は高尙なり、尙意とは、意見を高尙にするなり、

故士者所以爲輔相承嗣也、故得士則謀不困、體不勞、名立而功成、美章而惡不生、則由得士也、是故子墨子言曰、得意賢士不可不舉、不得意賢士不可不舉、尙欲祖述堯舜禹湯之道、將不可以不尙賢、夫尙賢者、政之本也、

【大意】 此れ賢士を得る效を云うて、上文を結ぶ、

【通釋】 かるが故に士と云へる者は、君主が用ゐて輔相や又は承司となして、自分の身を輔け、己が意嚮を承けて諸事を司らしむる者なり、されば君主に於て賢士を得れば、物事を輔相して行へば君主自身に謀を凝らし困苦するに及ばず、意を承け事を司る者あれば身體を勞疲するに及ばず、名譽は確乎として立ち定りて、功業は成就し、美しき事柄は世に彰はれて、惡き評判は生じ起らず、是れ賢士を得て己が輔相承嗣の任に當らしむればなり、かるが故に我が子墨子は言を述べて曰く、賢士は何れを論せず、必要は同きなり、己幸にして意を得れば、政事を爲すこと自然に多方面に涉たれば、賢士を擧げて用ゐざるべからず、己不幸にして未だ意を得ざるときは、益、良き輔弼たる臣を要すれば、賢士を擧げ用ゐざるべからず、是れ賢士は在上者の得意と不得意に關せず、何れの方面よりも、均く要求する者なり、世の君主及び在上の者、心思を向上して堯舜禹湯聖王の道を祖述せんと欲すれば、其れ賢士を尊尙することを爲さざるべからず、全體を云へば、賢士を尊尙することは、國家の政事を爲すの本なり、

【解義】「輔相承嗣」輔相は、左右より夾持し、成功せしむるなり、「たすけ」と訓す、承嗣は、承司と同じ、下役なり、「大戴禮」の曾子立事篇に「使子猶使臣也、使弟猶使承嗣也」とあるを、孔廣森（清國の學者）は解して「承承也、嗣讀爲司、承司者、官之偏貳、故弟視之、臣則私臣、自所調除也、可以子視之」と云へり、乃ち弟は父の子なれば、官に下役あるが如く、子は己自ら任命したる臣の如き關係あるを云ふ、以て承嗣は下役のことなるを證すべし、又墨子の尙賢中篇にも、承嗣輔相の語あるに據れば、其の當時の通語たるを知るべし、【尙欲祖述】祖述は始祖として、繼述するなり、「中庸」にも仲尼祖述堯舜の語あり、

總評

國を有つ者は、國家の益、富み、人民の益、衆く、刑政の益、治らんことを欲するに反して、今や國は益、貧く、人は益、寡く、刑政は益、亂れて、反對の結果を得るは、何に故かと問へば、爲政者が賢士を尊用して政事をなさざるに由れり、故に高く偉き大人は、賢士を多く集るを務となす、されば賢士を多く集むる術は如何にすれば可なるかと云はんに、譬へば國の射御の

士を多く集むるに、富貴敬譽の特典を以てすれば、射御を善くする士は争うて聚まるが如く、先づ國中に在る賢良の士を優待禮遇なせば、天下の賢良なる士は、必らず自然に多く來り集らん、賢良の士を優待禮遇することは如何なる法を用ふべきかと云はんに、古昔聖王は富貴親近の人と貧賤疎遠の人とを問はず、惟賢能の者を用ゐて、不賢不能の者は皆黜けて用ゐず、其の人を採用する方針の一途にして他岐なきこと、牆を高くし宮を深くして盜賊を一門より入れて、出路を閉づるが如く、國民を導きて其れをして賢能を以て進む一定の途の外、他の手段なからしむべし、されば農民工匠に拘らず、苟も賢能の者は皆昇進を得て、門閥階級の弊は、自然に除去することを得べし、昔の堯禹湯文が賢士を微賤の中より擢用せしは、乃ち其の實例なり、されば賢士を得て輔相承司として用ふれば、君主たる者は別に心力を苦勞せずして、功名成立して、百代の後に傳ふことを得べし、是れ上たる者は意を得て國家が治平に向ふ時は賢士は益、擧げ用ゐざるべからず、若し又意を得ずして國家が未だ治平ならざる時は、賢士の輔けを要するこ

と益、急切なれば、亦賢士を擧げ用ゐざるべからず、要するに堯舜禹湯の道を祖述せんと欲すれば、均く賢士を尊用せざるべからず、賢士を尊用するは、爲政の根本なり、是れを本篇論説の概旨となす、通篇を六段に分つ、起頭より故大人之務將在於衆賢而已に至るまでを、第一段となす、王公大人の國を治むるは、衆賢を用ふべきことを云ふ、曰然則衆賢之術將奈何より、然後國之良士亦將可得而衆也に至るまでを第二段となす、衆賢を招き致す方法は、先づ手近なる賢能の士を尊び用ふるにあることを云ふ、是故古者聖王之爲政より、是其故何也則上得要也に至るまでを、第三段となす、聖王の政事は賢能の士にあらざれば、如何なる富貴親近の人と雖も擧げ用ざると、仕進をなす者賢能の才徳を以て進むより外は別に途あらざる事とを云ひ、其の要領を得たるを稱賛す、故古者聖王之爲政也より、此若言之謂也に至るまでを、第四段となす、聖王の賢能を用ふるは、農民工匠の賤きに關せず、高爵大祿を與へ、政權を授け實功の擧がらんことを期し、選舉して官を授くること公平なれば、貴族專權門閥政治の弊害なきことを

云ふ、故古者堯舜禹湯云云より、莫不競勸而尙意に至るまでを、第五段となす、堯舜禹湯等の實例を擧げて前言を立證す、故士者所以爲輔相承嗣より、末句の夫尙賢者政之本也に至るまでを、第六段となす、賢士は君を輔け事を司る者なれば、得意の君と不得意の君とに論なく、皆賢士を尙ふべきことを云ひ、以て本篇を一繳束す、結末一句最も簡勁にして力あり、

名言

上之所以使下者一物也、下之所以事上者一術也、爵位不高則民弗敬、蓄祿不厚則民不信、政令不斷則民不畏、官無常貴而民無終賤、

有能則擧之、無能則下之、擧公義、辟私怨、得意賢士不可不擧、不得意賢士不可不擧、

存異

【今者王公大人】諸本今を古者に作る、今「羣書治要」に依りて改む、是故古者聖王之爲政也【舊本に也の字なし、今「治要」に據りて補ふ、今上擧義不辟疏【舊本に疏の上に親の字あり、王引之が説に従ひ削る、今上擧義不辟遠【舊本に遠を近に作る、今王引之が説に

依り、且下文に不辟遠の語あるに徴して改む、【宮牆既立】舊本に宮の字なく、既立の二字倒して立既に作る今問話に従ひ補ふ、【名立而功成美章而惡不生】舊本に名立而功業章而惡不生に作る、今、「治要」及王引之が説に據りて補訂す、

尙賢中第九

本篇は、上篇と同じく、賢能を尊尙するを以て、王侯大人治政の要務となすべきを論ず、

子墨子言曰、今王公大人之君人民、主社稷、治國家、欲脩保而勿失、故不察尙賢之爲政本也、何以知尙賢之爲政本也、曰、自貴且智者、爲政乎愚且賤者、則治、自愚且賤者、爲政乎貴且智者、

は保ち有すること、【自貴且智】貴は賤の對にして、もと寶貨の價高き者を貴と云ひ、低き者を賤と云ふ、因りて位置の上下に轉用して上なる者を貴となし、下なる者を賤と云ふ、乃ち貴は少數にして珍重品なる意を含み、賤は多數にして有溢る意を含む、【自愚且賤】解已に上句に見ゆ、

故古者聖王甚尊尙賢、而任使能、不黨父兄、不偏貴富、不嬖顔色、賢者舉而上之、富而貴之、以爲官長、不肖者抑而廢之、貧而賤之、以爲徒役、是以民皆勸其賞、畏其罰、相率而爲賢、是以賢者衆、而不肖者寡、此謂尙賢、然後聖人聽其言、迹其行、察其所

者則亂、是以知尙賢之爲政本也、

【大意】 此れ國の治亂は爲政者の如何に由ることを云うて、尙賢の政をなす本たることを云ふ、

【通釋】 子墨子言へることあり曰く、今や王公大人に於て、人民の君となり、社稷の祀を主り、國家を治むるに於て、永久に保有して失ふこと勿らんと欲せば、何ぞ試に上たる者は、賢能の士を尊び用ふることが政事の根本たることを考へ察せざるか、又試に何を以て賢能の士を尊び用ふることが政事の根本たることを知るかと問はんに、其れに答へて曰く、世に貴くして其の上に智惠ある者よりして、愚鈍にして、其の上に賤き者に對して政令を行ふときは、服従して治まり、愚鈍にして其の上に賤き者よりして、貴くして其の上に智惠ある者に對して政令を行ふときは服従せずして亂ることは、何れの世を論せず、皆同じきなり、是れぞ以て賢能の士を尊用することが政事の根本たるを知るに足るなり、

【解義】 【欲脩保而勿失】脩は長なり、長久のこと、保

能而慎予官、此謂事能、故可使治國者使治國、可使長官者使長官、可使治邑者使治邑、凡所使治國家官府邑里、此皆國之賢者也、

【大意】 此れ古昔聖王の賢能を尊用するに、公平を以てし私曲なきことを云ひ、以て尙賢の標的を示す、【通釋】 かるが故に古代の聖王は、非常に賢者を尊尙して、智惠ある者を官職に任じ使用して、其の登用の道たるや、極めて公明正大にして、己が父兄と同じき尊屬に當る王族なりとて、最良味方をなさず、國の貴族富豪なりとて、依怙偏頗をなさず、好顔美色にして可憐なればとて、妄に身分外の寵遇を予へず、唯獨賢者は之を擧げ上げて用ゐ、厚祿を賜うて富まし、高位を授けて貴くし、以て官吏の長となして、其の意見を實際に施し、伎倆を展ぶることを得せしむ、亦之に反して愚不肖なる者は、親戚貴族と雖も、之を抑へ止め

て廢し黜け、祿を褫うて貧くし位を降して賤くし、以て徒隸使役の身となす、是れぞ正く國民が皆何れも上たる者の賢能を賞するに就きて感奮勉勵し亦之と同時に其の不肖者を罰するに就きて、己を反省し、不肖者の羣に入れられんことを畏れて、相互に率ゐて賢者たらんことを務むる原因なり、是れぞ正しく賢者が衆多にして、不肖者が寡少なる原因なり、以上の如く賢者を重用することを尚賢と謂ふ、然る後に聖人は賢者の言を審に聽きて、道理の當否を考へ、其の行を爲したる迹方に就きて、果して善か不善なるかを推し尋ね、其の所能を視察して、才なるか不才なるかを鑒定して、克く注意し慎みて、相當なる官職を授け予ふることをなす、以上の如き遣り方を事能と謂ふ、かるが故に其の賢能に相當して、官職を授け予ふるに於て、其の能力が果して國家を治めしむ可き者は、國家を治めしめ、一官に長たらしむべき者は、一官に長たらしめ、一邑を治めしむ可き者は一邑を治めしむ、此の如くすれば、適材を適處に置きて、凡そ國家官府邑里を治めしむることある者は、此れ何れも皆其の國中の賢者にして、不肖者は官職に居るを

得ざるなり、

【解義】「任使能」任使は事を任じて使ひ用ふるを云ふ、能は才能ある士なり、【不黨父兄】黨は私黨をなすなり、父兄は同姓親族の年長者を謂ふ、【不偏貴富】偏は偏私なり、かたよりて私をなすこと、【不嬖顔色】字書に賤而得寵曰嬖とありて、身分賤くして、君の寵愛を受くる者を嬖と謂ひ、又賤しき身分の者を寵愛するを嬖と謂ふ、此にては後者に屬す、顔色は美男美女を謂ふ、【迹其行】迹は行迹を推し尋ねて正と不正とを見定むるなり、【此謂事能】事は使と同じ、事能は才能ある人を使ひ用ふるを云ふ、本句は上文の此謂上賢の句と共に、本節の起頭に故古者聖王甚尊尚賢而任使能とあるに分れ應じて云へるなり、

賢者之治國也、蚤朝晏退、聽獄治政、是以國家治、而刑法正、賢者之長官也、夜寢夙興、收斂關市山林澤梁之利、以實官府、是

以官府實而財不散、賢者之治邑也、蚤出莫入、耕稼樹藝聚菽粟、是以菽粟多而民足乎食、

【大意】此れ賢者治國の功效を云うて、賢者を尊尚するときは國家に利なることを説く、

【通釋】賢者が上位にありて、國家を治むるや、早く朝廷に出て、晏く自家に退き、公務を己が用事として勉強勵精して、訴訟を聽き斷じ、政事を治め行ふ、是ぞ國家が治まりて刑法正しき次第なり、賢者が一官に長官たるや、夜は遅く寝ね、朝は夙に興きて、力を官事に盡し、關稅市稅山林の陸產物、川澤の水產物に關する利益を收め取りて、官府の中に實つることをなす、是れぞ官府の儲蓄が充實して、財貨が散失せざる次第なるなり、賢者の邑里を治むるや、早朝に外方に出て、暮れ頃に自宅に歸り、耕し植付をなし、菽粟を聚め、以て民の食料となす、是れぞ菽粟が多く澤山になりて、人民は食物に十分して不自由なき次第なり、

故國家治、則刑法正、官府實、則萬民富、上有以絜爲酒醴粢盛、

【解義】「蚤朝晏退」蚤は早と同じ、あさ早くなり、朝は朝廷へ出るなり、晏は早の反對にて遅きこと、【聽獄治政】獄は今日の法廷と同じ、其の罪を取り糺す處よりして、裁判をも亦獄と曰ふ、【關市】關は關門なり當時國境及び要處に關を設け、非常を視察し、往來交通者に課稅をなせり、市は市場、貿易稅なり、【山林之利】山林の利は、草木禽獸より生ずる利益なり、【澤梁之利】梁は「やな」と訓ず、水流を堰て一條の路を通じ其の所に笱を設けて魚を捕ふる者にて、澤梁の利は、魚類より生ずる利益に云ふ、【官府】府は「玉篇」に聚也藏貨也とあり、「禮記」の注に據れば、寶藏財賄のある處を府と云ひ、又財幣を掌る官は皆府と云へり、【廣韻】には、府官府、公卿牧守道德之所聚也とあり、されば金庫と役所と共に、皆府と云へるなり、此所にては官の府庫と云へる義なり、【蚤出莫入】早出暮歸と同じ、

以祭祀天鬼、外有以爲皮幣、與四鄰諸侯交接、內有以食飢息勞、持養其萬民、懷天下之賢人、是故上者天鬼富之、外者諸侯與之、內者萬民親之、賢人歸之、以此謀事則得、舉事則成、入守則固、出誅則彊、

【大意】 此れ賢才既に用られて國家已に治まれる效を云うて、尙賢の益、勉むべきことを云ふ、

【通釋】 かるが故に、國家が治まれば、刑法は正しく、官府が實つれば、萬民は富めり、左れば國中安穩にして、禮儀行はれ、君たる者上に向うては潔くして酒又は醴を造り、黍稷を器物に盛り立て、黍盛の供物を爲りて、天の鬼神を祭祀することあり、國外に對しては美しき動物の皮又は幣帛を聘物となして、四方の隣

武之所以王天下、正諸侯者、此亦其法已、既云若法、未知所以行之術、則事猶若未成、

【大意】 三代聖王の事を援きて上述の道を勉め行ふべきことを云ふ、

【通釋】 かるが故に、昔時三代の聖王堯舜禹湯文武の諸帝王が、天下に王となり諸侯に長となれる所以と雖も、他に方法あるにあらず、乃ち此の方法と云ふも、亦以上の法の外に出でざるなり、但既に此の方法あれども未だ其の方法を巧に行ふ所以の術を知らざれば、其の事の實際は、猶未だ成就せざるも同きなり、

【解義】 【堯舜禹湯文武】堯舜は二帝と稱して夏殷周三代の以前にあれども、本文は大概を以て云へるのみ、深く拘ると勿れ、【既云若法】云は有なり、若は此なり、文義は既有此法と同じ、乃ち上句の此亦其法已を承接して既に天下に王たり、諸侯に長たる法はあれどもと云うて下句の未知所以行云々に轉落する

國たる諸侯と交際應接することあり、國內に於ては、飢えたる者に食を與へ、勞する者を休息して、其の萬民を扶持養育し、又一方には廣く天下の賢人を懷けて、我が徳化を慕うて來らしむるとあり、是れぞ上に在りては、天の鬼神が幸福を予へて之を富まし、外に在りては四隣の諸侯が和好を修めて之に與みして、互に助け、内に在りては國中の萬民之を親みて悦び服し、天下の賢人遠方より慕ひ來りて之に歸依する次第なり、此を以て仕事を目論見て謀るときは、確に十分に爲すことを得、又仕事を實際に擧げ行ふときは、成功を遂げ、内に入りて國を守護するときは、堅くして陥るべからず、外に出て敵を誅伐するときは、強くして必勝すること疑ひなきなり、

【解義】 【酒醴黍盛】醴は「あまぎけ」酒の一種、黍盛は黍稷なり、共に已に法儀第四の篇中に解けり、【以爲皮幣】皮は獸皮なり幣は縉帛なり、「孟子」の梁惠王篇に事之以皮幣とあり、趙岐が注に、皮狐貉之裘幣、縉帛之貨也と云へり、

故雖昔二代之聖王堯舜禹湯文

【大意】 此れ上節を承けて聖王の法を行ふ所以の術を説く、

【通釋】 聖王は上述の如き次第なるにより、天下國家を治むるには、必らず三個の根本を置き定むることとをなせり、何をか三根本と謂ふと問へば、曰く上の用ふる人が如何に賢者となるとも、其の爵祿高からず、乃ち地位が卑きときは、國民が尊敬せざるなり、蓄祿厚からず、乃ち待遇が薄きときは、用ひらるゝ人

なり、【正諸侯】正は長なり諸侯の長となり統率するを云ふ、親士篇に正天下とあるも亦同じ、

民即ち賢者は其の眞實に用ふるか否を疑ひて君を信じて安心をなさざるなり、政令斷せず乃ち威權が輕きときは、國民が畏服せざるなり、かるが故に、古代の我が聖王は賢者を用ふるに當りては、高く之に貴爵を予へ、重く之に厚祿を予へ之に委任するに政事を以てし、政事を斷決するには、命令の權威を以てせり、是を三根本と云ふ、彼れ聖王と雖も、豈に其の賢臣に對して特別なる恩賜を爲して此の如くなさんや乃ち其の目的とする者は、己が天下國家を治め平かにする事が、賢者に頼りて成就せんことを欲してなり、是れ賢者は天下國家を治め平かにする爲めに用ゐて、爵位善祿政令の三者は更に賢者をして治平の事を成さしむる根本なれば、三本と名づくるなり、

【解義】 本節は尚賢上篇の語を複説する者多くして文義已に上に解釋せしを以て、今は略す、

詩曰告女憂卹、誨女予爵、孰能執熱、鮮不用濯、則此語古者國君諸侯之不可以不執善承嗣

る如く乃ち賢者の力によりて國君が國を治むる勞を省くべきを語りしなり、此れ賢者の治國に必要なことは古の詩人既に之を歌へり、獨り吾が私言にあらず、【解義】 【詩曰告女憂卹】今の毛詩の大雅桑柔篇に、此の本文と同じ語あり、但其の文字少く異なるのみ、尙、下句に述べん、憂卹とは、卹も亦憂の字と同じ、「うれひ」と訓ず、心配なること、【誨女予爵】誨は教なり、予爵は爵位を授け予ふるなり、毛詩に予爵を序爵に作る、序は叙と同じ、次第順序を定むることにて、亦爵位を授くるなり、【孰能執熱】孰は誰なり、熱は火にて炮りたる熱き豚肉を云ふ、下句の解義中にある、焦循の説を見よ、【鮮不用濯】鮮を毛詩に逝に作る、「孟子」亦此の詩を引き、逝に作る、逝は去なり、孫貽讓は墨子の見し詩と毛詩孟子の見し詩とは、文もと同からずと云へり、鮮は寡なり、多く有らざることを、濯ふことを用ゐざることは、鮮くして、乃ち多く濯ふをなすなり、詩の毛傳に、濯所以救熱也とあり、鄭玄は釋して當如手持熱物之用濯と云へり、「禮記」の内則に、炮取豚及將塗以謹塗、草の雜れる泥塗、炮之塗皆乾、擘之濯、手以摩之去其皸とあり、孔穎達

輔佐也、譬之猶執熱之有濯也、將休其手焉、

【大意】 此れ古詩を援引して、賢能を尊び用ふるは、國君の勞を省きて功を成す所以なるを云ふ、

【通釋】 古人の詩に曰く、吾は汝ちに天下の心配を心配すべきことを語り告げん、又汝ちに賢能の人に爵位を予へて用ふべきことを誨へ示さん、乃ち其の之を爲すは、當に手に熱き物を執るに當りては、必ず冷かなる水を用ゐて、自から手を濯ふが如く、國家を治めんと欲すれば、亦必ず賢者を用ゐて、自から輔くべきなり、今や此の天下に於て、果して誰か能く熱き物を執るに方りて、冷かなる水を以て、其手を濯はざる者かある、先づ水にて手を濯ひ冷かにして、然る後に執るべきなり、則ち此の詩は、古代の國君諸侯が國家を治め平かにするには、必ず我が意を承けて我が事を司り、我が輔佐たるべき賢能の士を親み近けて善く待遇すべきことは、之を譬ふるに猶、彼の熱き物を執るときに方りては冷かなる水を以て濯ふことは、將に其の熱き手を此によりて、休息なさんとす

が「正義」に手既擘泥不淨其肉又熱故濯手摩之去其皸矣とあり、焦循が孟子正義に之を引き、此執熱以濯之事也と云へり、

古者聖王唯毋得賢人而使之、般爵以貴之、裂地以封之、終身不厭、賢人唯毋得明君而事之、竭四肢之力、以任君之事、終身不倦、若有美善、則歸之上、是以美善在上、而所怨謗在下、寧樂在君、憂感在臣、故古者聖王之爲政若此、

【大意】 此れ古代聖主の善く賢人を用ゐる賢臣も亦爲めに力を竭くして人主を輔くることを云ひ、以て人主の賢臣を尊び用ふべきことを説く、

【通釋】 古代の聖王は、ひたすらに賢人を我が手に入れて、善く之を使ひ用ゐて、高き爵位を頒ち予へて之を貴くし、土地を裂き與へて其の領地として之を取り立て、聖王一代を終ふる迄久く親任して厭き足ることをなさず、賢人も、亦ひたすらに明君を我が手に入れて、専ら之に事かへ、手足の及ぶ限り力を竭くして君の御用を引受け當りて、賢人一代を終ふるまで、久く忠誠を抽んで倦み退屈をなさず、若し美しき善き事あらば、之を上たる君主に送り付けて、全く君徳の致す所となせり、是れを賢人が臣となり仕ふる時は、美く善き名譽は、上たる君主に在り、怨み謗らるゝ責任は下の臣僚に在りて、常に衆人攻撃の衝に立つ次第なり、故に安寧にして逸樂なる事は、君主に在りて、憂へ感める事は臣下の身に在り、乃ち君は常に尊榮を享け、臣下は常に苦勞に當るが故に、古代聖王の政事を爲すや、唯だ賢臣を得んことを願ひ求むること上述の如し、

【解義】 【唯毋得賢人而使之】唯毋は唯なり、一途の意にて、「ヒタスラ」と訓ず、毋は語詞にて、全く上の字に附して云へるのみにして、別に意義あるにあら

ず、墨子管子の二書には唯毋の字を用ふること極めて衆し又唯無に作る者あり、亦同きなり、王引之は一篇文章を擧げて例證すれども、説甚だ長ければ略す、孫貽讓の「問話」に詳かに見ゆれば、參看すべし、【般爵以貴之】般は頌と同じ、般爵とは、爵位を頒ち賜ふなり、【竭四肢之力】左右の手足を總稱して四肢と云ふ、肢の字、亦支に作る、【憂感在臣】感は「いたみ」と訓ず、憂の甚き者なり、憂感在臣とは、憂へ感める事は賢能の臣に落ち來るなり、乃ち凡ての責任は、賢臣が當りて、敢て累を君主に及ぼさざるを云ふ、

今王公大人、亦欲效人以尙賢、使能爲政、高予之爵、而祿不從也、夫高爵而無祿、民不信也、曰、此非中實愛我也、假藉而用我也、夫假藉之民、將豈能親其上哉、故先王言曰、貪於政者、不能

分人以事、厚於貨者、不能分人以祿、事則不與、祿則不分、請問天下之賢人、將何自至乎王公大人之側哉、

【大意】 此れ在上者の賢人を待遇するに、爵祿を吝むべからざることを云ひ、以て尙賢の實を擧ぐべきことを説く、

【通釋】 今や天下の王公大人も、亦古人の行ひ方に效ひて、賢人を尊び禮し、能者を使ひ用ゐて、政事を爲すことを務めんと欲し、高く貴き爵位を予ふれども、相當せる大祿が、之に附き従はざるなり、夫れ徒に虚名爵位のみを高くして實利の俸祿が相當して附き従はざれば、用ひらるゝ人民即ち賢者は自から上を疑うて信せず、其の心に思へらく、此の爵位を高くすることは、君主が中心實情よりして我輩を愛するにあらず徒に我輩を假り物に使ひ以て外面上厚く賢能を尊尙する虚名を釣り求めんと欲するなりと、夫

れ假り物に使はるゝ國民は信に心服する者にあらざれば、將た豈に能く其の上たる君主を親むことを爲さんや、かるが故に、古の聖人たる先王の言に曰く、政權を貪り吝む者は、他人に分け予ふるに官事を以てすること能はず、貨利を厚く嗜む者は、他人に分ち予ふるに、利祿を以てすること能はずと、右の如く官事は他人に予へずして、己獨り之を貪り、利祿は他人に分たずして、己獨り之を擅にするとときは、如何に聘物口上虚禮を設け外觀を飾りて、天下の賢人を尋ね求むるとも、苟も天下の賢人たる者は、將た何ぞ自から此の如き王公大人の側に至りて、仕ふることを爲さんや、

【解義】 【亦欲效人】效人は古人の爲政に效ふなり、【假藉而用我】藉は借の本字にて賢人を外部に假り用ゐて國君が自分の利益を營むを云ふ乃ち假り物に利用するなり、【請問天下之賢人】請は謁なり、問は遣なり、賢者を招くには、先づ使者を遣はし聘物を遣りて招き致すを以て請問と云ふ、

若苟賢者不至乎王公大人之

側、則此不肖者在左右也、不肖者在左右、則其所譽不當賢、而所罰不當暴、王公大人尊此、以爲政乎國家、則賞必不當賢、而罰亦必不當暴、

【大意】 此れ賢者の王公大人の側に至らざるときは不肖者の政事を亂だす害あることを云ふ、

【通釋】 大人の側には、賢者不肖者を論せず、何人か侍せざるべからず、されば若し苟に賢者が其の側に來り至らざるときは、此れ必らず不肖なる小人が、王公大人に近づきて左右にあらん、不肖なる小人が左右にあるときは、彼れ不肖者は、元來不肖にして道理に聞ければ、彼れが譽め尊ぶ者は賢人たる資格に適當せずして、罰して黜くる者も亦同く暴人たる資格に適當せず、王公大人此の小人を尊び重んじて、廣く政事を國家に爲すときは、國家の行へる褒賞は必らず道理に當り叶はずして刑罰も亦必らず道理に當り

叶はず、乃ち個人より云へば、褒貶の標準を誤り、國家より云へば、賞罰の標準を誤りて、正邪曲直を顛倒することに至らん、

【解義】 【則此不肖者】此の字古人は是の字と通用す「これ」と讀みて斷定の辭となす、【其所譽者不當賢】小人は己に諛ふ者は喜び譽め己に忤ふ者は怨みて謗る者なれば譽めて賢人となす者賢人たるに適當せざるなり、下句の所罰不當暴も亦此の義を以て推解すべし、

若苟賞不當賢、而罰不當暴、則是爲賢者不勸、而爲暴者不沮矣、是以入則不慈孝、父母出則不長弟、鄉里居處無節、出入無度、男女無別、使治官府、則盜竊守城、則倍畔、君有難、則不死、出

亡、則不從、使斷獄、則不中、分財、則不均、與謀事、不得、舉事、不成、入守不固、出誅不彊、

【大意】 此れ不肖者政を爲し賞罰當らざるときは、國家は爲めに害毒を受くること甚きを云ふ、

【通釋】 國家の賞罰あるは、もと賢者を勸奨し、暴者を懲戒せんが爲めなり、然るに若し苟に國家の予ふる褒賞は、賢者に相當せずして責罰は暴者に相當せず、乃ち賢者は褒賞に與からず、暴者は罰責を免ることを得れば、是れ賢者は善を勉めず、暴者は惡を止めざるなり、是れ入りて家庭に居るときは、父母を慈愛して孝養をなさず、出でて外人に接するときには郷里の父兄先輩に對して、自から謙遜することをなさず、一家に居るときは節制なくして放縱氣儘に流れ出入りをなすには常度なく、男女の交りは混亂して差別なし、長官として官府を治めしめば、國家の財物を盜竊し、將軍として城郭を守らしめば、離れ畔きて敵軍に降參し、國君に急難あるも、爲めに一命を捧げ

て死することをせず、國君其の國に居り難き實情ありて、境を出て他國を亡ぐることもあるも、見棄てて俱に從ひ行かず、又官吏となして訟獄を聽き、裁判せしめば、理法の宜きに中らず、財貨を分ちて與へしめば愛憎に任じて或は厚く或は薄くして、公明平均ならず、又相手として事を經營規畫すれば、智慮少くして意の如くなるを得ず、事を舉げ行はしむれば、才能拙くして功業成し遂ぐるを得ず、内に入りて國城を守れば卑怯にして堅固ならずして敵に奪はれ易く出て敵國を誅伐するに當りては戰を畏れて彊からず、敵に克ち難し、

【解義】 【暴者不沮】沮は沮み止むなり不沮とは暴を爲すとが沮み止まらざるなり、【不慈孝父母】慈孝は兩親を愛して利益を與ふるなり、賈子新書の道術篇に親愛利子謂之慈、子愛利親謂之孝、とあり、乃ちもと慈は親より子を愛するを云ふなれ共、國語の齊語にも不慈孝、於父母不長弟、於鄉里とあり、「莊子」の漁父篇にも事親則慈孝の語あるを觀れば、慈の字は孝の字に附帶して云へること、猶、下文に弟の字に長の字を附帶し長弟と云へるが如し別に深き意